

# 文 教 員 会

令和7年12月9日

## 議 案

- (1) 議案第110号 葛飾区立学校設置に関する条例の一部を改正する条例 (学務課長)
- (2) 議案第124号 葛飾区体育施設の指定管理者の指定について (生涯スポーツ課長)

## 庶務報告

### 1 議案関係

- (1) 令和7年度葛飾区一般会計補正予算（第3号）について (教育総務課長)
- (2) 葛飾区立宝木塚小学校電気設備工事請負契約締結について (学校施設整備担当課長)
- (3) 葛飾区立宝木塚小学校給排水衛生設備工事請負契約締結について (学校施設整備担当課長)
- (4) 葛飾区立宝木塚小学校空調設備工事請負契約締結について (学校施設整備担当課長)
- (5) 葛飾区立二上小学校既存校舎ほか1解体工事請負契約締結について (学校施設整備担当課長)
- (6) 葛飾区奥戸総合スポーツセンター温水プール館等受変電設備及び低圧幹線等改修工事請負契約締結について (生涯スポーツ課長)

### 2 一 般

- (1) 道上小学校、二上小学校及び柴又地域統合小学校の改築について (学校施設整備担当課長)
- (2) 柴又地域統合小学校における校名（案）の選定について (学校施設整備担当課長)
- (3) 令和6年度葛飾区におけるいじめの状況について (教育指導課長)
- (4) 令和6年度葛飾区における児童・生徒の暴力行為及び不登校の状況について (総合教育センター・教育支援課長)
- (5) チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の設置について (総合教育センター・教育支援課長)
- (6) 葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針（素案）について (地域教育課長)
- (7) （仮称）水元公園スケートボード広場整備 基本計画（素案）について (生涯スポーツ課長)

葛飾区立学校設置に関する条例の一部を改正する条例

学務課

1 改正理由

柴又小学校と東柴又小学校を統合し、しばまた小学校とすることに伴い、所要の改正を行うもの

2 概要

条例の別表1の部葛飾区立柴又小学校の項及び葛飾区立東柴又小学校の項を削り、同部に「〃 しばまた小学校」「〃 柴又四丁目30番1号」を加える。

3 施行期日

令和9年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

## 葛飾区立学校設置に関する条例新旧対照表（改正部分抜粋）

現 行	改正案																																		
葛飾区に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園を別表のとおり設置する。	葛飾区に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園を別表のとおり設置する。 <u>付 則</u> <u>この条例は、令和9年4月1日から施行する。</u>																																		
別表	別表																																		
1 小学校	1 小学校																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>〃 末広 小学校</td><td>〃 金町四丁目21番1号</td></tr> <tr> <td>〃 柴又 小学校</td><td>〃 柴又四丁目30番1号</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>〃 原田 小学校</td><td>〃 東金町二丁目16番1号</td></tr> <tr> <td>〃 東柴 又小学校</td><td>〃 柴又五丁目12番1号</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>〃 東四 つ木小学校</td><td>〃 東四つ木二丁目13番1号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		〃 末広 小学校	〃 金町四丁目21番1号	〃 柴又 小学校	〃 柴又四丁目30番1号	(略)		〃 原田 小学校	〃 東金町二丁目16番1号	〃 東柴 又小学校	〃 柴又五丁目12番1号	(略)		〃 東四 つ木小学校	〃 東四つ木二丁目13番1号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>〃 末広 小学校</td><td>〃 金町四丁目21番1号</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>〃 原田 小学校</td><td>〃 東金町二丁目16番1号</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>〃 東四 つ木小学校</td><td>〃 東四つ木二丁目13番1号</td></tr> <tr> <td>〃 しば また小学校</td><td>〃 柴又四丁目30番1号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		〃 末広 小学校	〃 金町四丁目21番1号	(略)		〃 原田 小学校	〃 東金町二丁目16番1号	(略)		〃 東四 つ木小学校	〃 東四つ木二丁目13番1号	〃 しば また小学校	〃 柴又四丁目30番1号
名称	位置																																		
(略)																																			
〃 末広 小学校	〃 金町四丁目21番1号																																		
〃 柴又 小学校	〃 柴又四丁目30番1号																																		
(略)																																			
〃 原田 小学校	〃 東金町二丁目16番1号																																		
〃 東柴 又小学校	〃 柴又五丁目12番1号																																		
(略)																																			
〃 東四 つ木小学校	〃 東四つ木二丁目13番1号																																		
名称	位置																																		
(略)																																			
〃 末広 小学校	〃 金町四丁目21番1号																																		
(略)																																			
〃 原田 小学校	〃 東金町二丁目16番1号																																		
(略)																																			
〃 東四 つ木小学校	〃 東四つ木二丁目13番1号																																		
〃 しば また小学校	〃 柴又四丁目30番1号																																		
2 中学校	2 中学校																																		
(略)	(略)																																		
3 特別支援学校	3 特別支援学校																																		
(略)	(略)																																		
4 幼稚園	4 幼稚園																																		
(略)	(略)																																		

## 葛飾区体育施設の指定管理者の指定について

生涯スポーツ課

## 1 指定管理者の指定手続について

葛飾区体育施設は平成18年度から指定管理者制度を導入しており、令和8年4月に小菅西公園フットサル場と同一敷地内に新規開設するスケートボード場についても、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たって議会の議決を経る必要がある。

本区において指定管理者を指定するときは、葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定により、特別な事情があると認められる場合を除き、公募を実施することとなっている。しかし、このことについて、当該スケートボード場は下記の理由から、公募によらず、小菅西公園フットサル場の指定管理者を指定する。

## 2 非公募とする理由

当該スケートボード場は、平成28年4月に開設した小菅西公園フットサル場と同一敷地内に整備しており、両施設を合わせて「小菅西公園運動場」と施設名を改めた。管理に当たっては、受付や更衣室等の建物を共用する施設設計となっており、一体的な施設運営及び維持管理業務を実現し、利用者に均一なサービスと利便性を提供するためには、小菅西公園フットサル場と同一の指定管理者による管理運営が必要であることから、公募による選定は行わず、指定管理者を指定する。

## 3 指定する指定管理者について

## (1) 指定する指定管理者の名称

住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体

構成員（代表者） 東京都新宿区西新宿三丁目1番4号

住友不動産エスフォルタ株式会社  
代表取締役 内木場 浩二  
構成員 東京都新宿区新宿四丁目 2番10号 第二喜多ビル  
東洋管財株式会社  
代表取締役社長 藤代 弘

(2) 指定管理者が管理している施設の名称

葛飾区奥戸総合スポーツセンター、葛飾区水元総合スポーツセンター、葛飾区東金町運動場、葛飾区渋江公園テニスコート、葛飾区小菅東スポーツ公園テニスコート、葛飾区小菅西公園フットサル場、葛飾区上千葉公園運動場、葛飾区葛飾にいじゅくみらい公園運動場、葛飾区柴又少年ソフトボール場、葛飾区柴又ソフトボール場、葛飾区柴又野球場、葛飾区柴又球技場、葛飾区柴又少年野球場、葛飾区第二柴又野球場、葛飾区荒川小菅球技場、葛飾区荒川小菅少年野球場、葛飾区荒川小菅野球場、葛飾区堀切橋フットサル場、葛飾区堀切橋少年硬式野球場、葛飾区堀切橋少年野球場、葛飾区堀切橋少年ソフトボール場、葛飾区四つ木橋球技場、葛飾区四つ木橋野球場、葛飾区木根川橋野球場、葛飾区木根川橋少年野球場、葛飾区木根川橋球技場、葛飾区金町公園プール、葛飾区奥戸総合スポーツセンター駐車場、葛飾区水元総合スポーツセンター駐車場、葛飾区小菅西公園フットサル場駐車場、葛飾区葛飾にいじゅくみらい公園運動場駐車場、葛飾区堀切橋駐車広場、葛飾区木根川橋駐車広場、葛飾区第二柴又駐車広場

(3) スケートボード場の指定期間

令和8年2月5日から令和11年3月31日まで

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年12月	区議会議決後に指定及び告示
令和8年1月～2月	指定管理者との基本協定及び年度協定変更
令和8年4月	供用開始

葛飾区立宝木塚小学校電気設備工事請負契約締結について

学校施設整備担当課

1 工事の目的

改築を進めている葛飾区立宝木塚小学校について、本体建築工事に付随する電気設備工事を行う。

2 契約の概要

(1) 工事件名

葛飾区立宝木塚小学校電気設備工事

(2) 工事箇所

葛飾区宝町二丁目29番23号

(3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 予定価格

6億2,859万5,000円

(5) 契約金額

6億2,854万円

(6) 契約の相手

東京都葛飾区奥戸六丁目11番2号

高野・サイシング建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区奥戸六丁目11番2号

高野電気工業株式会社

代表取締役 高野大吾

構成員 東京都葛飾区東新小岩八丁目40番1号

株式会社テクノサイシング

代表取締役 齋藤剛

## (7) 工期

契約締結の日の翌日から令和10年10月31日まで

## 3 工事の概要

- |                  |    |
|------------------|----|
| (1) 引込設備工事       | 一式 |
| (2) 受変電設備工事      | 一式 |
| (3) 自家用発電設備工事    | 一式 |
| (4) 幹線設備工事       | 一式 |
| (5) 動力設備工事       | 一式 |
| (6) 電灯設備工事       | 一式 |
| (7) コンセント設備工事    | 一式 |
| (8) 舞台照明設備工事     | 一式 |
| (9) 個別音響設備工事     | 一式 |
| (10) 放送設備工事      | 一式 |
| (11) 電話用配管設備工事   | 一式 |
| (12) 情報通信用配管設備工事 | 一式 |
| (13) インターホン設備工事  | 一式 |
| (14) トイレ呼出設備工事   | 一式 |
| (15) 電気時計設備工事    | 一式 |
| (16) テレビ共同受信設備工事 | 一式 |
| (17) 機械警備用配管設備工事 | 一式 |
| (18) 自動火災報知設備工事  | 一式 |
| (19) 太陽光発電設備工事   | 一式 |

## 4 参考資料

- (1) 案内図

別紙1のとおり

- (2) 配置図

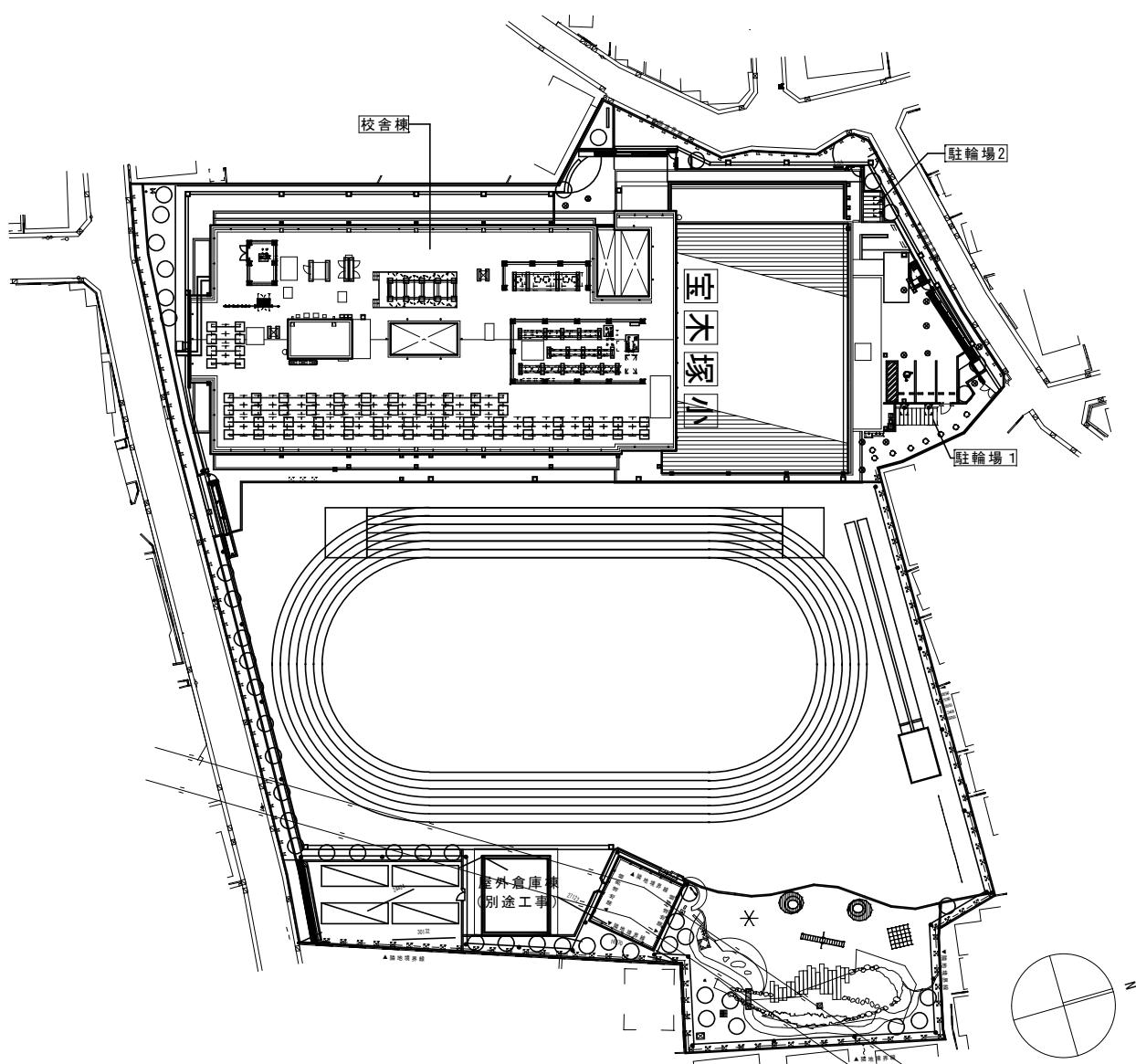
別紙2のとおり

## 案 内 図



葛飾区立宝木塚小学校電気設備工事

## 配 置 図



葛飾区立宝木塚小学校電気設備工事

葛飾区立宝木塚小学校給排水衛生設備工事請負契約締結について

学校施設整備担当課

1 工事の目的

改築を進めている葛飾区立宝木塚小学校について、本体建築工事に付随する給排水衛生設備工事を行う。

2 契約の概要

(1) 工事件名

葛飾区立宝木塚小学校給排水衛生設備工事

(2) 工事箇所

葛飾区宝町二丁目29番23号

(3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 予定価格

3億7,261万3,286円

(5) 契約金額

3億7,257万円

(6) 契約の相手

東京都葛飾区西亀有四丁目13番16号

昭和・上下建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区西亀有四丁目13番16号

昭和設備株式会社

代表取締役 積田 鉄也

構成員 東京都葛飾区東金町四丁目23番12号

上下水道促進工業株式会社

代表取締役 臼倉 慎吾

## (7) 工期

契約締結の日の翌日から令和10年10月31日まで

## 3 工事の概要

### (1) 屋内工事

衛生器具設備工事	一式
給水設備工事	一式
排水設備工事	一式
給湯設備工事	一式
消火設備工事	一式
ガス設備工事	一式
雨水ろ過設備工事	一式

### (2) 屋外工事

給水設備工事	一式
排水設備工事	一式

## 4 参考資料

### (1) 案内図

別紙1のとおり

### (2) 配置図

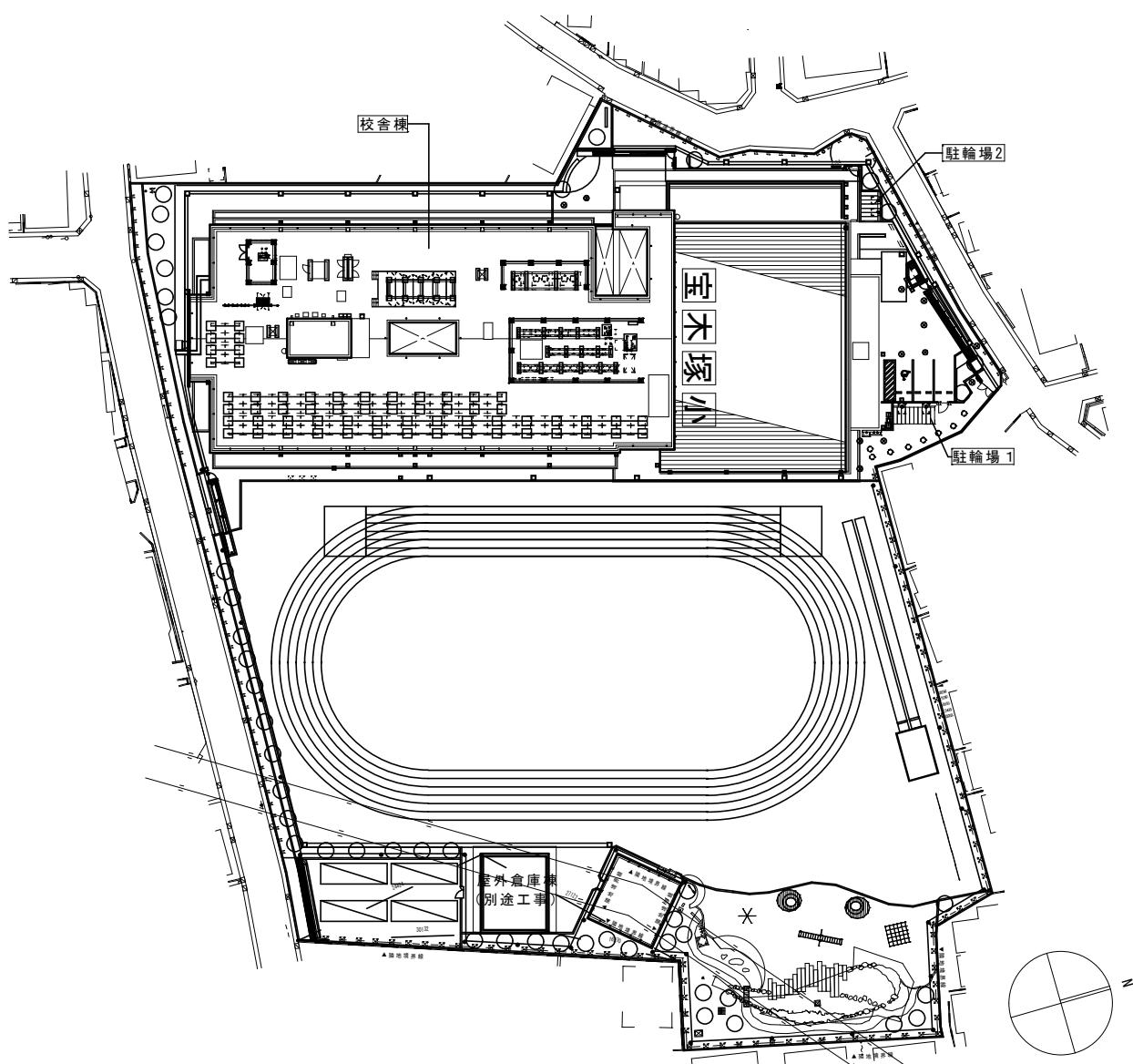
別紙2のとおり

## 案 内 図



葛飾区立宝木塚小学校給排水衛生設備工事

## 配 置 図



葛飾区立宝木塚小学校給排水衛生設備工事

## 葛飾区立宝木塚小学校空調設備工事請負契約締結について

学校施設整備担当課

### 1 工事の目的

改築を進めている葛飾区立宝木塚小学校について、本体建築工事に付随する空調設備工事を行う。

### 2 契約の概要

#### (1) 工事件名

葛飾区立宝木塚小学校空調設備工事

#### (2) 工事箇所

葛飾区宝町二丁目29番23号

#### (3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

#### (4) 予定価格

6億4,209万2,000円

#### (5) 契約金額

6億4,207万円

#### (6) 契約の相手

東京都葛飾区西亀有四丁目13番16号

昭和・東和建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区西亀有四丁目13番16号

昭和設備株式会社

代表取締役 積田 鉄也

構成員 東京都葛飾区西亀有四丁目13番6号

株式会社東和エンジニアリング

代表取締役 山村 憲二

(7) 工期

契約締結の日の翌日から令和10年10月31日まで

3 工事の概要

(1) 空調設備工事

機器設備工事	一式
ダクト設備工事	一式
配管設備工事	一式

(2) 換気設備工事

機器設備工事	一式
ダクト設備工事	一式

(3) 加湿設備工事

機器設備工事	一式
配管設備工事	一式

(4) 自動制御設備工事

4 参考資料

(1) 案内図

別紙1のとおり

(2) 配置図

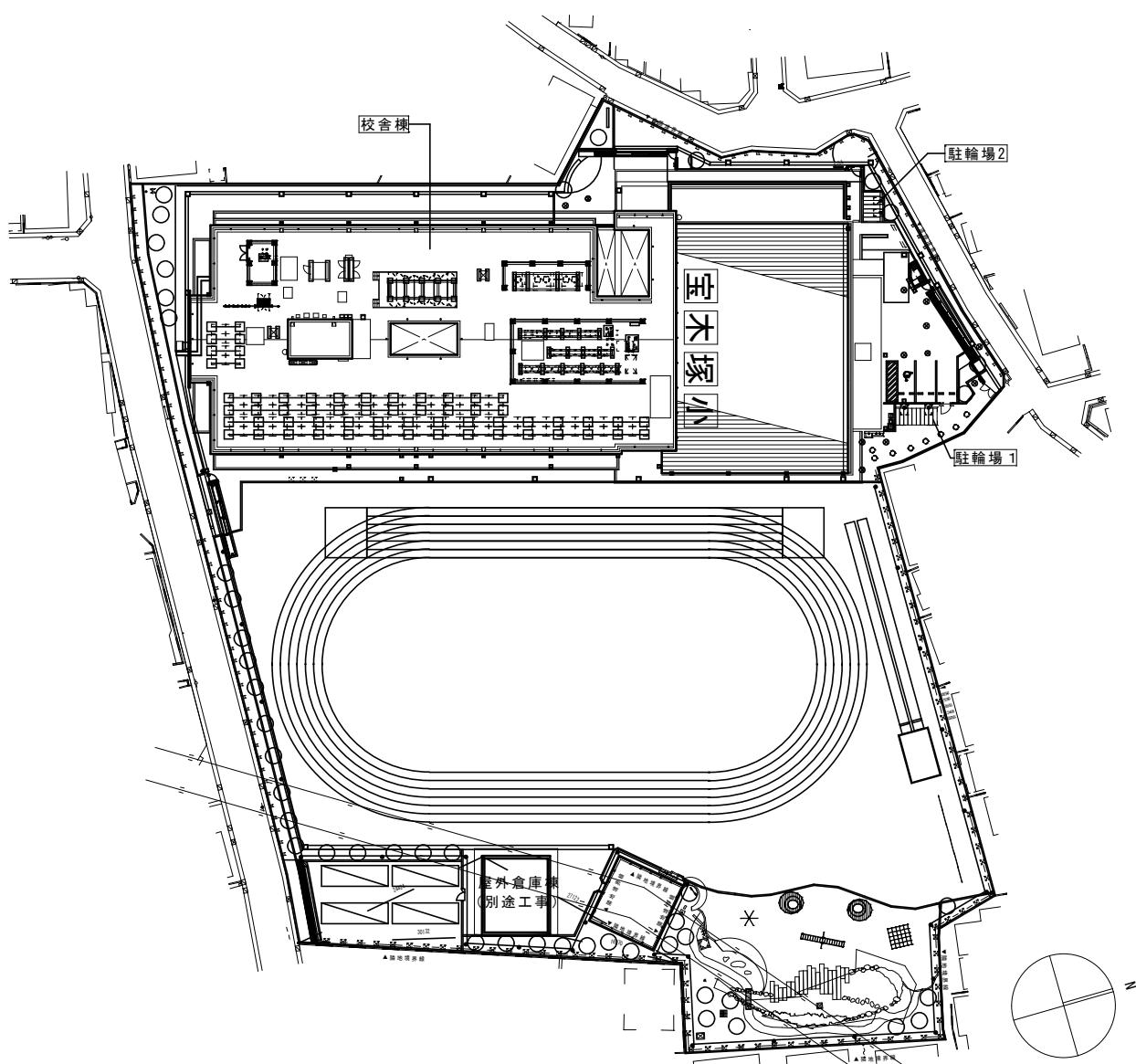
別紙2のとおり

## 案 内 図



葛飾区立宝木塚小学校空調設備工事

## 配 置 図



葛飾区立宝木塚小学校空調設備工事

葛飾区立二上小学校既存校舎ほか1解体工事請負契約締結について

学校施設整備担当課

1 工事の目的

改築を進めている葛飾区立二上小学校について、既存校舎ほか1解体工事を行う。

2 契約の概要

(1) 工事件名

葛飾区立二上小学校既存校舎ほか1解体工事

(2) 工事箇所

葛飾区東新小岩七丁目18番1号

(3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 予定価格

5億6,001万円

(5) 契約金額

4億8,720万8,700円

(6) 契約の相手

東京都葛飾区柴又二丁目12番10号

株式会社誠和土木

代表取締役 麻 生 悟

(7) 工期

契約締結の日の翌日から令和9年10月15日まで

3 工事の概要

(1) 解体・撤去工事

校舎棟

構 造 鉄筋コンクリート造地上4階建て  
建築面積 1,525.02平方メートル  
延べ面積 4,404.00平方メートル  
高 さ 17.70メートル

#### 保育園・旧職員寮

構 造 鉄筋コンクリート造地上3階建て  
建築面積 563.76平方メートル  
延べ面積 1,196.00平方メートル  
高 さ 10.00メートル

- (2) その他付属棟の解体 一式
- (3) 外構撤去工事 一式
- (4) 石綿含有建材撤去工事 一式
- (5) 電気設備撤去工事 一式
- (6) 機械設備撤去工事 一式

#### 4 参考資料

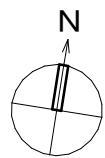
- (1) 案内図  
別紙1のとおり
- (2) 配置図及び各階平面図  
別紙2のとおり

## 案 内 図



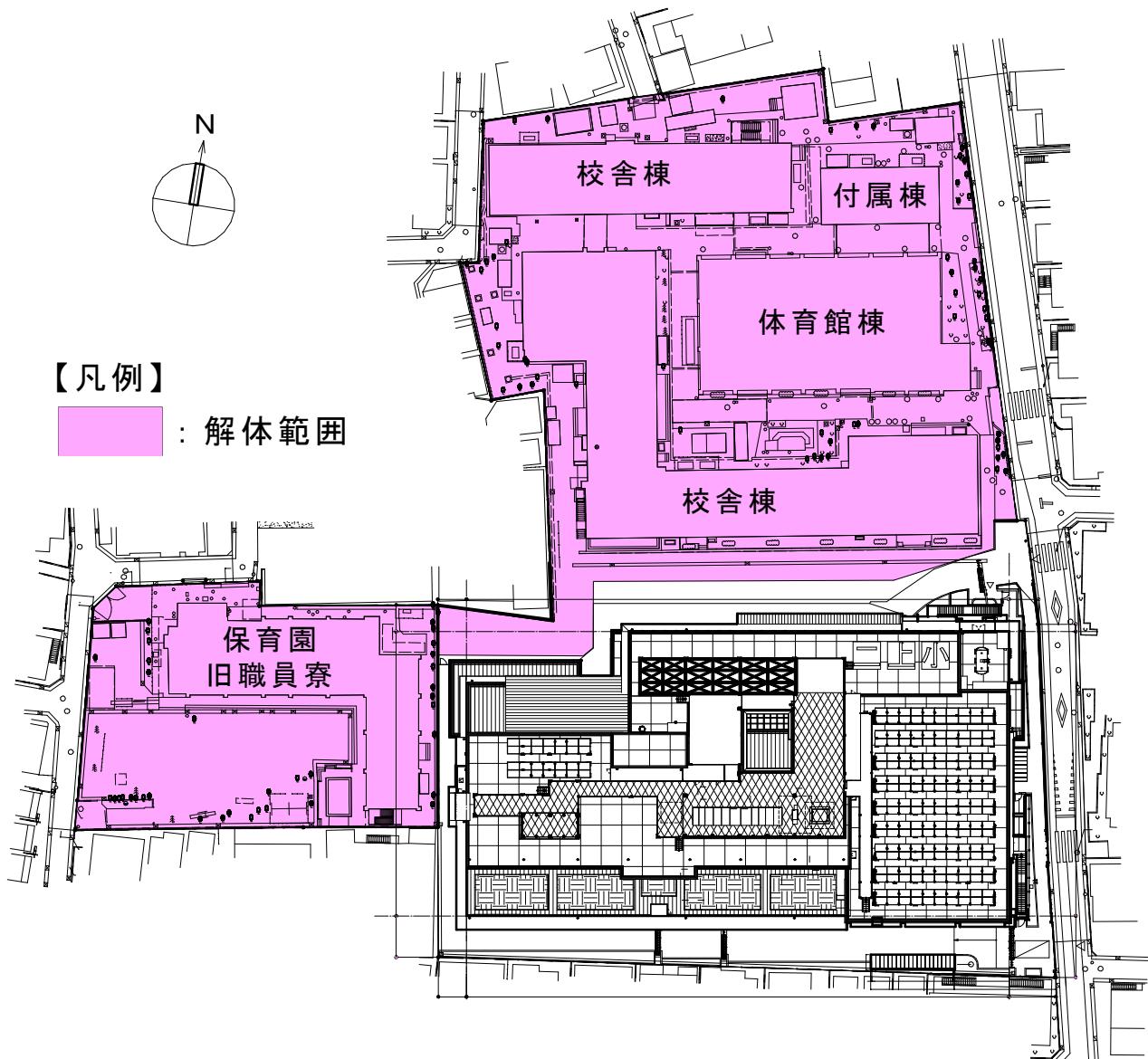
葛飾区立二上小学校既存校舎ほか1解体工事

## 配 置 図



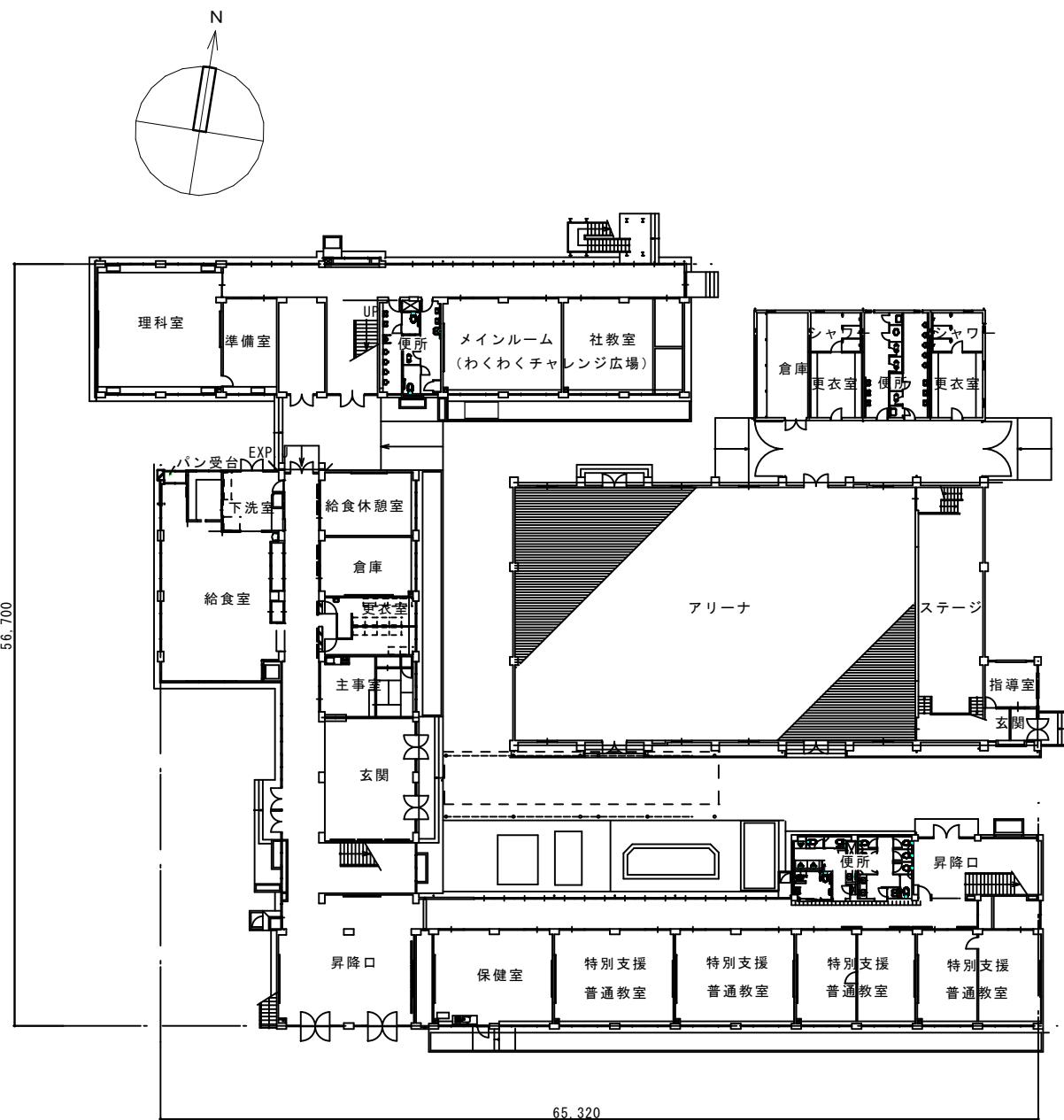
【凡例】

■ : 解体範囲



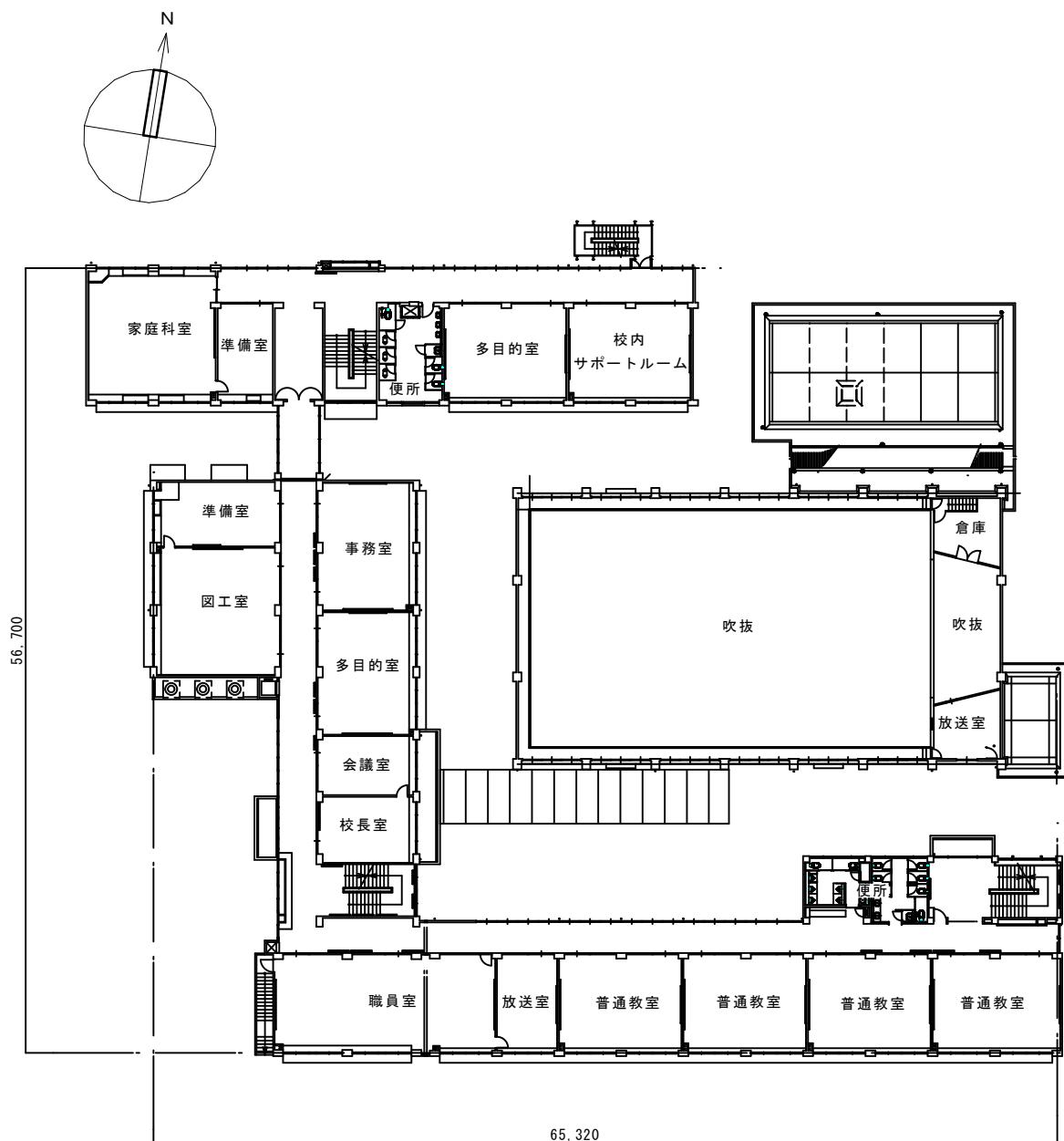
葛飾区立二上小学校既存校舎ほか1解体工事

1階平面図  
(小学校)



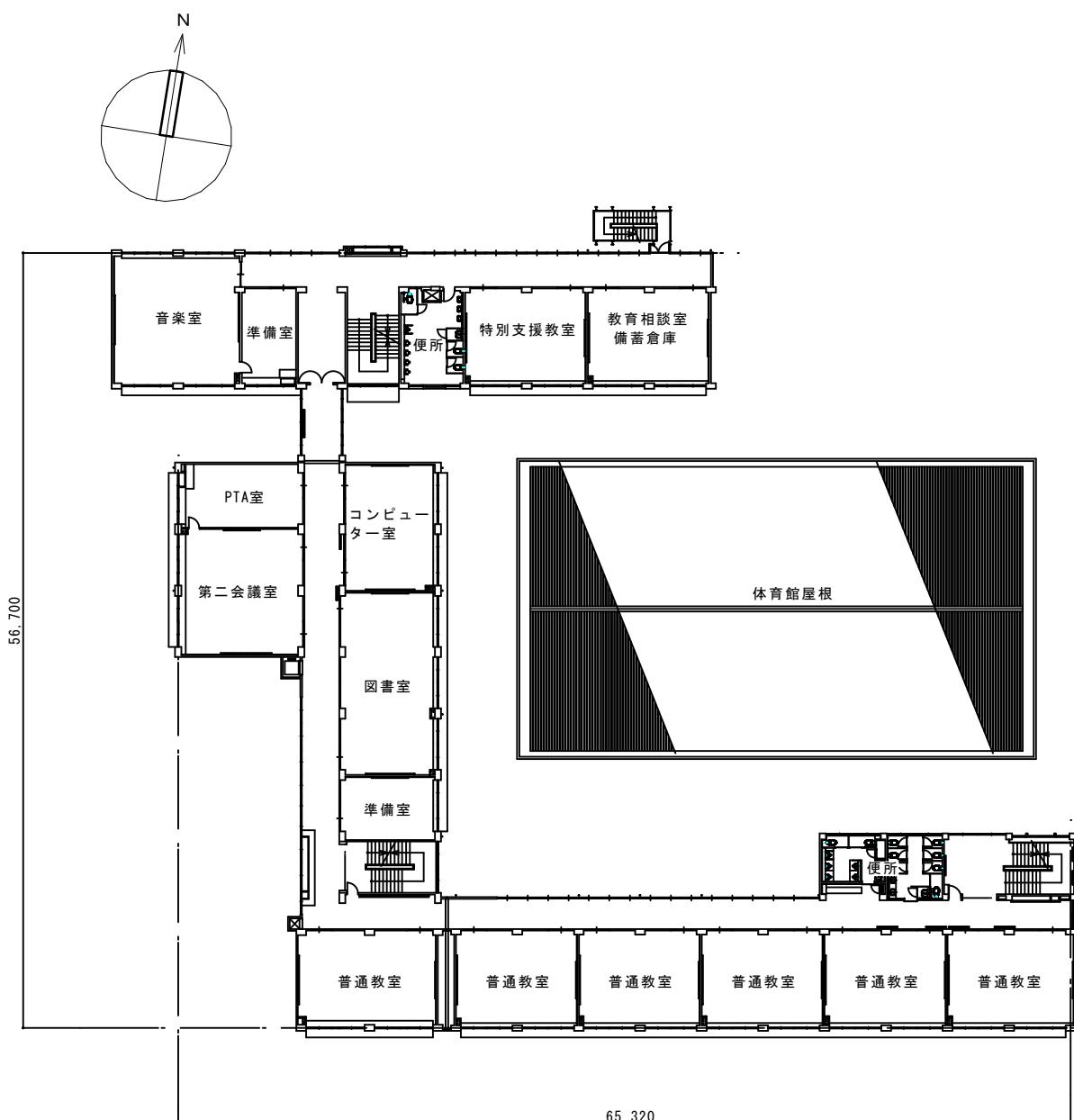
葛飾区立二上小学校既存校舎ほか1解体工事

## 2階平面図 (小学校)



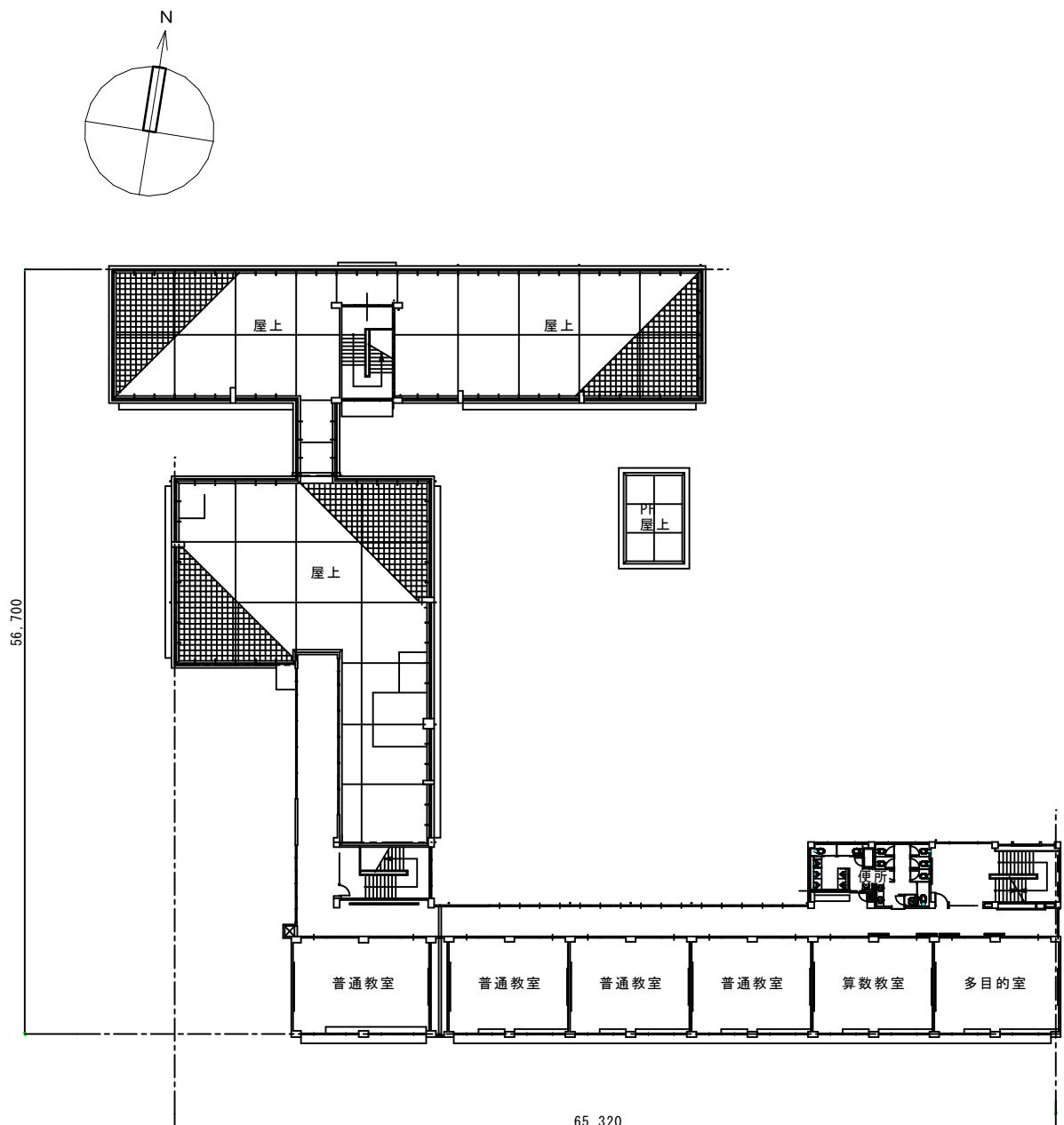
葛飾区立二上小学校既存校舎ほか1解体工事

### 3階平面図 (小学校)



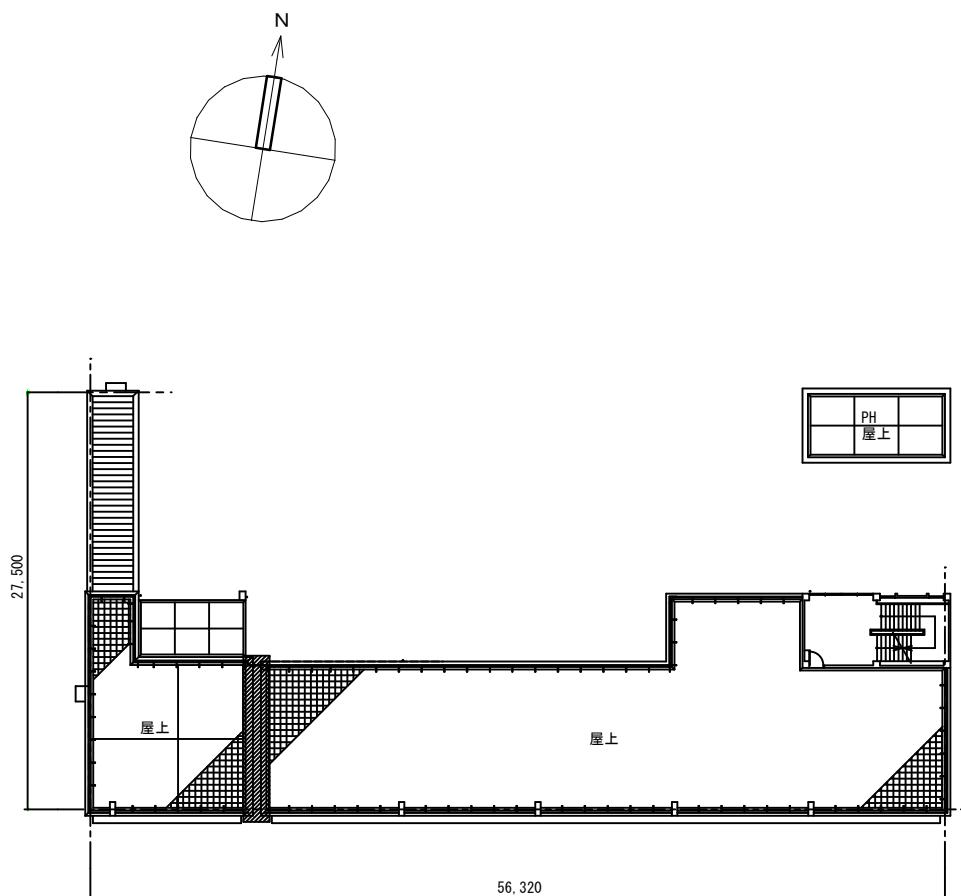
葛飾区立二上小学校既存校舎ほか1解体工事

4階平面図  
(小学校)



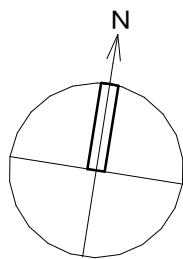
葛飾区立二上小学校既存校舎ほか1解体工事

屋上平面図  
(小学校)

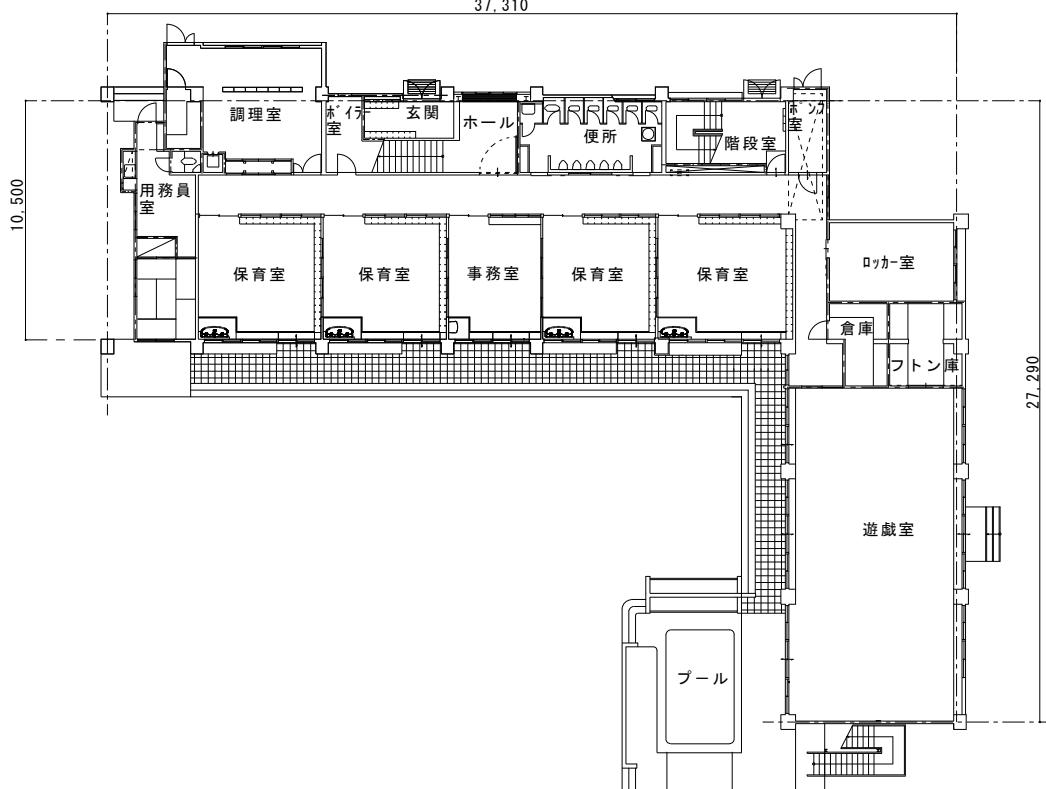


葛飾区立二上小学校既存校舎ほか1解体工事

1階平面図  
(保育園・旧職員寮)

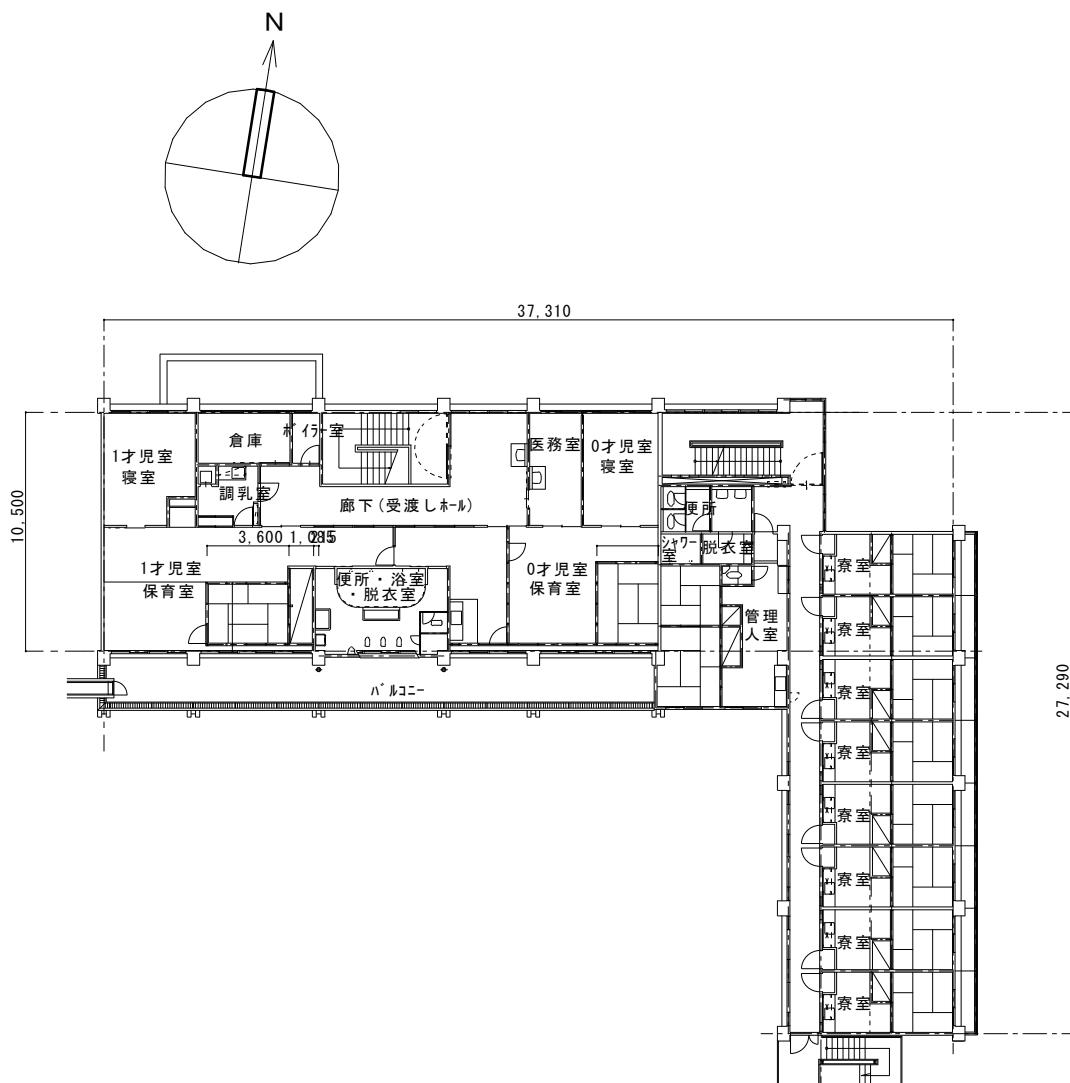


37,310



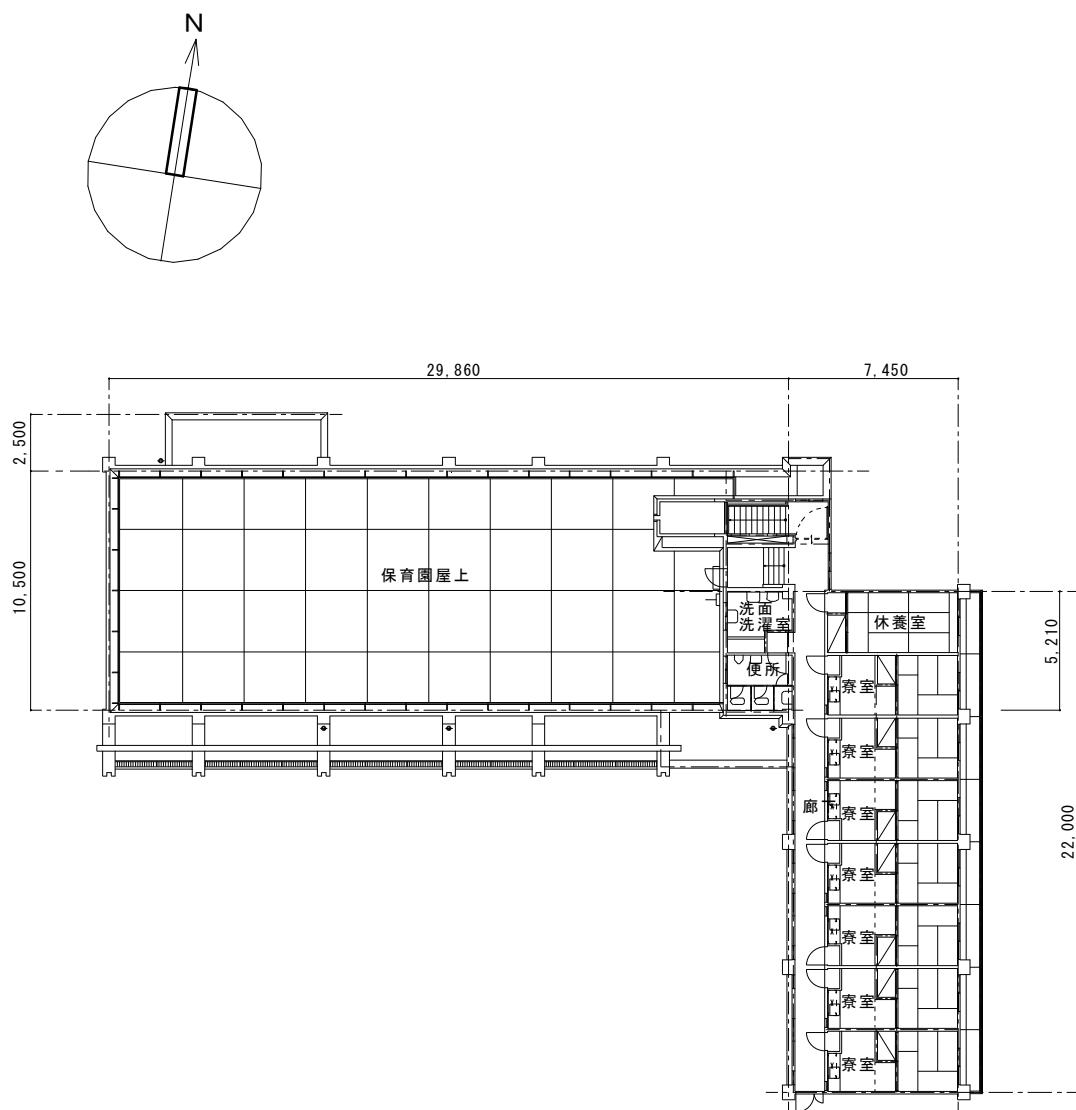
葛飾区立二上小学校既存校舎ほか1解体工事

## 2階平面図 (保育園・旧職員寮)



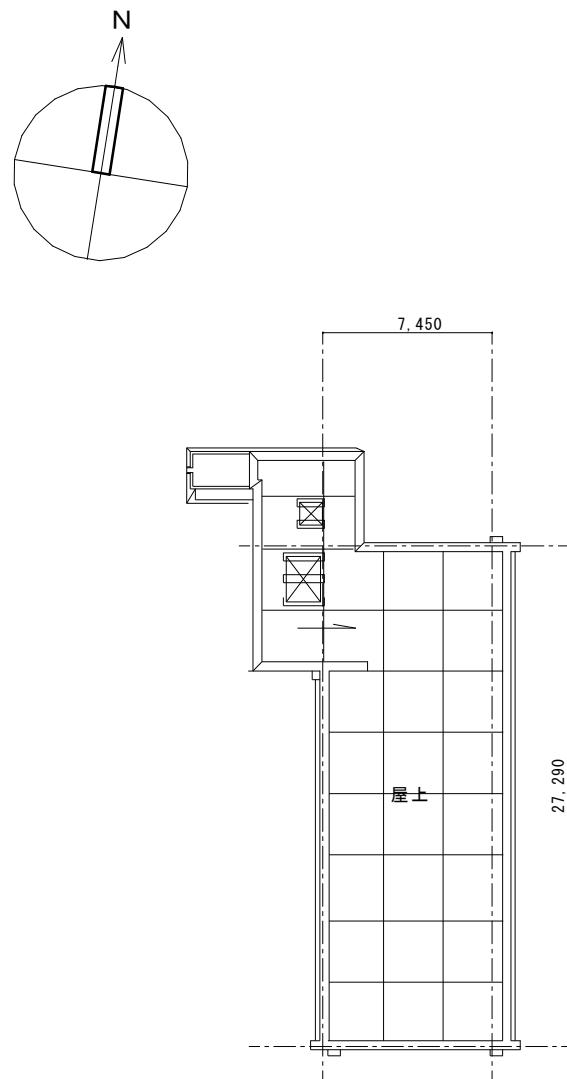
葛飾区立二上小学校既存校舎ほか1解体工事

3階平面図  
(保育園・旧職員寮)



葛飾区立二上小学校既存校舎ほか1解体工事

屋上平面図  
(保育園・旧職員寮)



葛飾区立二上小学校既存校舎ほか1解体工事

葛飾区奥戸総合スポーツセンター温水プール館等受変電設備及び低圧幹線等改修工  
事請負契約締結について

生涯スポーツ課

1 工事の目的

葛飾区奥戸総合スポーツセンター温水プール館について、受変電設備の老朽化が進行しており、開設当初から改修していない設備もあるため、受変電設備全体の改修工事を行う。

2 契約の概要

(1) 工事件名

葛飾区奥戸総合スポーツセンター温水プール館等受変電設備及び低圧幹線等改修工事

(2) 工事箇所

葛飾区高砂一丁目2番1号

(3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 予定価格

3億316万円

(5) 契約金額

3億316万円

(6) 契約の相手

東京都葛飾区東新小岩八丁目40番1号

サイシング・高野建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区東新小岩八丁目40番1号

株式会社テクノサイシング

代表取締役 齋 藤 剛

構成員 東京都葛飾区奥戸六丁目11番2号

高野電気工業株式会社

代表取締役 高野大吾

(7) 工期

契約締結の日の翌日から令和9年3月15日まで

3 工事の概要

引込設備工事	一式
受変電設備工事	一式
幹線設備工事	一式
電灯設備工事	一式
内装工事	一式
石綿除去工事	一式
仮設工事	一式

4 参考資料

(1) 案内図

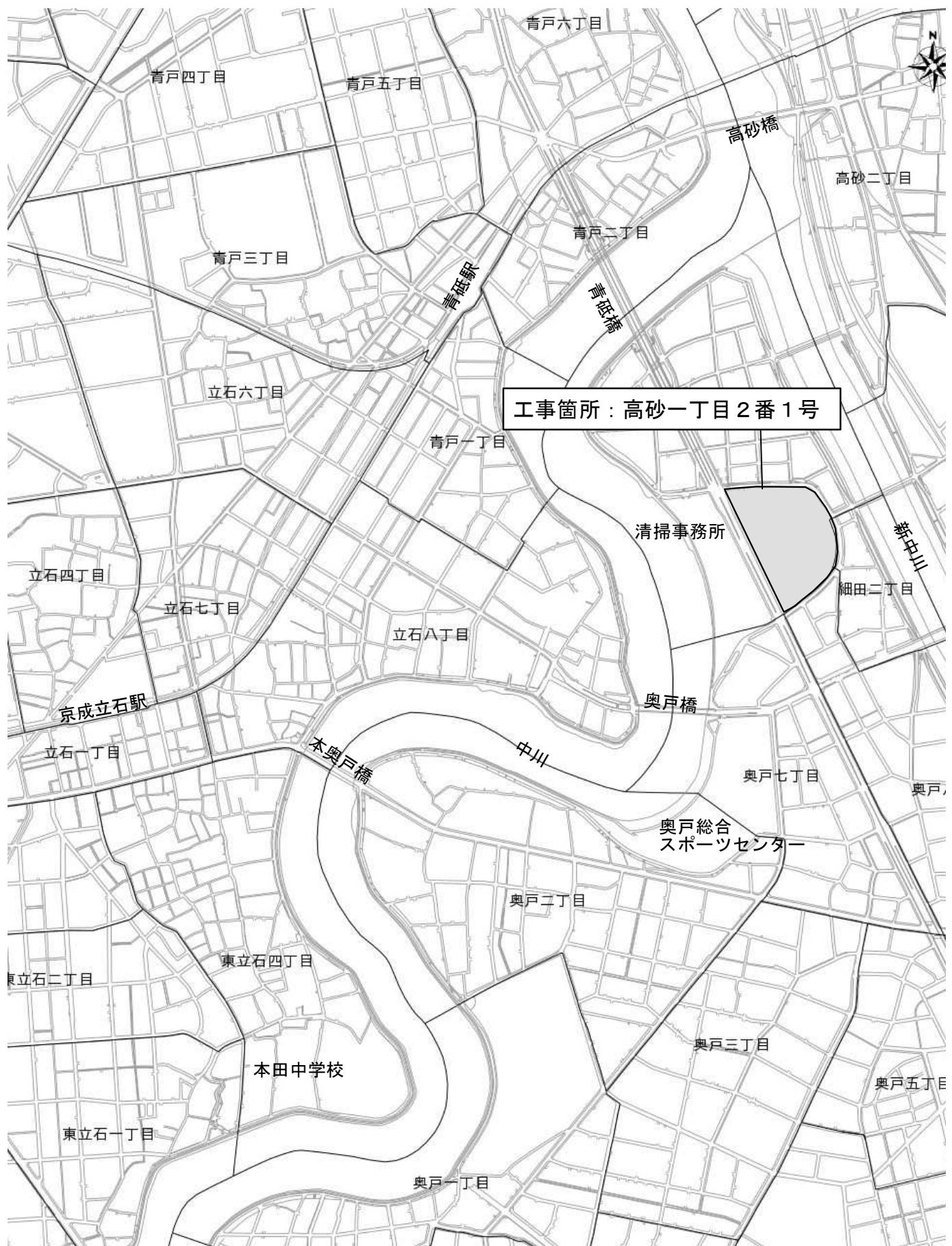
別紙1のとおり

(2) 配置図

別紙2のとおり

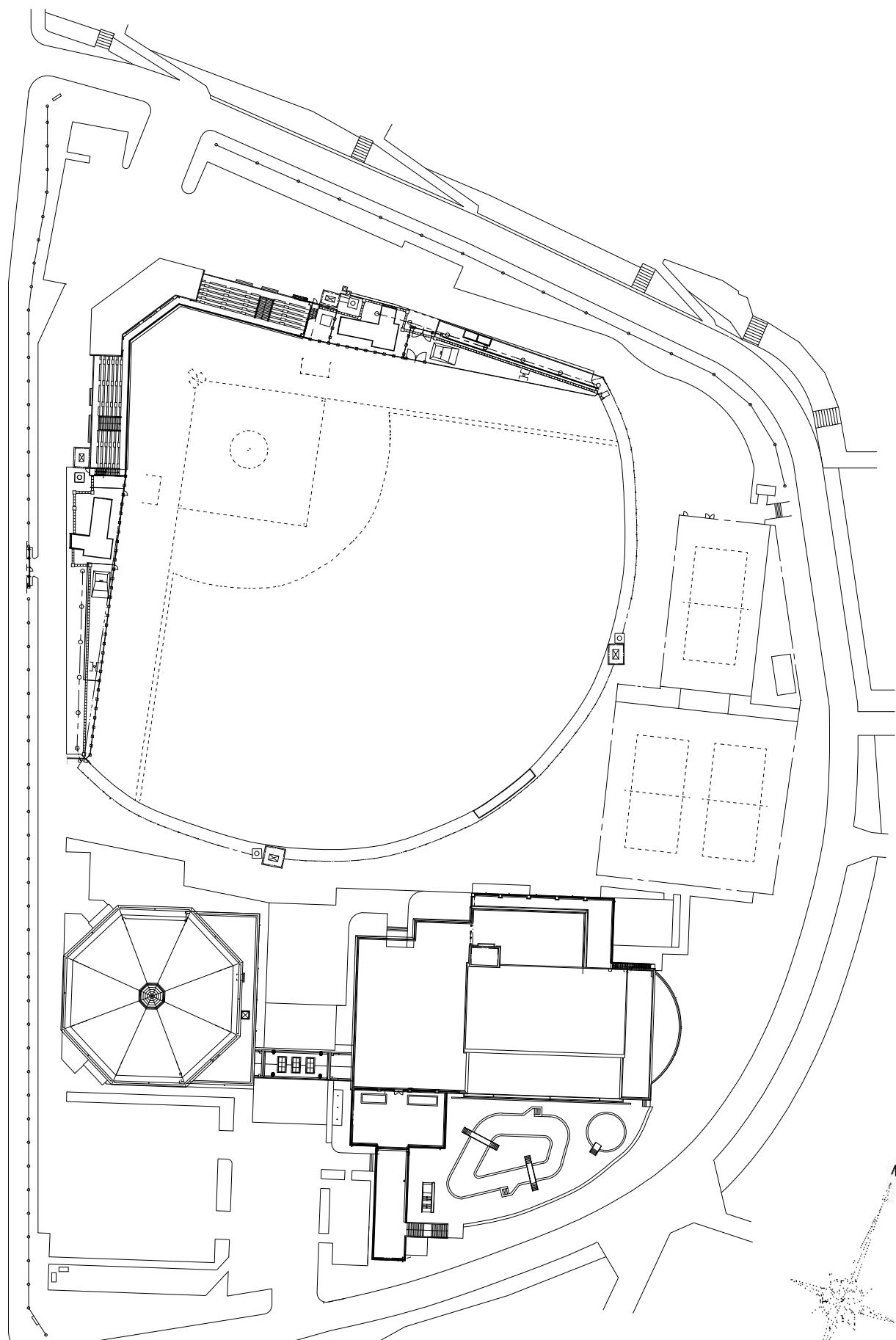
## 案 内 図

別紙 1



葛飾区奥戸総合スポーツセンター温水プール館等受変電設備  
及び低压幹線等改修工事

## 配 置 図



葛飾区奥戸総合スポーツセンター温水プール館等受変電設備  
及び低圧幹線等改修工事

一般庶務報告No. 1
令和7年12月9日

## 道上小学校、二上小学校及び柴又地域統合小学校の改築について

学校施設整備担当課

### 1 道上小学校の改築について

#### (1) 経過

改築に伴う校庭配置の変更等により、学校近隣への砂塵飛散の可能性が想定される。その対策として、外構整備工事の施工内容をクレイ舗装から人工芝に変更するため、当該変更に伴う経費を令和7年度第三次補正予算案に計上するもの

#### (2) 令和7年度第三次補正予算案計上額

##### 外構整備工事費

4,800千円

当初予算額	251,200千円	補正予算案計上額	4,800千円
-------	-----------	----------	---------

令和8年度	7,200千円 (債務負担行為補正額)
-------	---------------------

#### (3) 今後のスケジュール（予定）

令和8年4月 外構整備工事着手

5月 屋内運動場等解体工事完了

令和9年2月 外構整備工事完了（改築事業の終了）

### 2 二上小学校の改築について

#### (1) 経過

新校舎建設工事において、工事請負契約約款第24条第2項及び第3項の規定による物価スライド等に伴う工事費用増額分に係る経費を、令和7年度第三次補正予算案に計上するもの

#### (2) 令和7年度第三次補正予算案計上額

##### 改築工事費

149,900千円

予算現額	3,967,400千円	補正予算案計上額	149,900千円
------	-------------	----------	-----------

### (3) 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月 新校舎竣工

4月 新校舎にて運営開始、既存校舎解体工事着手

令和9年5月 外構整備工事着手

令和10年6月 外構整備工事完了（改築事業の終了）

## 3 柴又地域統合小学校の改築について

### (1) 経過

令和9年4月の統合小学校運営開始に伴い、柴又小学校敷地に仮設校舎を建設する。当該建設用地の確保に向け現在使用していないプール棟を解体するため、解体工事に係る経費を令和7年度第三次補正予算案に計上するもの

### (2) 令和7年度第三次補正予算案計上額

解体工事費

26,000千円

(債務負担行為設定) 令和7年度： 26,000千円

令和8年度： 39,200千円

合計： 65,200千円

### (3) 今後のスケジュール（予定）

令和8年3月 柴又小学校プール棟解体工事着手

10月 仮設校舎建設工事着手

令和9年4月 柴又小学校敷地で柴又小学校・東柴又小学校の統合小学校運営  
開始

令和9年度 東柴又小学校既存校舎等解体工事着手

令和10年度 新校舎建設工事着手

令和13年度 新校舎竣工

一般庶務報告 N o . 2

令和 7 年 1 月 2 日

## 柴又地域統合小学校における校名（案）の選定について

学校施設整備担当課

柴又小学校と東柴又小学校における統合小学校の校名について公募を行い、柴又地域統合小学校改築懇談会（以下「懇談会」という。）において校名（案）を選定したため、経過及び結果を報告するもの

### 1 校名の公募

柴又小学校及び東柴又小学校の児童・保護者、両校における通学区域の自治町会や幼稚園・保育園を通じて周知を行った。また、令和7年6月に実施した近隣住民説明会でチラシを配付するとともに、区公式ホームページで周知を行った。

### 2 応募状況

#### (1) 件数

200件（応募総数 312件）

#### (2) 校名（案）

新柴又小学校、柴又小学校、柴又さくら小学校、しばまた小学校、柴又桜小学校など80の校名（案）

### 3 選定方法及び校名（案）

令和7年7月及び9月に開催した懇談会において、応募があった80の校名（案）から、委員により候補を絞って投票を行い、最も得票数の多かった「しばまた小学校」を新校名（案）として選定した。

一般庶務報告 N o . 3

令和 7 年 1 月 2 日

## 令和 6 年度葛飾区におけるいじめの状況について

教育指導課

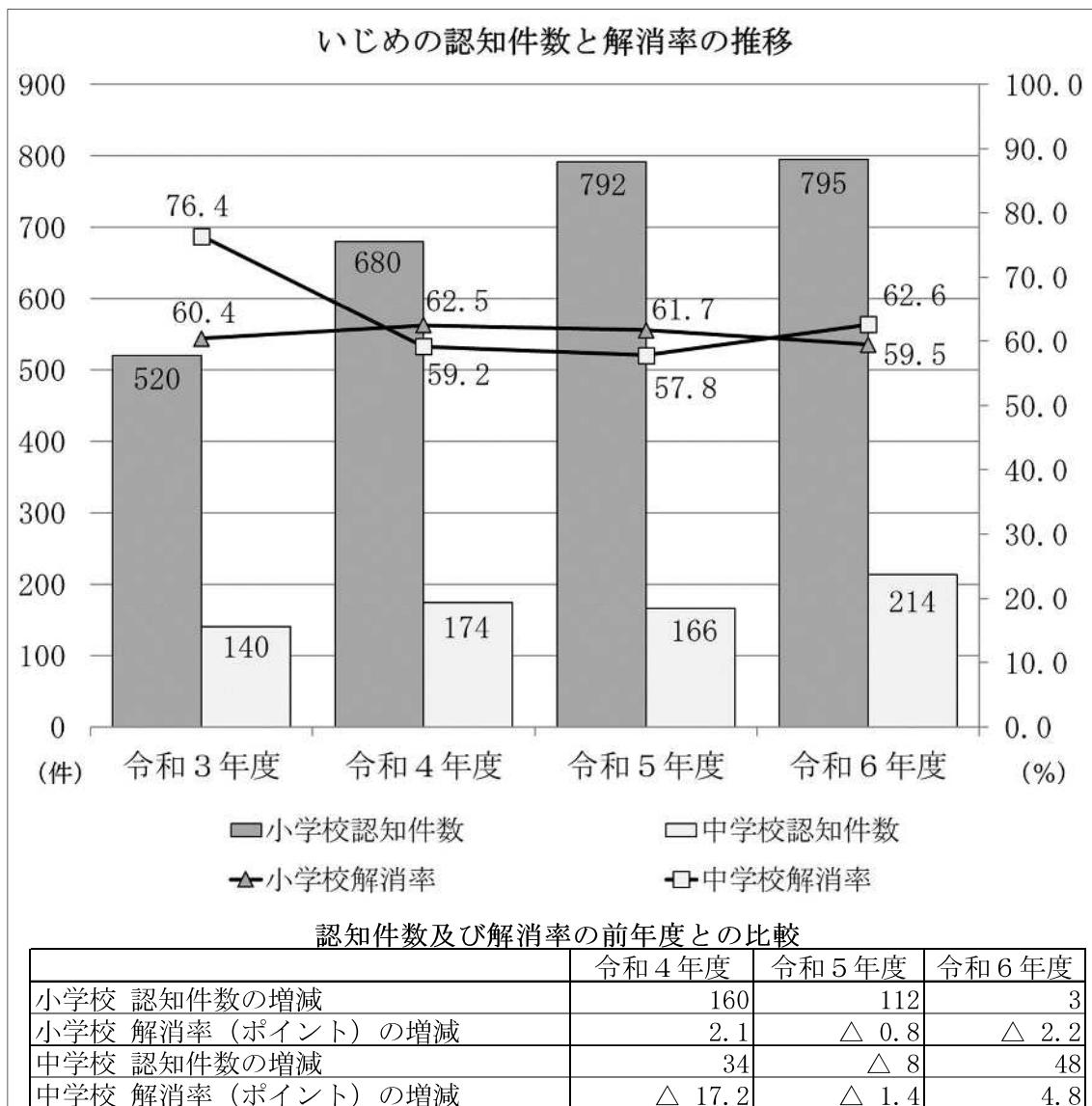
令和 6 年度の区立学校におけるいじめの状況及び今後の対応について、以下のとおり報告する。

### 1 定義

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、発生した場所は学校の内外を問わない。

## 2 いじめの状況

- (1) いじめの認知件数は、小学校は795件であり、前年度と比較して3件増加した。  
中学校は214件であり、前年度と比較して48件増加した。
- (2) いじめの解消率（※）は、小学校は59.5%であり、前年度と比較して2.2ポイント減少した。中学校は62.6%であり、前年度と比較して4.8ポイント増加した。



保田しおさい学校は小学校に含む。

※いじめの解消率とは

「いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる。」「対象児童・生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認できている。」の2つの要件が満たされている状態をいじめが解消している状態といい、その状態になった件数のいじめ認知件数に占める割合を「いじめの解消率」と呼んでいる。

### 3 今後の対応

- (1) 令和7年4月に改訂した「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」の全教員への周知・徹底を図ることで、教員のいじめに関する理解促進及び意識向上を図る。
- (2) 区内で発生したいじめによる重大事態について、校長会等で情報提供し、同様の事態の発生防止や、いじめを重大事態化させない体制づくりに取り組むよう周知徹底を図る。
- (3) 教員を対象とした各職層研修において、教員がいじめの疑いに気付いたら、「学校いじめ対策委員会」を通じて迅速に全教職員で情報共有し、解決に向けて組織的に早期対応するよう、改めて周知する。
- (4) 管理職が適切なマネジメントを行えるよう、管理職研修において、いじめ防止対策推進法をはじめとする法律的な知識も含めた研修を実施する。また、全教員を対象に「いじめ問題等理解度確認e - ラーニング」の研修を実施し、いじめ問題への対応力の向上を図る。
- (5) いじめ防止対策推進条例に基づき設置した「葛飾区いじめ問題対策連絡協議会」を活用し、関係機関との連携を推進する。
- (6) スクールロイヤーの役割を担う弁護士資格を持った職員を採用し、複雑化するいじめの問題等に学校が迅速かつ適切に対応するための支援を行う。
- (7) 学校から教育委員会へいじめ発生の報告があった際、担当指導主事が迅速に状況の確認を行い、学校と連携して適切な対応を行う。また、学校いじめ対策委員会の取組状況やいじめに関する授業の実施等、学校の様々ないじめ対応に関する取組を支援・指導することでいじめの未然防止に努める。
- (8) 児童・生徒及び保護者等がいじめに関し気軽に相談できるよう、「かつしかいじめほっとライン」や「メールによるいじめ・不登校等教育なんでも相談」等の相談窓口について、区公式ホームページ、区公式SNS、かつしかのきょういく等の広報媒体を活用して一層の周知を図り、相談を受けた際には、相談者の意向に配慮しながら、学校と連携して対応を行う。また、児童・生徒が相談しやすいよう、1人1台端末に東京都が運営する「相談ほっとLINE@東京」のショートカットのアイコンを引き続き配置する。

(9) 区立学校の全児童・生徒にいじめ防止に向けたリーフレットを配布し、各学校において、いじめは絶対に許されない行為であること、たとえ相手の言動に原因があるとしても、いじめに該当する言動により対処してはならないことを理解する授業を実施する。

令和 6 年度葛飾区における児童・生徒の暴力行為及び不登校の状況について

総合教育センター教育支援課

令和 6 年度の区立学校における児童・生徒の暴力行為及び不登校の状況並びに今後の対応について、以下のとおり報告する。

## 1 定義

### (1) 暴力行為

「暴力行為」とは、児童・生徒が、故意に有形力を加える行為をいい、「対教師暴力」（教師に限らず、学校職員も含む。）、「児童・生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、児童・生徒間暴力の対象者を除く。）、「器物損壊」のいずれかに該当するものをいう。

### (2) 不登校

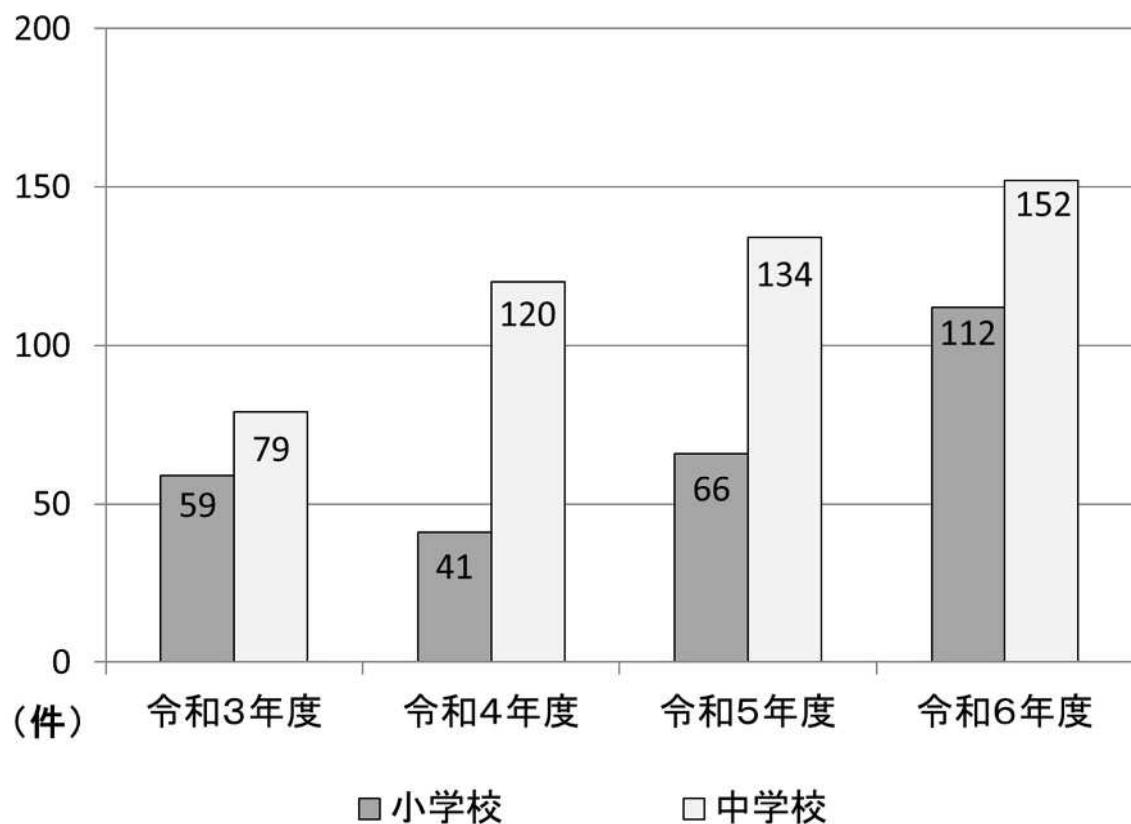
「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあり、年間30日以上欠席したものという（ただし、「病気」や「経済的理由」によるものを除く。）。

## 2 暴力行為の状況

暴力行為の発生件数は、小学校は112件であり、前年度と比較して46件増加した。

中学校は152件であり、前年度と比較して18件増加した。

### 暴力行為発生件数の推移



■ 小学校 □ 中学校

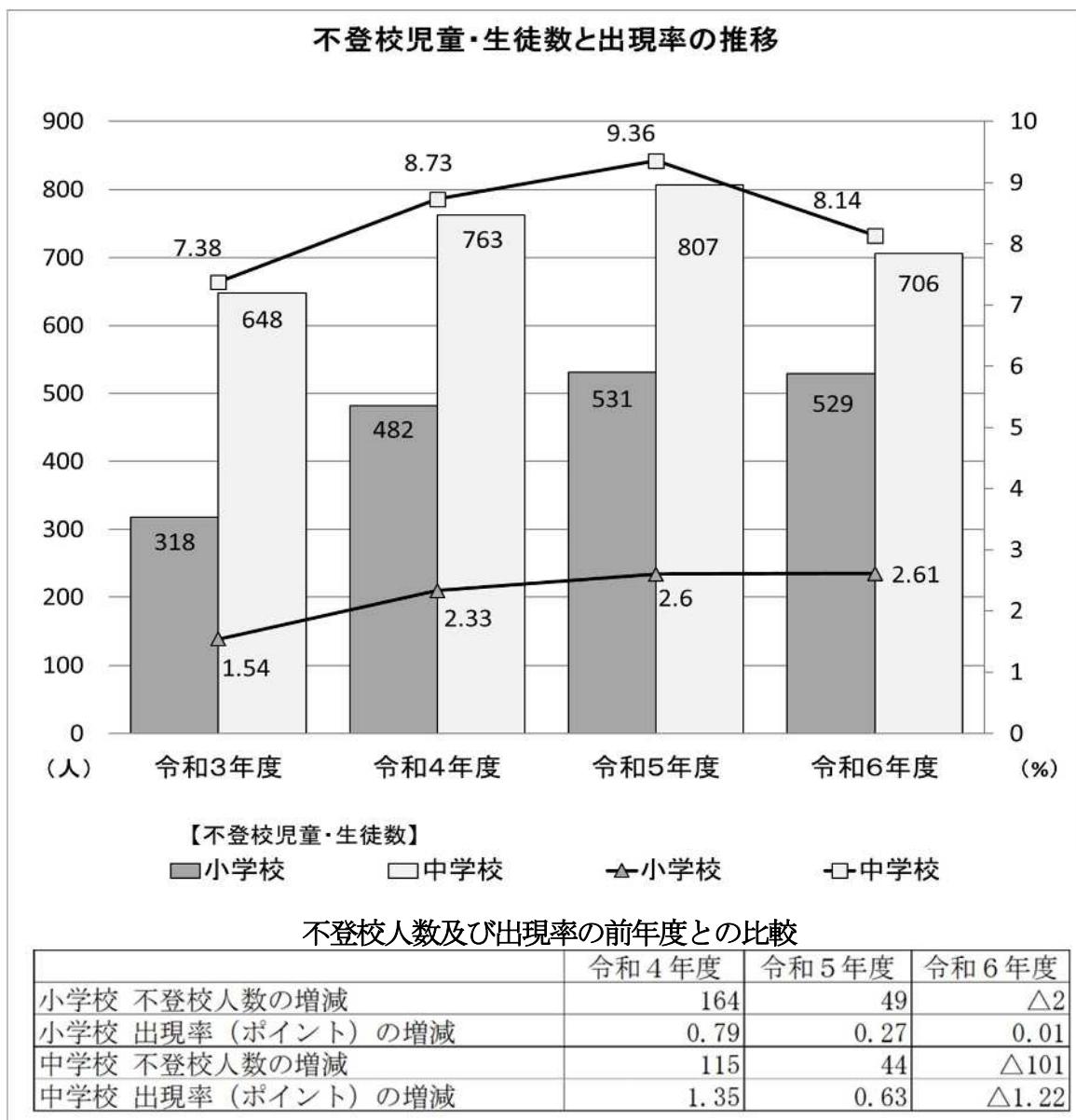
### 暴力行為の前年度との比較

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校 暴力行為件数の増減	△ 18	25	46
中学校 暴力行為件数の増減	41	14	18

保田しおさい学校は小学校に含む。

### 3 不登校の状況

- (1) 不登校児童・生徒数は、小学校は529人であり、前年度と比較して2人減少した。中学校は706人であり、前年度と比較して101人減少した。
- (2) 小学校の不登校出現率は2.61%であり、前年度と比較して、0.01ポイント増加した。中学校の不登校出現率は8.14%であり、前年度と比較して1.22ポイント減少した。



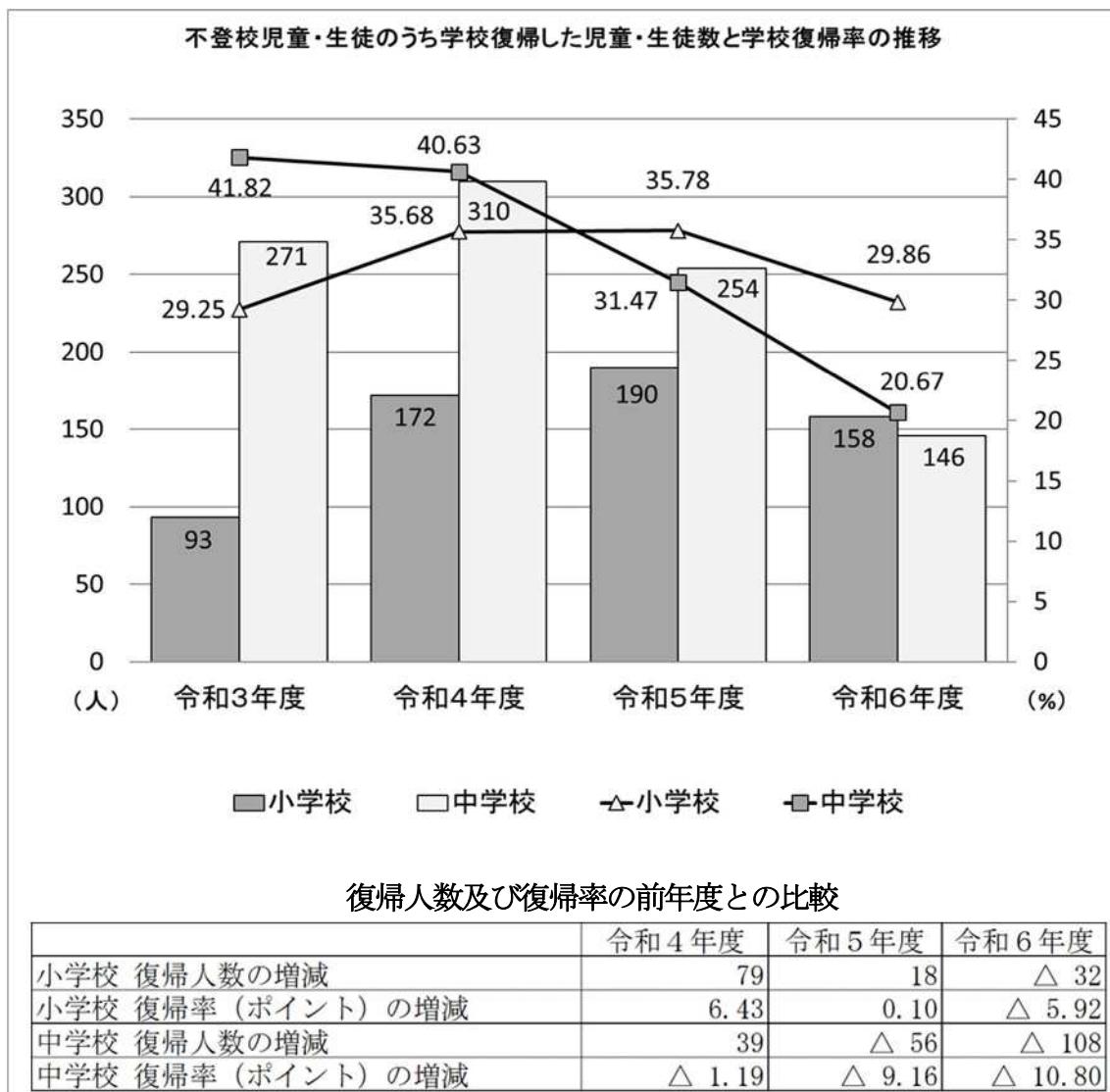
保田しおさい学校は小学校に含む。

※出現率の定義

出現率とは、児童・生徒数に占める、不登校の状態にある児童・生徒数の割合

(3) 不登校の児童・生徒のうち、学校へ復帰した児童・生徒数は、小学校は158人であり、前年度と比較して32人減少した。中学校は146人であり、前年度と比較して108人減少した。

(4) 不登校児童・生徒の学校復帰率は、小学校は29.86%であり、前年度と比較して5.92ポイント減少した。中学校は復帰率20.67%であり、前年度と比較して10.8ポイント減少した。



保田しおさい学校は小学校に含む。

※復帰率の定義

復帰率とは、不登校児童・生徒数に占める、指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒数の割合

## 4 今後の対応

### (1) 暴力行為について

- ア 日々の教職員の児童・生徒への声かけ、励まし、賞賛、対話、行事等を通した個と集団への働きかけ等、児童・生徒の発達を支える働きかけを積極的に行うとともに、校内の雰囲気づくりや道徳教育、人権教育の充実を図る。
- イ 暴力行為の前兆となる行動を早期発見・早期対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び関係機関等との一層の連携を図る。
- ウ 学校だけで解決が困難な状況が発生した場合、学校に生活指導サポートチーム指導員（警察OB）を派遣し、学校と関連機関等が連携して適切に対応できるよう支援し、問題の早期解決に取り組む。
- エ 令和7年度の生活指導主任研修会において、東京少年鑑別所（東京法務少年支援センター）の職員を講師として招き、問題行動に至る児童・生徒の理解や対応についての研修を実施する。

### (2) 不登校について

- ア 各学校において、不登校児童・生徒一人一人の状況を把握するとともに、個々の状況に応じた支援を行う。
- イ 各学校において、校内の生活指導と教育相談の一体化を図り、校内の児童・生徒の情報を共有して、組織的・計画的に支援を行う。
- ウ 不登校の要因は多様化・複雑化しているため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、関係機関と連携して問題の解決に取り組む。
- エ 児童・生徒についての見立て（アセスメント）の精度を高め、個々の状況に応じた支援を行えるようにするため、若手教員を対象とした教育相談研修会を実施する。
- オ 令和7年度から中学校に不登校対応巡回教員を配置し、不登校生徒の支援、魅力ある学校づくり及び不登校生徒の支援の助言等を行っている。令和8年度は不登校対応巡回教員の配置を拡大し、全中学校を巡回することで不登校の未然防止や不登校生徒への支援の充実を図る。
- カ 不登校防止研修会において、不登校対応巡回教員等の効果的な実践事例を共

- 有し、各学校における組織的な支援体制の構築及び教員の対応力向上を図る。
- キ 「校内サポートルーム」の全中学校への設置が令和7年度末に完了する。今後も支援員を配置し、登校はできるものの教室に入ることのできない児童・生徒を引き続き支援する。
- ク 令和8年度から、双葉中学校内に不登校生徒を対象とした「チャレンジクラス」を開設し、ゆとりある生活時程を実現することにより、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようとする。
- ケ 令和7年度から小学校2校に配置している「登校サポーター」について、児童の登校支援や見守り支援に効果が認められたことから、配置の拡大を検討する。
- コ ふれあいスクール明石の指導教授と心理専門員が、学校を訪問し、不登校やその傾向にある児童・生徒の個々の状況に応じた支援策を学校に助言する。
- サ ふれあいスクール明石の通室者増加と継続通室率向上のため、活動内容の充実を図るとともに、仮想空間（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）を活用した居場所・学びの場を引き続き提供する。
- シ 学校に対し、1人1台端末を活用した不登校児童・生徒の授業参加、学習の推進を図るよう、引き続き指導・助言する。
- ス 学校教育法施行規則の改正を踏まえ改訂した「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード」について、全教職員への周知徹底を図る。

一般庶務報告 N o . 5

令和 7 年 1 月 2 日

## チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）の設置について

総合教育センター教育支援課

### 1 概要

区立中学校における令和6年度の不登校生徒数は706人であり、令和5年度と比較して101人減少したが、依然として不登校の出現率が高いことや、不登校の長期化が見られる。そのような中、本年9月、東京都から「チャレンジクラス」の設置の話があった。このことから、東京都独自の取組である「チャレンジクラス」を令和8年度4月に開設し、中学校における不登校施策の充実を図る。また、この開設に向けて、現在、不登校の状況があり、「チャレンジクラス」に入室を希望する児童・生徒を募集する。

### 2 設置目的

区立中学校内に、不登校生徒を対象とし、東京都から加配された教員が中心となって当該生徒に授業を行う「チャレンジクラス」を設置し、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるよう努めることで、以下（1）から（3）までを達成する。

- (1) 出席状況の改善
- (2) 学習内容の定着
- (3) 学校内外の機関等や教職員による相談・指導等を受けていない生徒の解消

### 3 設置予定日

令和8年4月1日

### 4 設置予定校

双葉中学校

## 5 運営方法

- (1) 中学1年生から中学3年生まで、学年ごとに1クラスずつ設置する。
- (2) 各学年に担任を配置し、1日4時間程度、教員が授業を行う。
- (3) チャレンジクラスに通う生徒の学籍はチャレンジクラスを設置した学校に置くとともに、チャレンジクラスは通常の学級として扱う。
- (4) 生徒の在籍はチャレンジクラスになるが、チャレンジクラスの生徒が希望する場合には、チャレンジクラス以外の通常の学級（同学年における任意の一学級）を交流学級として設定するなどして、チャレンジクラス以外の通常の学級の授業を受けることができる。

## 6 募集概要

### (1) 対象

- ア 令和8年度に中学1年生になる区内在住の児童  
イ 令和8年度に中学2年生、3年生になる区内在住の生徒

### (2) 要件

次のア、イのいずれかに該当するもの

- ア 年間30日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因  
・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にある児童・生徒  
(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)  
イ 断続的な不登校又は不登校の傾向が見られる児童・生徒

### (3) 定員

30人程度（各学年10人程度）

## 7 予算

### (1) 必要経費

机や椅子などの消耗品購入に要する経費 911千円

### (2) 予算措置

今年度の既定予算内で対応する。

### (3) 今後必要となる経費

床などの教室の一部改修に要する経費を令和8年度当初予算案に計上予定であ

る。なお、この経費は東京都の「チャレンジクラス補助金」の補助対象となる予定であり、当該経費の1/2（上限5,250千円）が補助される。

## 8 今後のスケジュール

- 令和7年12月 募集、申込開始
- 令和8年1月 保護者説明会の開催
- 令和8年1月以降 入級審査
- 令和8年4月 チャレンジクラス開設

## 【参考】

- 葛飾区の不登校対策の現状及び取組等について
- 別紙のとおり

## 葛飾区の不登校対策の現状及び取組等について

### 1 現状及び取組

不登校児童・生徒の状態		区の取組
①学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童・生徒	○	<p><b>校内サポートルーム</b>（令和7年度末に中学校全校設置完了、小学校4校に設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校内にサポートルームを設置し、支援員を配置することで、登校はできるものの教室に入ることができるない児童・生徒を支援する。</li> </ul> <p><b>登校サポーター</b>（令和7年度に小学校2校に配置、今後拡大を検討）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>朝のお迎えなどの登校支援や別室での見守り支援を行う。</li> </ul>
②家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童・生徒	×	現在、葛飾区での取組なし ⇒ <b>チャレンジクラス</b>
③家から出ることができるが、学校に行くことができない児童・生徒	○	<p><b>ふれあいスクール明石</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合教育センター内にあり、不登校の状態にある児童・生徒を対象に居場所や学びの場を提供するとともに社会的に自立することを目指す。</li> </ul> <p><b>フリースクール等助成金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フリースクール等の利用料の一部を助成する。</li> </ul>
④家から出ることができない児童・生徒	○	<p><b>バーチャル・ラーニング・プラットフォーム</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいスクール明石に登録しているが、継続的な通室が難しい児童・生徒を対象に、オンラインの仮想空間上で居場所や学びの場を提供する。</li> </ul> <p><b>スクールソーシャルワーカー(SSW) の派遣</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童・生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合、関係機関につなぐ。</li> </ul>

### 2 チャレンジクラスとふれあいスクール明石との比較

	チャレンジクラス	ふれあいスクール明石
学籍	双葉中学校に転籍	在籍校に所属したまま通室する
教員	東京都から加配された正規教員	東京都から配置された非常勤教員（退職した教職経験者）
授業	学年ごとの授業（各学年9教科）、1日4時間程度の授業	自主学習を中心とし、スポーツや体験活動等の集団活動を行う
時程	9時30分頃登校し、15時頃下校	9時から15時の間、いつでも通室や退室が可能

一般庶務報告 N o . 6

令和 7 年 1 月 9 日

## 葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針（素案）について

地域教育課

### 1 概要

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、本区における令和8年度以降の部活動の地域連携・地域展開の在り方や取組内容を示した「葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針」（以下「方針」という。）を策定するもの

### 2 検討経過

令和6年度に地域の関係団体と区で構成する「葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針策定検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、全9回にわたり方針の策定に向けて検討を進めてきた。

### 3 方針（素案）

別添のとおり

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和8年1月下旬 第10回協議会（最終案について協議）

2月上旬 教育委員会（最終案を報告）

2月中旬 文教委員会（最終案を報告）

3月中旬 教育委員会（方針の決定）

葛飾区立中学校部活動の  
地域連携・地域展開推進方針  
(素案)

令和8年3月

葛飾区教育委員会

# 目次

1 方針の位置付け	1
2 公立中学校の部活動を取り巻く現況	2
(1) 部活動の現状と課題	2
(2) 国の動向	3
(3) 東京都の動向	3
(4) 他区市町村の動向	4
3 葛飾区の現況	4
(1) 葛飾区立中学校における部活動の状況	4
ア 設置状況	4
イ 生徒の所属状況	4
ウ 葛飾区立中学校における部活動数の推移	4
(2) 葛飾区立中学校の学級数及び生徒数の推計	5
4 葛飾区のこれまでの取組	6
(1) 地域連携	6
(2) 地域展開 <sup>1</sup>	7
ア 学校単位の地域クラブ活動モデル事業	8
イ 合同の地域クラブ活動モデル事業	11
ウ モデル事業及びアンケートの検証結果	11
(3) 部活動の地域展開に対する意識の把握	12
ア 生徒の意識	12
イ 保護者の意識	13
ウ 教員の意識	13
5 葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開における課題	15
6 推進方針	16
(1) 基本方針	16
(2) 方針Ⅰ 地域連携の充実による部活動の持続的運営と教員の負担の軽減	16
(3) 方針Ⅱ 地域展開の導入による活動機会の確保	17
(4) 方針Ⅲ 地域連携・地域展開を支える推進体制の整備	17
7 今後の検討項目	18

<sup>1</sup> 令和7年5月にスポーツ庁及び文化庁から公表された「『地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議』最終とりまとめ」の中で、「地域移行」の名称を「地域展開」に改称することが示されたため、本方針においても、これまで使用してきた「地域移行」の名称を「地域展開」に変更して使用する。

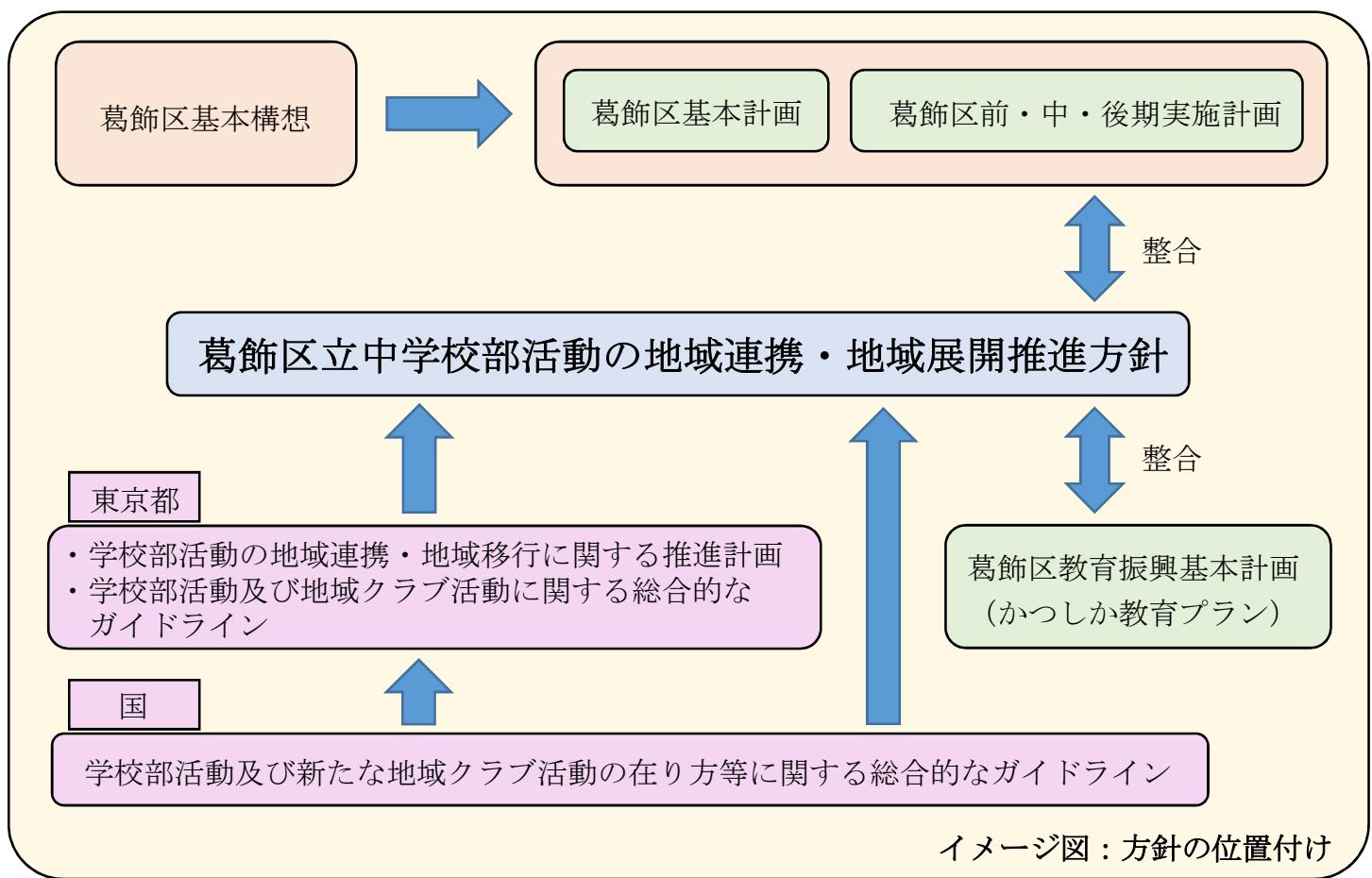
## 1 方針の位置付け

令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が公表した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、部活動の地域連携や地域クラブへの移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があると示されています。

このため本区においては、令和6年度に関係団体と区で構成する「葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針策定検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置しました。

協議会においては、令和6年度から令和7年度の2年間を、葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針（以下「推進方針」という。）の策定期間として定め、様々な取組を行いながら検討を進めてきました。

この推進方針は、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、葛飾区基本計画をはじめとした葛飾区の関連計画等との整合性を図りつつ、協議会での検討を踏まえ、令和8年度以降の本区の地域連携・地域展開の在り方や取組内容を示すものです。



イメージ図：方針の位置付け

## 2 公立中学校の部活動を取り巻く現況

### (1) 部活動の現状と課題

平成29年3月に告示された中学校学習指導要領によると、学校教育の一環として行われる部活動は、生徒にスポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養<sup>かんよう</sup>等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員等との人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりする等、その教育的意義が高いとされています。

しかしながら、近年では少子化の進展により、将来的に生徒や教員数の減少が見込まれており、部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきていることに加え、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革を進める上で、大きな課題となっています。

## (2) 国の動向

平成 31 年（令和元年）1 月に、中央教育審議会において、学校の働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが答申されました。

また、令和 4 年 6 月に運動部活動の地域移行に関する検討会議により、令和 7 年度末までを目標にまずは休日の運動部活動から段階的に地域展開していくことのほか、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実に取り組むことが提言されました。

さらに、スポーツ庁及び文化庁は、令和 4 年 12 月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（以下「国ガイドライン」という。）」を策定し、運動部活動・文化部活動とともに、活動に当たっての適切な休養日等の基準として「週当たり 2 日以上の休養日を設ける」、「平日は少なくとも 1 日、週末は少なくとも 1 日以上を休養日とする」、「1 日の活動は長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とすること」等を示したほか、休日の部活動の地域連携や地域展開について、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すことを示しました。

そして、スポーツ庁及び文化庁は、令和 7 年 5 月に「『地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議』最終とりまとめ」を公表し、令和 8 年度から令和 10 年度を前期改革実行期間、令和 11 年度から令和 13 年度を後期改革実行期間と位置付け、地方公共団体は、次期改革期間に部活動の地域連携・地域展開の在り方について引き続き検討することのほか、平日の取組方針については、国が前期改革実行期間に活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で定めること等を示しました。

こうした中で、現在文部科学省では令和 9 年度に予定している学習指導要領の改訂に向けて、同要領の内容の見直しを行っており、部活動の位置付け等についても検討しています。

## (3) 東京都の動向

令和 5 年 3 月に「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（以下「都ガイドライン」という。）」及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を定め、令和 7 年度末には、都内全ての公立中学校等で、地域連携・地域展開に向けた取組が行われていることを目指しました。

また、令和 5 年度より一部の都立学校をパイロット校として指定し、休日の活動を部活動ではなく地域クラブ活動として実施することで、民間委託による教員の負担軽減について効果検証を行っています。

#### (4) 他区市町村の動向

地域展開の取組状況は地域によって様々であり、兵庫県神戸市では、令和8年度に学校で行われる部活動を終了し、生徒が地域の方々とともに活動する神戸の地域クラブ活動「KOBE◆KATSU（コベカツ）」を開始することを公表したほか、渋谷区では、部活動の地域展開を進める「部活動改革 推進モデル校」事業と、部活動にはなかった“やりたい”を実現する新しいクラブを設立する「渋谷ユナイテッド」事業の2つを並行して実施しています。

一方で、熊本県熊本市では部活動には教育的意義があることや、地域の受け皿の確保が見通せない状況であることを踏まえて、今後も部活動を継続させる方針を示しており、それぞれの地域の実情等に応じた取組が進められています。

### 3 葛飾区の現況

#### (1) 葛飾区立中学校における部活動の状況

##### ア 設置状況（令和6年度時点）

部活動の設置状況は、運動系が17種目166部、文化系が36種目109部、合計53種目275部となっており、多様な活動が行われています。

##### イ 生徒の所属状況（令和6年度時点）

生徒の部活動への所属状況は、全区立中学校生徒数8,673人のうち、運動部4,622人（所属割合53.3%）、文化部2,469人（同28.5%）の合計7,091人（同81.8%）となっています。

##### ウ 葛飾区立中学校における部活動数の推移

運動部及び文化部の部活動数及び活動人数は以下のとおりです。

年度	生徒数	運動部		文化部		合計	
		部活動数	活動人数	部活動数	活動人数	部活動数	活動人数
平成31年度	8,463人	180	4,727人	118	2,436人	298	7,163人
令和2年度	8,621人	178	4,737人	117	2,385人	295	7,122人
令和3年度	8,782人	210	4,900人	111	2,384人	321	7,284人
令和4年度	8,800人	210	4,696人	109	2,439人	319	7,135人
令和5年度	8,678人	172	4,460人	108	2,494人	280	6,954人
令和6年度	8,673人	166	4,622人	109	2,469人	275	7,091人

【出典】葛飾区教育委員会事務局教育指導課のデータによる

## (2) 葛飾区立中学校の学級数及び生徒数の推計

「葛飾区学校適正規模等に関する方針（提言）」（葛飾区学校適正規模等検討委員会）では、令和4年を起点として、10年後となる令和14年における各区立中学校の学級数及び生徒数を、現行の通学区域に基づいて推計しています。

6校では再開発等により生徒数の増加が見込まれる一方、18校で生徒数の減少が見込まれ、全体としては、令和4年の生徒数8,597人から令和14年の7,882人と、8.3%の減少（△715人）が見込まれています。

また、全ての学年が2学級で構成されている小規模校（以下「小規模校」という。）のうち、特に生徒数の減少率が高いのは中川中学校及び四ツ木中学校の2校であり、令和14年時点で中川中学校は38.6%の減少（△68人）、四ツ木中学校は24.6%の減少（△44人）となることが見込まれています。

このような小規模校においては、生徒や教員の減少により、学校単位で取り組む部活動の存続が今以上に困難になっていくことが想定されます。

No.	学校名	令和4年 (2022年)		令和14年 (2032年)	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数
1	本田中学校	11	356	10	332
	再開発影響人数（再掲）	—	0	—	48
2	金町中学校	16	546	19	645
	再開発影響人数（再掲）	—	0	—	27
3	水元中学校	10	314	8	251
4	新宿中学校	12	415	12	437
5	奥戸中学校	13	422	13	463
6	綾瀬中学校	6	204	8	261
7	上平井中学校	13	461	11	358
8	中川中学校	6	176	4	108
9	桜道中学校	12	404	12	378
10	堀切中学校	8	262	8	245
11	双葉中学校	6	194	6	173
12	大道中学校	12	399	9	277
13	四ツ木中学校	6	179	6	135

No.	学校名	令和4年 (2022年)		令和14年 (2032年)	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数
14	小松中学校	9	328	10	324
	再開発影響人数（再掲）	—	0	—	18
15	亀有中学校	11	388	9	308
16	立石中学校	12	384	12	404
	再開発影響人数（再掲）	—	0	—	29
17	常盤中学校	13	476	12	399
18	一之台中学校	9	257	9	305
19	青戸中学校	13	457	14	446
20	青葉中学校	14	457	10	344
21	高砂中学校	7	243	7	241
22	東金町中学校	11	340	9	296
23	葛美中学校	17	579	12	425
24	新小岩中学校	11	356	10	327
	総 計	258	8,597	240	7,882
	再開発影響人数（再掲）	—	0	—	122

### ※推計の考え方

生徒数を現行の通学区域に基づいて、以下のとおり推計した。

- ①通学区域別の住民基本台帳登録者数（令和4年8月1日時点）を基礎人数とし、基本計画における年少人口推計の減少率を参考に、今後の生徒数を見込んだ。
- ②教育人口等推計報告書（東京都教育委員会）に基づき、再開発事業（金町・立石・新小岩地域）に伴う生徒数の増を見込んだ。
- ③各学校別の就学率（令和2～4年実績の3年平均値）により、生徒数を見込んだ。

【出典】葛飾区学校適正規模等に関する方針（提言）

（葛飾区学校適正規模等検討委員会）

## 4 葛飾区のこれまでの取組

### (1) 地域連携

本区ではこれまで、技術補助を担い教員をサポートする中学校部活動地域指導者（以下「地域指導者」という。）を平成14年度から他区に先駆けて配置してきたほか、令和4年度からは教員に代わり顧問業務の一部を担うことができる中学校部活動顧問指導員（以下「顧問指導員」という。）を配置し、地域指導者及び顧問指導員の配置充実を図るとともに、東京都が作成した指導員向けの研修動画の視聴により指導員の質の向上を図ることで、専門的な指導機会の確保と教員の負担軽減に努めてきました。

地域指導者及び顧問指導員を担う人材の確保は課題となっていますが、現状、葛飾区立中学校全校で地域指導者又は顧問指導員が配置されていることから、運動部では地域連携の取組が定着しており、また、文化部においても休日に恒常的に活動している吹奏楽部では他種目と比較して多くの指導員が配置されていることから、運動部・文化部とともに地域連携の取組によって学校単位の部活動を維持することができていると考えられます。

地域指導者及び顧問指導員 配置実績				
	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度(※)
地域指導者	165人	185人	236人	232人
顧問指導員	29人	49人	66人	83人

※令和7年7月末時点

## (2) 地域展開

国ガイドライン及び都ガイドラインのとおり、休日に活動する運動系種目を対象として、平日の部活動での指導内容との一体性を確保しながら、原則、学校が運営に関わらない形で部活動を地域に移行した際の種目ごとの課題や解決策等の検証を行うため、令和6年度からモデル校を対象に地域クラブ活動のモデル事業を試行的に実施しました。

(参考) 主な検証項目

項目	検証内容
適切な指導体制	種目特性（運動/文化、団体/個人、屋内/屋外）や部員数に応じた適切な指導人数や体制について検証する。
教員の負担軽減及び土日・祝日と平日の指導内容の連携	教員の負担軽減を図ることができたかの検証を行う。また、連携の中で生じた諸課題の解決策の検討を行う。
関係者（生徒・保護者・学校・教育委員会）間の連絡体制の構築	関係者間の連絡調整の中で生じた諸課題について解決策の検討を行う。
活動場所の確保	学校施設や学校施設以外を利用する場合に課題が発生した場合の解決策の検討を行う。
指導者の質の確保	関係者の意見を踏まえながら、指導者の質の維持向上のために必要な事項を検討する。
教員の兼職兼業	地域クラブ活動での指導を希望する教員が、円滑に兼職兼業を続けられる条件整備を検討する。
費用負担のあり方	地域展開により新たな負担の増が必要となった場合の負担のあり方を検討する。

## ア 学校単位の地域クラブ活動モデル事業

### (ア) 実施校

新宿中学校

### (イ) 指導種目

サッカー、バスケットボール、ソフトテニス、野球、陸上競技、卓球、  
バレーボール 合計 7 種目

### (ウ) 指導開始時期

令和 6 年 10 月から

### (エ) アンケート結果分析

新宿中学校でのモデル事業に参加した生徒、保護者及び教員に対して  
アンケートを実施し、以下の結果が得られました。

#### 【アンケート結果】

生徒の 66.7%、保護者の 72.5% が専門的な指導ができる指導者を求め  
ていることから、部活動や地域クラブ活動における指導者の質を確保す  
る必要があります。

教員については、部活動及び地域クラブ活動に関わりたくない教員や  
技術指導ができない種目の顧問を務めている教員がそれぞれ 55.6% いる  
ことから、教員の負担軽減を図るためにも、望まない教員が部活動に参加  
しない体制を整備する必要があります。

#### 【アンケート概要】

実施期間	令和 7 年 3 月 17 日（月）から同年 3 月 31 日（月）まで
調査対象	モデル事業の対象部活動に所属する新宿中学校の生徒、その 保護者及び顧問教員
配付数	422 人（生徒：204 人、保護者：204 人、顧問教員：14 人）
回答者数	76 人（生徒：27 人、保護者：40 人、顧問教員：9 人）
回答率	18.0%（生徒：13.2%、保護者：19.6%、顧問教員：64.3%）

【生徒】

質問内容	回答項目	割合（回答数）
地域クラブ活動での指導者に対して、どのように感じたか	よかったです	71.4% (5/7)
	どちらかといえばよかったです	28.6% (2/7)
モデル事業に参加してよかったですこと（複数回答可）	技術・体力面を向上させることができたこと	70.4% (19/27)
	仲間と交流を深めることができたこと	63.0% (17/27)
	スポーツに慣れ親しみ、楽しむことができたこと	55.6% (15/27)
指導者に求めること（複数回答可）	専門的な指導ができること	66.7% (18/27)
	生徒や保護者とのコミュニケーションが十分にとれること	55.6% (15/27)
	スポーツ・文化活動の楽しさを伝えられること	51.9% (14/27)

【保護者】

質問内容	回答項目	割合（回答数）
お子様をモデル事業に参加させてよかったですこと（複数回答可）	スポーツに慣れ親しみ、楽しむことができたこと	50.0% (20/40)
	仲間と交流を深めることができたこと	50.0% (20/40)
	技術・体力面を向上させることができたこと	47.5% (19/40)
指導者に求めること（複数回答可）	スポーツ・文化活動の楽しさを伝えられること	85.0% (34/40)
	専門的な指導ができること	72.5% (29/40)
	生徒や保護者とのコミュニケーションが十分にとれること	57.5% (23/40)
中学校の部活動を地域へ移行することについて	賛成である	37.5% (15/40)
	どちらかといえば賛成である	47.5% (19/40)
将来的に部活動が地域展開した際の費用負担について	現行の部費を超える費用負担であっても参加させたい	40.0% (16/40)

## 【教員】

質問内容	回答項目	割合（回答数）
顧問を務める種目の技術指導が可能か	いいえ	55.6% (5/9)
モデル事業の実施により負担が軽減されたか	軽減された どちらかといえば軽減されなかつた	75.0% (3/4) 25.0% (1/4)
地域クラブ活動での指導者を評価するか	評価する どちらかといえば評価する どちらかといえば評価しない	77.8% (7/9) 11.1% (1/9) 11.1% (1/9)
これからの中学校活動や地域クラブ活動への関わり方として希望するもの	部活動、地域クラブ活動ともに関わりたくない 部活動、地域クラブ活動ともに関わってもよい	55.6% (5/9) 44.4% (4/9)
休日の地域クラブ活動と平日の部活動でうまく連携できたか	うまく連携できた どちらかといえばうまく連携できた	44.4% (4/9) 22.2% (2/9)
なぜ兼業を希望しましたか（複数回答可）	報酬が得られるため やりがいを感じるため	60.0% (3/5) 60.0% (3/5)

## (オ) 実施結果

各種目における実施日数及び指導者数は以下のとおりです。

種目	実施日数	指導者数（※1）	
		兼業教員	兼業以外
サッカー	29日	1人	1人
バスケットボール	55日（※2）	2人	1人
ソフトテニス	23日	2人	1人
野球	35日	2人	0人
陸上競技	16日	2人	2人
卓球	25日	1人	1人
バレーボール	19日	1人	1人
合計	202日	11人	7人

※1 1回のクラブ活動での指導者数は、1種目あたり原則2人としているが、ここでの指導者数は各種目に登録した指導者数

※2 バスケットボールは、男女それぞれの活動の合計日数

イ 合同の地域クラブ活動モデル事業

(ア) 実施校

中川中学校及び四ツ木中学校

(イ) 指導種目

バドミントン、バスケットボール 合計2種目

(ウ) 指導開始時期

令和7年6月から

ウ モデル事業及びアンケートの検証結果

	検証結果
適切な指導体制	クラブ指導者の派遣により適切な人数で指導を行うことができた。全校展開した場合における適正な数の指導者の確保策を検討する必要があることが判明した。
教員の負担軽減及び土日・祝日と平日の指導内容の連携	モデル事業の実施により一部教員の負担軽減に繋げることができた。アンケートから教員の負担軽減がさらに求められることが判明した。
関係者（生徒・保護者・学校・教育委員会）間の連絡体制の構築	連絡ツールを活用して関係者間で連絡を取り合い、連携してモデル事業に取り組むことができた。平日の部活動と休日の地域クラブ活動との間におけるより効率的な連絡体制を構築する必要があることが判明した。
活動場所の確保	モデル事業では学校施設を活動場所として使用したが、今後、全校展開した場合を想定し、他の活動場所についても検討する必要があることが判明した。
指導者の質の確保	専門的な指導者を確保し、生徒が専門的な指導を受けることができた。研修等により、さらに指導者の質の確保に努める必要があることが判明した。
教員の兼職兼業	希望する教員は兼職兼業により引き続き指導に携わることができた。部活動と地域クラブ活動との間で、教員に支払われる金額に差異があることが判明した。
費用負担のあり方	モデル事業の実施に当たっては受益者負担なしで実施したため、今後改めて、地域展開に係る財源の確保及び受益者負担について検討する必要があることが判明した。
その他	合同の取組により小規模校の生徒の活動機会を確保できた。

### (3) 部活動の地域展開に対する意識の把握

令和6年度に東京都教育委員会が実施した「未来へつなぐ部活動改革アンケート（以下「東京都意識調査」という。）」における葛飾区立中学校の生徒、その保護者及び教員の回答結果を分析し、部活動の地域展開に対する各生徒、保護者及び教員の意識を明らかにしました。

#### ア 生徒の意識

部活動には技能面の向上だけでなく、楽しめることや仲間との交流を期待している生徒が多く、また、自校に希望する部活動がない場合でも、自校に存在している部活動への参加を希望する生徒が多いこと等が明らかになりました。

質問内容	回答項目	割合 (回答数)
部活動で得たいこと（複数回答）	活動を楽しみたい	76.8% (172/224)
	技能を向上させたい	74.1% (166/224)
	仲間と交流を深めたい	56.3% (126/224)
	新しい仲間を作りたい	33.9% (76/224)
専門的指導者から指導を受けたい	思う	33.5% (75/224)
	やや思う	37.1% (83/224)
自校に希望する部活動がない場合でも自校の部活動に参加する（複数回答）	自校の部活動に参加する	51.1% (136/266)
	他校との合同部活動に参加する	20.3% (54/266)
希望する種目のクラブが地域にある場合	地域クラブ活動に参加する	27.4% (26/95)

## イ 保護者の意識

生徒同様、楽しめることや仲間との交流のほか、礼儀や自信を身につけること等を期待している保護者が多くいる一方、生徒とは対照的に自校に希望する部活動がない場合は地域クラブ活動への参加を希望している保護者が多いこと等が明らかになりました。

質問内容	回答項目	割合 (回答数)
お子様に部活動を通して得てほしいこと（複数回答）	活動を楽しんでほしい	89.0% (195/219)
	仲間と交流を深めてほしい	79.9% (175/219)
	自信をつけてほしい	65.3% (143/219)
	礼儀を身につけてほしい	62.6% (137/219)
	新しい仲間を作ってほしい	52.5% (115/219)
お子様に専門的指導者から指導を受けてほしい	思う	44.3% (97/219)
	やや思う	39.7% (87/219)
自校にお子様の希望する部活動がない場合、どのような活動に参加させたいか（複数回答）	地域クラブ活動	65.6% (158/241)
	他校との合同部活動	44.0% (106/241)
	自校の部活動	41.9% (101/241)

## ウ 教員の意識

本区においても、部活動を負担と感じる教員が多く、自身が専門的指導を行うことができる種目の部活動であっても、休日に携わりたくないと考える教員が7割を超えていたことが明らかになりました。

質問内容	回答項目	割合 (回答数)
部活動の指導や運営に負担を感じている、やや感じている教員	感じている	48.1% (74/154)
	やや感じている	32.5% (50/154)
自分の専門の部活動について、平日及び休日に指導や運営に携わりたいかどうか	平日のみ携わりたい	29.2% (45/154)
	携わりたくない	45.5% (70/154)
自分の専門ではない部活動について、平日及び休日に指導や運営に携わりたいかどうか	平日のみ携わりたい	15.6% (24/154)
	携わりたくない	77.9% (120/154)
担当している部活動の資格を持っていない教員	持っていない	77.3% (119/154)
休日の部活動に携わっている月当たり日数	4日以上	53.3% (48/90)
	2、3日	22.2% (20/90)
	1日	8.9% (8/90)
	0日	15.6% (14/90)
部活動の指導や運営によって支障が生じている業務（複数回答）	教材研究	71.4% (110/154)
	生徒指導	52.6% (81/154)

また、約6割の教員が地域指導者と顧問指導員の配置により、部活動の指導時間が減少したと回答していることから、本区が行ってきた地域連携の取組が、教員の負担軽減に一定の効果をもたらしている一方、約4割の教員の部活動従事時間が減少していない状況にあることが明らかになりました。

質問内容		10時間以上	5時間～9時間59分	1分～4時間59分	0時間	合計
顧問指導員と地域指導者の配置により減少した指導時間（週当たり）	回答数 (人)	7/90	11/90	37/90	35/90	90/90
	割合	7.8%	12.2%	41.1%	38.9%	100.0%

## 5 葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開における課題

本区の部活動の地域連携・地域展開を推進するに当たり、国・東京都及び他区市町村の動向、本区の現況、モデル事業及び東京都意識調査の結果から次のような課題を解決していく必要があります。

### （1）持続性を確保した部活動の運営と教員の負担軽減

少子化による生徒及び教員数の減少は、特に小規模校において学校単位での部活動の維持を困難にすることが懸念されます。

また、教員の専門性や意思に関わらず顧問を務める指導体制が、教員の過重な負担に繋がっています。このことは、働き方改革を進める上で課題となっています。

### （2）生徒の多様な活動ニーズへの対応と地域での活動機会の充足

地域展開を行う場合、様々なパターンでのモデル検証に加え、指導者や財源の確保、保護者の費用負担等、具体的な検討が必要です。

一方で、生徒は部活動に技能向上だけでなく、楽しさや仲間との交流等、多様な価値を求めています。そのため、自校に希望する部活動がない生徒への新たな活動機会の提供や、既存の部活動の枠を超えたニーズへの対応が必要です。

### （3）地域連携・地域展開を支える推進体制の構築

持続可能で質の高い地域連携・地域展開を実現するためには、質の高い技術と指導力を有する指導者の安定的な確保・育成や、学校と地域クラブとの円滑な連携体制の構築が不可欠です。

また、文化系種目の検討や平日の部活動の在り方等について、関係団体と協議しながら推進していく体制の整備が求められています。

## 6 推進方針

### (1) 基本方針

生徒の多様な活動機会を確保しつつ、教員の働き方改革を推進するため、部活動における地域連携を充実させるとともに、モデル的に地域展開の導入を検討します。

### (2) 方針 I 地域連携の充実による部活動の持続的運営と教員の負担の軽減

少子化が進展する中でも生徒が継続して部活動に参加できる機会を維持・確保するとともに、教員の負担軽減に繋がるよう、地域連携の充実を図ります。

#### 具体的施策

##### ア 地域指導体制の強化

単独校で実施できる部活動については、地域指導者や顧問指導員の配置をさらに充実させることにより、専門的な指導機会を確保するとともに、教員の負担軽減を図ります。

##### イ 複数校の連携による取組の実施

生徒数の不足により大会出場や練習試合ができない等の事情がある部活動は、複数の学校の連携による取組を実施し、生徒の活動機会を維持・確保します。

### **(3) 方針II 地域展開の導入による活動機会の確保**

生徒の多様な興味・関心に応じた活動機会が確保できるよう、新たな活動機会の提供や、部活動の枠を超えたスポーツ・文化芸術活動にも取り組みます。

#### **具体的施策**

##### **ア モデル事業の継続と検証及び地域展開への検討**

国の動向や本区の課題に対応するため、様々なパターンの地域展開のモデル事業を実施し、その効果を検証するとともに、それらの結果を踏まえて地域展開について検討します。

##### **イ 希望する教員の兼職兼業の円滑化**

部活動を地域クラブ活動へ移行する際、生徒への指導継続を希望する教員に対しては、教育的意義を考慮し、兼職兼業の手続を円滑に進めます。

##### **ウ 新たな活動機会の提供**

関係団体との協議内容や本区の実情を踏まえながら、生徒のニーズに合った休日の新たな活動機会を得られる仕組みを検討します。

### **(4) 方針III 地域連携・地域展開を支える推進体制の整備**

持続可能で質の高い地域連携・地域展開を実現するため、指導者の育成及び確保、関係団体との連携体制の構築等、事業を支える基盤を整備します。

#### **具体的施策**

##### **ア 指導者の研修体制の充実**

部活動及び地域クラブ活動において、外部指導員を配置する際には、部活動が培ってきた教育的意義や体罰等のハラスメント根絶等の観点を含めた研修を必須とし、指導の質の向上を図ります。

##### **イ 関係団体との連携強化**

令和8年度以降、本方針に基づいた部活動の地域連携・地域展開の取組を推進するため、関係団体と区で構成される協議会を新たに設置し、引き続き関係団体と密接に連携・協議しながら取組を進めます。

## **7 今後の検討項目**

本方針に基づいた具体的施策を進めるに当たり、以下の事項について継続的に検討していく必要があります。

### **(1) 文化系種目の地域連携・地域展開の検討**

関係団体との協議内容や運動部の進捗を踏まえた、文化系種目における地域連携・地域展開の最善な方法について

### **(2) 指導者の量及び質の安定的な確保**

地域連携・地域展開を進める上で不可欠な、質の高い技術を持った十分な数の指導者の確保策について

### **(3) 地域展開に係る費用負担の在り方の検討**

今後、国が示す基準等を踏まえた、受益者負担と公的負担とのバランスや地域クラブ活動の費用負担の具体的な在り方について

### **(4) 平日の地域展開の可能性の検討**

今後、国が示す平日の取組方針を踏まえた、本区の実情に応じた平日の地域展開の可能性について

### **(5) 学校と地域クラブ活動との連携強化**

平日の部活動と休日の地域クラブ活動との間における、円滑な情報共有と連携について

(仮称) 水元公園スケートボード広場整備 基本計画 (素案) について

生涯スポーツ課

1 趣旨

葛飾区スポーツ推進計画に掲げている「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツに取り組める環境整備の一環として、区民のニーズに応え、スポーツの裾野を広げるため、(仮称) 水元公園スケートボード広場の整備に向けた検討を進めている。

この度、整備における基本的な方針を取りまとめたため、報告するもの

2 (仮称) 水元公園スケートボード広場整備 基本計画 (素案)

別添のとおり

3 整備に向けた東京都建設局との検討状況について

令和9年度の整備工事の着手に向けて、整備内容や施設の設置許可取得に関する協議を進めている。令和8年度に、都市公園法に基づく本施設の設置許可申請等の手続きを行う予定である。

4 今後のスケジュール (予定)

令和8年2月 基本計画策定

令和8年6月～令和9年6月 基本設計・実施設計

令和9年10月～令和11年1月 整備工事

令和10年4月～令和11年3月 開設準備 (完了後、令和10年度中に供用開始する)

※基本設計・実施設計における検討の結果、工事期間が変更となる場合がある。

# (仮称)水元公園スケートボード広場基本計画(概要版) 令和8年 月

葛飾区スポーツ推進計画に掲げている「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツに取り組める環境整備の一環として、区民のニーズに応え、スポーツの裾野を広げるため、(仮称) 水元公園スケートボード広場の整備に基本計画を策定します。

## ■ 計画策定の背景・目的

- スケートボードは、東京 2020 オリンピック競技大会に続き、パリ 2024 オリンピック競技大会においても、日本人選手が大きく活躍したことで、競技として注目を集めています。
- 本区においても、令和 6 年度に実施した第 5 回葛飾区区民モニターアンケート調査の、区内にアーバンスポーツ施設は必要かという質問に、「必要」及び「どちらかといえば必要」と回答した区民は 69.0% であり、そのうち、必要と思う種目において「スケートボード」と回答した区民は、65.6% と最も高い割合になっていることから、機運の高まりとともに、需要が増加傾向にあることがうかがえます。
- 区内では、現状「上千葉砂原公園」の一部を夕方の時間帯に練習場所としていますが、スケートボード専用の施設ではないことから、愛好者・競技者の需要を満たしているとは言えません。
- こうした状況を踏まえ、区民の需要の増加に応えるとともに、愛好者・競技者が安全かつ安心してスケートボードに取り組める、専用施設の整備を進める必要があります。
- 整備に当たっては、愛好者・競技者だけでなく、初心者や家族連れなど、年齢や経験を問わず多くの方が「体験してみたい」、「利用してみたい」と思える、魅力あるスケートボード施設となることを目指します。また、大会やイベントが開催可能な設計とし、スケートボードの楽しさややりがいを発信していく、幅広い世代の関心が高められる施設を目指します。

## ■ 対象地の概況



名称	水元公園 東金町運動場 多目的広場東側草地広場
位置	葛飾区東金町 8 丁目 24 番
アクセス	東武バスセントラル 「東金町運動場入口」下車徒歩 5 分
敷地面積	約 4,900 m <sup>2</sup> ※測量調査を実施予定



※国土地理院撮影の空中写真（令和元年撮影）を加工して作成

## ■ アンケート調査結果(一部抜粋)

### 利用してみたいスケートボード広場（複数回答可）



### 愛好者・競技者向け



まとめ

- フラットな広場と初級・中級セクションを中心に、一部上級セクションを盛り込んだ配置とすることで、幅広い利用者層に対応した施設になると考えます。
- 愛好者・競技者では、夜間利用に対する高い需要が示されました。

### (仮称) 水元公園スケートボード広場の利用意向（単一回答）



まとめ

- 区民では「利用しない」と回答した方が多い一方で、愛好者・競技者では、半数程度の回答者が、週1回以上の定期的な利用意向が示されました。
- 大会や体験教室の実施等により、魅力や楽しさを発信し、利用者層の拡大を図ります。

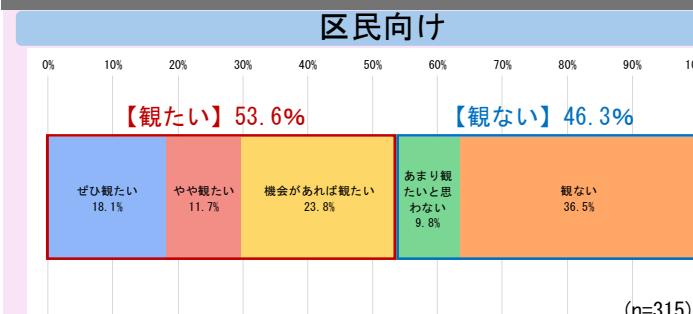
### 整備してほしい施設やサービス（複数回答可）



まとめ

- サービス面では、管理スタッフ配置や道具のレンタル等、誰もが安全・安心に利用ができる環境が求められています。
- 施設面では、トイレや自転車置き場等の利便性の向上を図る設備が求められています。

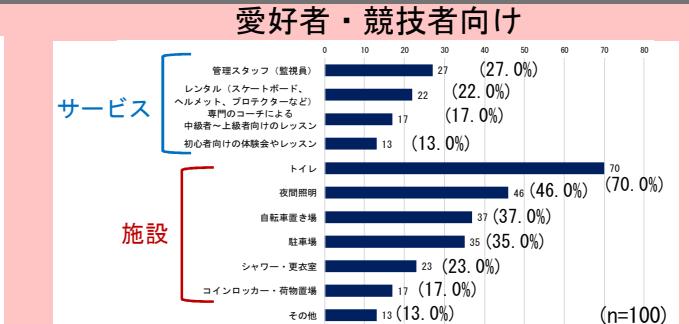
### プロ選手のパフォーマンス観覧の意向（単一回答）



まとめ

- 区民、愛好者・競技者とも観覧に高い関心を持っている結果となりました。
- プロ選手のパフォーマンスが観覧できる機会を設けて、競技の魅力を発信します。

### 愛好者・競技者向け



## ■ 基本的な考え方

幅広い利用者層に対応するとともに、利用者が創造性を発揮できる自由度の高い施設の実現を目指し、整備に向けた基本的な考え方を整理します。

### ① 年齢や経験等を問わず幅広い利用者層に対応した施設

- ・計画地の広い面積を活かして、初級から上級まで全てのレベルに対応した滑走エリアを設け、年齢・経験を問わない、幅広い利用者層が楽しめる施設とします。
- ・フラットな滑走面と多種多様なセクションを配置し、利用者の創造性が発揮される自由度の高い滑走が楽しめる先進的な施設とします。
- ・スケートボードを中心に、インラインスケートやBMXでの利用も可能とし、幅広い需要に対応できる施設とします。



### ③ 安全・安心な環境の構築

- ・管理スタッフの配置や安全柵の設置など、他の公園利用者に配慮した、安全・安心な利用環境を維持します。
- ・定期的なマナー啓発、競技に関する指導・助言及び講習会等を行います。
- ・スケートボードやインラインスケート、BMXといった各種目の利用者が安全に取り組める利用方法やルールを定めます。



### ② 次世代の育成とスケートボード文化の振興

- ・初心者向けにスケートボードやヘルメット、プロテクター等のレンタルを実施し、競技に触れるきっかけを創出する施設とします。
- ・区民が参加できる大会やプロ選手のパフォーマンスを楽しめるイベント等が実施できる施設とします。また、SNSを用いてこれらの情報を発信します。
- ・葛飾区ならではの街並みや河川をコースやセクションで表現し、本区の街中を滑走するようなイメージで設計します。また、音響設備を配備し、音楽（BGM）の効果的な活用により「ストリートスポーツ」としての雰囲気を表現します。これにより、「スポーツ」と「文化・芸術」の両面を通じてスケートボードの魅力や楽しさを発信します。

### ④ 大規模災害時の対応

- ・水元公園が「大規模救出救助活動拠点」であることを踏まえ、発災時には関係機関と連携し、災害対応スペースとして効果的に活用します。

## ■ 整備計画



滑走エリア	全体	約 2,670 m <sup>2</sup>	
管理施設	管理事務所 倉庫	約 50 m <sup>2</sup>	安全管理、利用受付、備品収納等
安全対策	フェンス	高さ 3m / 延長約 200m	
	出入口	高さ 3m 両開き門扉	
	照明	JIS(日本産業規格) 照明基準に準じた 150lx 以上の照度を確保	
その他	トイレ	約 30 m <sup>2</sup>	男性用 1 か所、女性用 1 か所 バリアフリートイレ 1 室
	駐輪スペース	約 70 m <sup>2</sup> (約 35 台分)	
運営時間(想定)	平日・休日	午前 9 時～午後 9 時 (最終受付 午後 8 時 15 分)	

## ■ 想定スケジュール

	令和 8 年度				令和 9 年度				令和 10 年度															
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
基本・実施設計																								
関連法に基づく許可申請等手続き																								
施工(破線部は入札等の準備期間)																								
開設準備*																								

\*開設準備完了後、令和 10 年度中に供用開始します。

## 令和 8 年 月発行

葛飾区教育委員会事務局 生涯スポーツ課 管理係

〒124-0022 東京都葛飾区奥戸 7-17-1 (奥戸総合スポーツセンター体育館内)

TEL : 03(3691)7111 (午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

メールアドレス : 301600@city.katsushika.lg.jp



---

(仮称) 水元公園  
スケートボード広場整備 基本計画

---

(素案)

葛飾区教育委員会

令和8年 月

## 目 次

1章	はじめに	1
1	計画策定の背景	1
2	計画策定の目的	1
2章	主な関連計画	2
1	本区の関連計画等	2
2	東京都の関連計画等	5
3章	整備計画地の整理	7
1	整備計画地の概況	7
2	法的条件等	8
3	都内及び近隣区・市内におけるスケートボード施設等の整備状況	11
4章	各種調査結果	16
1	アンケート調査	16
2	現況調査	29
5章	整備に向けた基本的な考え方	33
1	基本的な考え方	33
2	スケートボード広場への想定需要	34
3	整備方針	39
6章	整備計画	40
1	主な整備機能	40
2	想定スケジュール	42

# 1章 はじめに

## 1 計画策定の背景

葛飾区では、令和5年3月に葛飾区スポーツ推進計画を策定し、区民の誰もが、身近な場所で、それぞれの体力や年齢、技術、趣味、目的等、自分のスタイルにあった形でスポーツ活動に親しむことができる環境づくりを進めています。

とりわけ、スケートボードは、東京2020オリンピック競技大会に続き、パリ2024オリンピック競技大会においても、日本人選手が大きく活躍したこと、競技として注目を集めています。また、2028年に開催予定のロサンゼルスオリンピックの実施競技にも決定されています。

本区においても、令和6年度に実施した第5回葛飾区区民モニターアンケート調査の、区内にアーバンスポーツ施設は必要かという質問に、「必要」及び「どちらかといえば必要」と回答した区民は69.0%であり、そのうち、必要と思う種目において「スケートボード」と回答した区民は、65.6%と最も高い割合になっていることから、機運の高まりとともに、需要が増加傾向にあることがうかがえます。

一方で、スケートボードは、公式な練習場所が少ないとから、公共の道路や歩道、公園等の非公式な場所での滑走により、騒音問題や設備の破損等、トラブルにつながることが懸念されます。

こうした中、区内では、現状「上千葉砂原公園」の一部を夕方の時間帯に練習場所としていますが、スケートボード専用の施設ではないことから、愛好者・競技者の需要を満たしているとは言えません。

こうした状況を踏まえ、区民の需要の増加に応えるとともに、愛好者・競技者が安全かつ安心してスケートボードに取り組める専用施設の整備を進める必要があります。

## 2 計画策定の目的

(仮称)水元公園スケートボード広場(以下「水元公園スケートボード広場」という。)の整備に当たっては、計画地の広さを活かして、初級から上級の幅広いレベルに対応した滑走エリアを設けるとともに、体験会やマナーアップ活動の実施、レンタル道具の配備等、既にスケートボードに取り組んでいる愛好者・競技者だけでなく、初心者や家族連れなど、年齢や経験を問わず多くの方が「体験してみたい」、「利用してみたい」と思える、魅力あるスケートボード広場となることを目指します。また、大会やイベントが開催可能な設計とし、スケートボードの楽しさややりがいを発信していく、幅広い世代の関心が高められる施設を目指して、本計画を策定します。

なお、本区では、先行して小菅西公園スケートボード場の整備を進めていますが、水元公園スケートボード施設の整備を計画することで、更なるスケートボード環境の充実を図っていきます。

## 2章 主な関連計画

### 1 本区の関連計画等

葛飾区基本構想で示された理念や長期にわたり区が目指す将来像等を実現するための計画である葛飾区基本計画のほか、関連する計画として葛飾区スポーツ推進計画が挙げられます。

また、スポーツ庁では、アーバンスポーツの特徴として、「音楽やファッショング、アートなど若者文化が融合したものとして、従来のスポーツの枠を超えた領域に展開するものであり、スポーツという側面に拘らず、遊び、カルチャーの延長線上に捉えているという側面がある」との見解を示しています。この特徴を捉え、本計画においても、文化・芸術に関する取組との融合を図っていくため、かつしかアート・カルチャー基本方針との関連を整理します。

#### (1) 葛飾区基本計画

政策として掲げる「生涯にわたってスポーツに親しみ、いきいきと暮らせるようにします」を実現するための施策の一つとして「区民誰もが安全・快適にスポーツに親しめる環境を整備します」が示されており、その方向性には、適切な施設整備を促進することが明記されています。

The screenshot shows the Chiba City Basic Plan's Policy 12 on Sports. The main title is '生涯にわたってスポーツに親しみ、いきいきと暮らせるようにします'. Below it, under 'Policy Objectives', there is a detailed description of the goal: 'いつでも、どこでも、たれども、いひはで、达也の、人のやかや、音楽、文化、芸術、山内に於いて、安全・安心にスポーツ・文化・芸術の場を充実し、スポーツをさらに発展を進めつつ、いきいきと暮らせるようにします。' Under 'Policy Direction', there are two points: 1. 'Sports for Everyone' and 2. 'Sports for Safe and Convenient Environments'. The page also features two photographs of the 'かつしからはいRUNフェスタ'.

【出典：葛飾区基本計画（令和3年8月）】

【出典：葛飾区基本計画（令和3年8月）】

## (2) 葛飾区スポーツ推進計画

葛飾区スポーツ推進計画における目標のひとつである「スポーツが『できる』環境の整備」を達成するための施策として「スポーツ施設の環境整備」を掲げていることに基づき、本施設の整備を進めます。

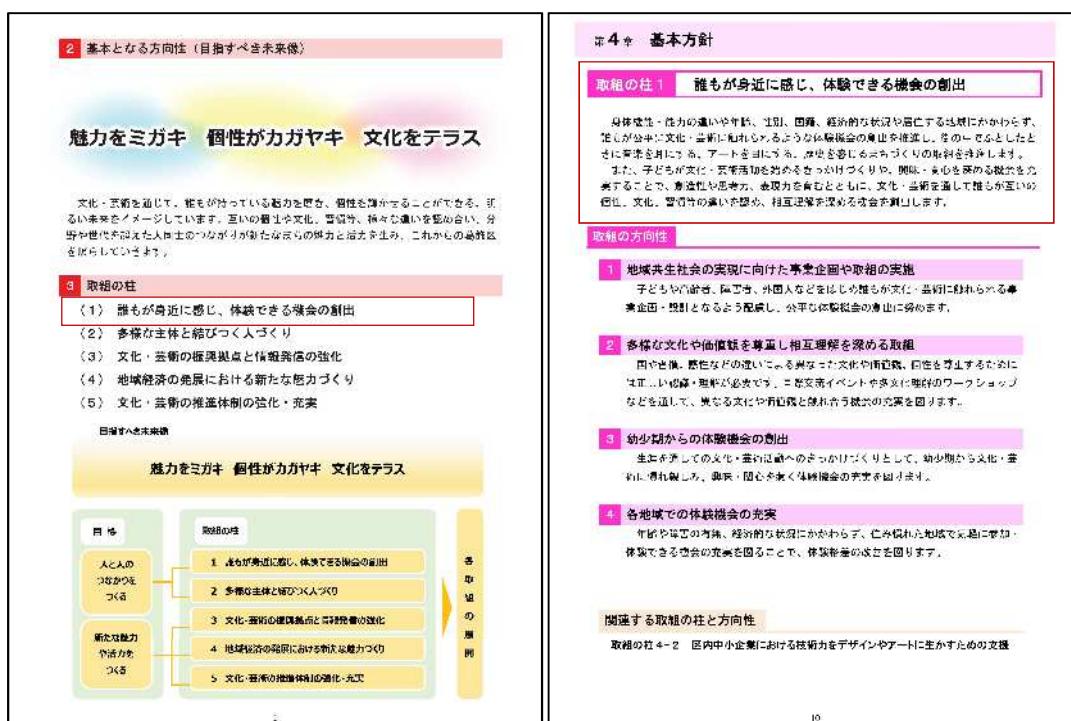
また、開設に向けては、「スポーツを『する』人の拡大」、「スポーツを『ささえる』活動の基盤強化」、「スポーツを『みせる』環境の整備」の3つの目標に基づき、管理・運営等に関する検討を進めます。

【出典：葛飾区スポーツ推進計画（令和5年3月）】

### (3) かつしかアート・カルチャー基本方針

葛飾区では、かつしかアート・カルチャー基本方針を令和7年3月に策定し、文化・芸術を生かした賑わいのある街づくりを進めています。本基本方針では、「取組の柱1 誰もが身近に感じ、体験できる機会の創出」が掲げられており、誰もが公平に文化・芸術に触れられるような体験機会の創出を推進することが示されています。

スケートボードは、ストリートカルチャーから育まれたスポーツであり、現在でもスポーツ競技としてだけでなく、アートや音楽、ファッションなどを融合させた、若者文化として注目を集めています。こうしたスケートボードの特色を活かし、本区の文化・芸術に関する取組との融合を図ることで、「スポーツ」と「文化・芸術」の両面を通して、子ども・若者の健やかな成長につなげるとともに、その魅力を発信し、幅広い世代の関心と理解を深めていきます。



【出典：かつしかアート・カルチャー基本方針（令和7年3月）】

## 2 東京都の関連計画等

整備計画地が都立水元公園内であることから、東京都建設局がとりまとめた「都立公園におけるスケートボード広場整備の考え方」との整合性を図りながら本計画に取り組みます。

### (1) 都立公園におけるスケートボード広場整備の考え方

(東京都建設局 令和5年11月)

都立公園内に整備するスケートボード広場の条件等が提示されています。

本計画においては、これらの条件を満たした整備計画にするとともに、本区の目指すスケートボード広場の考え方（初心者や家族連れなど、年齢や経験を問わず、幅広い利用者の利用が可能な広場、大会やイベントが実施可能な広場等）を取り入れた施設を目指し、スピード感を持って、東京都との協議・検討を進めています。

#### ■ 今后の都立公園におけるスケートボード広場の整備

- ・都立公園では、散策や運動、レクリエーションの場など様々な利用がある中、特定用途の専用施設の整備については、慎重に検討する必要がある
- ・スケートボード人気が高まっているものの、スケートボード等を行う人の数は他のスポーツに比べ、まだ相対的に少ない
- ・現在都立公園では、一定のルールのもとでスケートボード等の利用可能な場所が複数あり、箇所数は他のスポーツと比較して遜色ない水準である
- ・一方、初心者でも安心して利用できる専用の広場は、駒沢オリンピック公園の1箇所である

都立公園の広域的利用も考慮し、都としては、駒沢オリンピック公園に加え、多摩地域に1箇所専用のスケートボード広場を整備する

#### ■ 整備するスケートボード広場の条件等

- ・スケートボード利用に関する課題を考慮し、下記の通り条件等を設定する
- 【広さ・位置等】 広さ500m<sup>2</sup>以上、騒音への配慮（住宅地からの距離）、他の公園利用や自然環境等への配慮
- 【施設内容】 初心者向け施設（フラットエリア・置き型セクションが主体）、騒音低減に配慮した舗装、広場を囲う安全柵の設置
- 【管理方法】 マナーアップ・ルール定着に資する取組を定期的に実施、巡回・指導、混雑時の人数調整

#### ■ スケートボード広場を整備する場所

- ・スケートボード等の専用広場の整備は、他の公園利用に支障がないよう十分な調整が必要であるため、広さ・位置等の条件を満たす場所のうち、現在スケートボード利用を認めている場所から選定する

【出典：都立公園におけるスケートボード広場整備の考え方（東京都建設局 令和5年11月）】

#### 整備するスケートボード広場の条件等

##### 【広さ・位置等】

- 広さ 500 m<sup>2</sup>以上
- 騒音への配慮（住宅地からの距離）
- 他の公園利用や自然環境等への配慮

##### 【施設内容】

- 初心者向け施設（フラットエリア・置型セクション主体）
- 騒音低減に配慮した舗装
- 広場を囲う安全柵の設置

##### 【管理方法】

- マナーアップ・ルール定着に資する取組を定期的に実施
- 巡回・指導、混雑時の人数調整

【引用：都立公園におけるスケートボード広場整備の考え方

(東京都建設局 令和5年11月)】

同資料内「(別紙) 参考資料：整備条件等検討調査概要」においては、前述の【広さ・位置等】の条件に関する詳細が以下のとおり取りまとめられています。

### 広さ・位置等の条件

- 住宅から 150m以上離れていること（騒音への影響）※
- 整備候補地は 500 m<sup>2</sup>以上の平坦な広場を確保できること
- 他の公園利用や自然環境等への配慮

※現地調査結果より、騒音レベルが「生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準」である 55dB 以下（第 1・2 種低層住居専用地域における一般の地域を想定）となるには、スケートボード広場から概ね 150m 以上の離隔を確保する。ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間における基準は 70dB 以下（昼間の場合）のため、概ね 35m 以上の離隔を確保する。

【引用：都立公園におけるスケートボード広場整備の考え方  
(東京都建設局 令和 5 年 11 月)  
(別紙) 参考資料：整備条件等検討調査概要】

本条件を満たす場所の 1 つとして、「水元公園 多目的広場東側草地広場」が選定されています。

参考表：広さ・位置等の条件を満たす場所（令和5年11月現在）

公園名	箇所名
1 龜戸中央公園	時計塔中央広場
2 中川公園	A地区自由広場
3 大島小松川公園	風の広場
4 舎人公園	A地区 ドッグラン南側草地広場
5 水元公園	多目的広場東側草地広場
6 武蔵野の森公園	西町サッカー場西側
7 小金井公園	槐の木広場、テニスコート西側草地広場
8 武蔵野公園	管理所前広場周辺
9 狹山公園	風の広場（多摩湖堤防下）

【引用：都立公園におけるスケートボード広場整備の考え方  
(東京都建設局 令和 5 年 11 月)】

## 3章 整備計画地の整理

### 1 整備計画地の概況

#### (1) 整備計画地の選定理由

先述の都立公園におけるスケートボード広場の考え方（東京都建設局 令和5年11月）を踏まえ、以下のとおり当該広場を整備計画地に選定しました。

- 住宅地から離れていること
- 管理事務所の設置スペースが確保でき、スタッフが常駐できること
- 門扉や安全柵の設置が可能であること
- 初級から上級の幅広いレベルに対応した滑走エリアが確保できるとともに、大会やイベント等の実施が可能な広い面積が確保できること

#### (2) 整備計画地の敷地概要

整備計画地の概要は、以下のとおりです。

名称	水元公園 東金町運動場 多目的広場東側草地広場
位置	葛飾区東金町8丁目24番
アクセス	東武バスセントラル 「東金町運動場入口」下車 徒歩5分
敷地面積	約4,900m <sup>2</sup> ※測量調査を実施予定
現況	草地、植栽、ベンチ（5台）



※国土地理院撮影の空中写真（令和元年撮影）  
を加工して作成



#### (3) 整備計画地周辺の概要

整備計画地周辺の概要は、以下のとおりです。

運動施設	多目的広場、テニスコート、少年野球場、 スポーツクライミングセンター
駐車場	水元公園第三駐車場（49台）
その他	東京都下水道局 東金町ポンプ所 都道451号線 江戸川堤防線 江戸川河川敷

## スポーツクライミングセンター

多目的広場



少年野球場



東金町ポンプ所



都道 451 号線



江戸川河川敷方面



## 2 法的条件等

整備計画地に関する法的条件等について整理します。

### (1) 都市計画法・建築基準法

用途地域	第一種低層住居専用地域
	建築制限有*
建蔽率／容積率	30%／60%
高度地区	第1種高度地区
高さ制限	10m（または12m）
防火地域	—
風致地区	江戸川風致地区
地区計画	—
開発許可の要否	500 m <sup>2</sup> 以上の開発行為に必要
その他	都市計画公園区域



\*建築基準法第48条第1項ただし書により、同基準法の別表第二（い）項に掲げる建築物以外の建築物を建てようとする場合、特定行政庁（葛飾区長）が、良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ない等と認めて許可した場合に、建築可能となります。その際には、あらかじめ公聴会の開催、建築審査会の同意を得る必要があります。

## (2) 都市公園法

都立公園内での整備に当たり、必要な許可申請事項を整理します。スケートボード広場は公園施設のうち、運動施設に該当します。また、併せて整備を予定しているトイレ及び駐輪場は便益施設、管理事務所は管理施設に該当します。

設置・管理 許可	公園管理者以外の者が公園施設を設置・管理する場合に、公園管理者より得る必要がある許可（都市公園法第5条第1項）		
	公園施設	園路広場	園路、広場
		修景施設	植栽、芝生、花壇 等
		休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓 等
		遊戯施設	ぶらんこ、滑り台、シーソー 等
		運動施設	野球場、陸上競技場、サッカー場、水泳プール 等
		教養施設	動物園、野外劇場、図書館 等
		便益施設	売店、飲食店、駐車場、トイレ 等
		管理施設	門、さく、管理事務所 等
		その他の施設	展望台、備蓄倉庫 等
占用許可	設置・管理許可区域外で公園施設以外の工作物や仮設施設などを設置する場合に、公園管理者より得る必要がある許可（都市公園法第6条第1項）		
	例) 電柱、水道管などの設置 イベント、競技会等向けの仮設施設		

## (3) 河川法

河川区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備計画地は、河川区域に指定されている。</li> <li>整備計画地に隣接した公園内的一部敷地が、国土交通省関東地方整備局の所有地となっている。</li> </ul> <p>（河川法第6条第1項第2号、第3号）</p>						
高規格堤防 特別区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備計画地は高規格堤防特別区域に指定されている。</li> </ul> <p>（河川法第6条第2項）</p>						
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">規制内容</td> <td>建物の新築 又は改築</td> <td>地表からの高さ 1m を超えるものは許可が必要</td> </tr> <tr> <td>土地の掘削</td> <td>1.5m 以内の掘削で、ただちに埋め戻す場合は制限がない</td> </tr> </table>	規制内容	建物の新築 又は改築	地表からの高さ 1m を超えるものは許可が必要	土地の掘削	1.5m 以内の掘削で、ただちに埋め戻す場合は制限がない	
規制内容	建物の新築 又は改築		地表からの高さ 1m を超えるものは許可が必要				
	土地の掘削	1.5m 以内の掘削で、ただちに埋め戻す場合は制限がない					

※河川法第26条第1項において、河川区域内の土地に工作物を新築する場合、河川管理者の許可が受ける必要がある。ただし、高規格堤防特別区域内の土地においては、同条第2項に掲げる行為については、許可の取得を要しないことから、今後、河川管理者と協議し、必要な手続を行う。

## (4) 留意事項

公園内の国有地	・整備計画地の一部は、国有地（関東財務局東京財務事務所の所有地）と重なっていることから、今後、スケートボード広場設置に関する必要な手続を行う。
大規模救出救助活動拠点	・東京都地域防災計画により、救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うための活動拠点として、公園内のオープンスペースが大規模救出救助活動拠点に指定されている。
緊急河川敷道路	・隣接する江戸川堤防線（都道451号線）は「緊急河川敷道路」に位置付けられており、災害時には関係車両の緊急輸送路となる。

## (5) まとめ

以上より、本計画を進めるに当たり、必要となる手続き等は次のとおりです。

○第一種低層住居専用地域内のために、管理事務所及びトイレの建築にあたっては、建築基準法第48条第1項ただし書により、公聴会の開催と建築審査会の同意を得たうえで、特定行政庁（葛飾区長）の許可を取得する必要があります。

○建築物の建築面積が500m<sup>2</sup>を超える場合、開発許可が必要となります。

本整備計画における建築物（管理事務所及びトイレ）の建築面積は、500m<sup>2</sup>未満を想定しており、開発許可申請の対象外となる予定です。

○公園管理者（東京都）からスケートボード広場の設置・管理許可、付随する工作物（給水管など）の占用許可を得る必要があります。

○水元公園は、大規模救出救助活動拠点に指定されていることから、救出及び救助等の活動に必要となるスペースに支障が生じることがないよう、東京都と協議を行います。

○高規格堤防特別区域に指定されているため、施工内容について河川管理者と協議し、必要な手続きを進めます。

### 3 都内及び近隣区・市内におけるスケートボード施設等の整備状況

#### (1) 都立公園における整備状況

都立公園内のスケートボード広場等の整備状況は、次のとおりです。

都立公園名	利用環境		滑走エリア 面積 <sup>※1</sup>	管理 主体	対象競技
	共用	専用 施設			
駒沢オリンピック公園（世田谷区）		●	約 2,000 m <sup>2</sup>	東京都	スケートボード BMX インラインスケート
祖師谷公園（世田谷区）	●		約 600 m <sup>2</sup>	東京都	スケートボード
光が丘公園（練馬区）	●		約 1,000 m <sup>2</sup>	東京都	スケートボード
小金井公園（小金井市他）	●		約 2,000 m <sup>2</sup>	東京都	ローラースケート スケートボード
武蔵野公園 <sup>※2</sup> （府中市他）		●	約 1,100 m <sup>2</sup>	東京都	スケートボード インラインスケート
代々木公園 <sup>※3</sup> （渋谷区）		●	約 350 m <sup>2</sup>	東京都	スケートボード
【参考】 有明アーバンスポーツパーク <sup>※4</sup> （江東区）		●	約 3,570 m <sup>2</sup>	民間 事業者	スケートボード BMX インラインスケート

※1 航空写真を用いた机上による求積のため、本計画上の参考値として記載

※2 令和7年6月25日開設

※3 令和7年2月20日開設

※4 都立公園内ではないが、東京都所有施設として掲載



【出典：都立公園におけるスケートボード広場整備の考え方（東京都建設局 令和5年11月）】

## (2) 葛飾区内及び近隣区・市内の整備状況

区内及び近隣区・市内のスケートボード施設等の整備状況は次のとおりです。

### ア 葛飾区内

公園名	利用環境		滑走エリア 面積 <sup>※1</sup>	管理 主体	対象 競技
	共用	専用 施設			
上千葉砂原公園 (西亀有)	●		約 250 m <sup>2</sup>	葛飾区	スケートボード
小菅西公園 <sup>※2</sup> (小菅)		●	約 770 m <sup>2</sup>	葛飾区	スケートボード

※1 航空写真を用いた机上による求積のため、本計画上の参考値として記載

※2 令和8年3月竣工予定



※国都地理院提供の白地図を加工して作成

### (ア) 上千葉砂原公園

所在地	葛飾区西亀有 1 丁目 27-1							
面積	約 250 m <sup>2</sup>							
セクション	なし							
運営時間	5~10 月	午後 4 時 30 分～ 午後 7 時 30 分						
	11~4 月	午後 4 時 30 分～ 午後 6 時 30 分						
レンタル	なし							
利用料金	無料							
利用方法	公園課又は公園事務所に使 用申請書を提出							

(イ) 小菅西公園運動場（スケートボード場）

所在地	葛飾区小菅 1 丁目 2-1 (小菅水再生センター屋上)	
面積	約 770 m <sup>2</sup>	
セクション	11 セクション	
運営時間 (予定)	午前 9 時 00 分～ 午後 8 時 00 分	
レンタル (予定)	スケートボード、ヘルメット、プロテクター一式	
利用料金 (予定)	高校生相当以上 500 円/2H 小中学生 100 円/2H 幼児：無料	
利用方法	受付で利用料金を支払後、 利用開始（個人利用）	

## イ 近隣区・市

施設名	利用環境		滑走エリア 面積※	管理 主体	対象競技
	共用	専用 施設			
松戸運動公園スケート ボード場（松戸市）		●	約 220 m <sup>2</sup>	松戸市	スケートボード
古ヶ崎河川敷スポーツ 広場 スケートボード パーク（松戸市）		●	約 740 m <sup>2</sup>	松戸市	スケートボード
セナリオハウスフィー ルド三郷（三郷市陸上 競技場公園）スケート パーク（三郷市）		●	約 600 m <sup>2</sup>	三郷市	スケートボード BMX インラインスケート ローラースケート
すみだスケートボード パーク（墨田区）		●	約 920 m <sup>2</sup>	墨田区	スケートボード
宮城ファミリー公園 アクティブスポーツ広 場（足立区）	●		約 200 m <sup>2</sup>	足立区	スケートボード インラインスケート 3 on 3
夢の島公園スケートボ ードパーク（江東区）		●	約 2,400 m <sup>2</sup>	江東区	スケートボード
RAMP ZERO スケートボ ードパーク（荒川区）		●	約 300 m <sup>2</sup>	民間 事業者	スケートボード BMX

※ 航空写真を用いた机上による求積のため、本計画上の参考値として記載



※国土地理院提供の白地図を加工して作成

### (3) まとめ

以上から、都立公園、葛飾区内及び近隣区・市内におけるスケートボード施設等の整備状況を以下のとおり整理し、これらの状況を踏まえて、本施設の整備を進めます。

※本整備計画の詳細は、「5章. 整備に向けた基本的な考え方」、「6章. 整備計画」参照

- 都立公園内の専用施設の多くは、園内の広大なスペースを活かし、1,000 m<sup>2</sup>以上の広い滑走エリアが確保されています。
- 葛飾区内及び近隣区・市内においては、スケートボードが利用できる場所が複数ある一方で、都立公園内の専用施設のような1,000 m<sup>2</sup>以上の広い滑走エリアが確保されたスケートボード施設は限られています。
- 都立公園、葛飾区内及び近隣区・市内とも、スケートボードのほか、インラインスケートの利用が認められている施設が複数あります。また、BMXについては、都立駒沢オリンピック公園とセナリオハウスフィールド三郷（三郷市陸上競技場公園）の2か所で利用可能です。
- 都立公園、葛飾区内及び近隣区・市内とも、スケートボードやヘルメット等の貸出しを行っているのは、一部の施設のみです。

## 4章 各種調査結果

### 1 アンケート調査

スケートボードに関する意識や、整備に向けた需要の把握を目的として、区民及び愛好者・競技者へアンケート調査を行いました。

#### 【調査結果について】

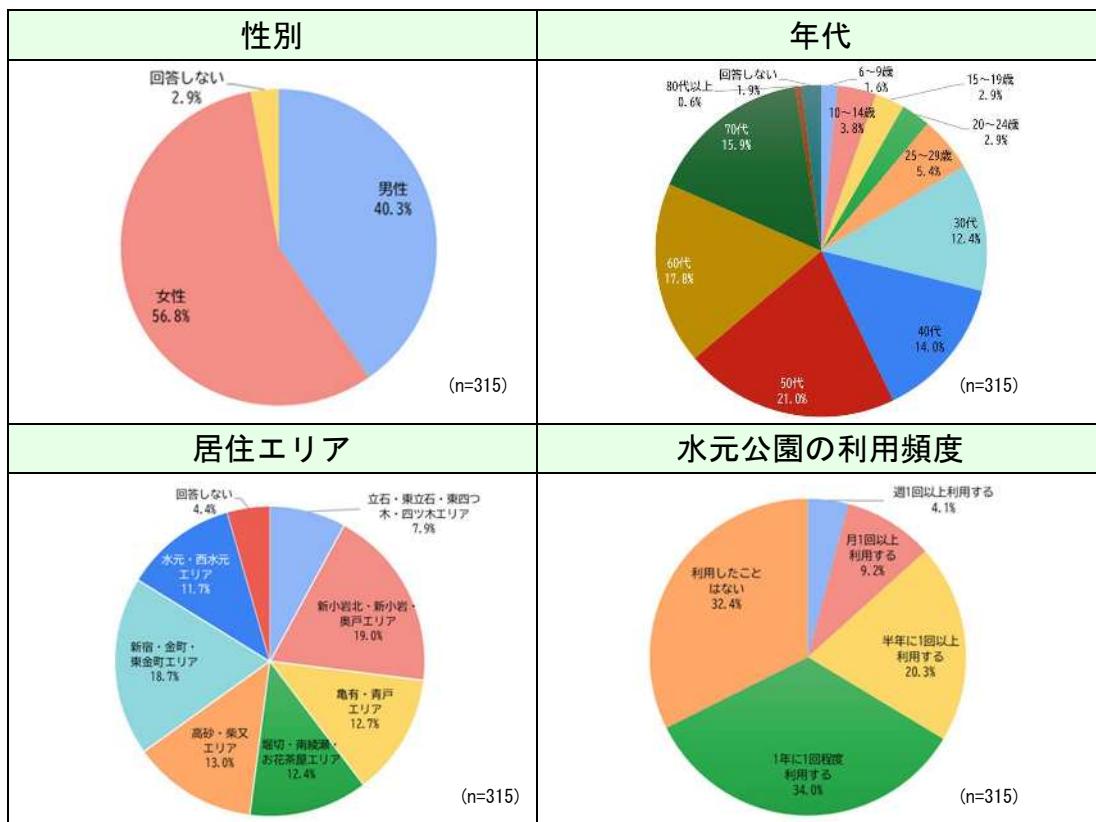
- ・小数点第2位以下を四捨五入して算出しています。そのため、四捨五入によって生じる誤差により、百分率の合計が100%にならない場合があります。
- ・「n」は各設問の回答者数を示しています。比率は「n」を母数として算出しています。
- ・1人の回答者が複数の回答を選択できる設問は、「n」が各設問の回答者数であるため、設問ごとの回答数の合計が100%を超過する場合があります。

#### (1) 区民を対象とした調査

##### ア 実施概要

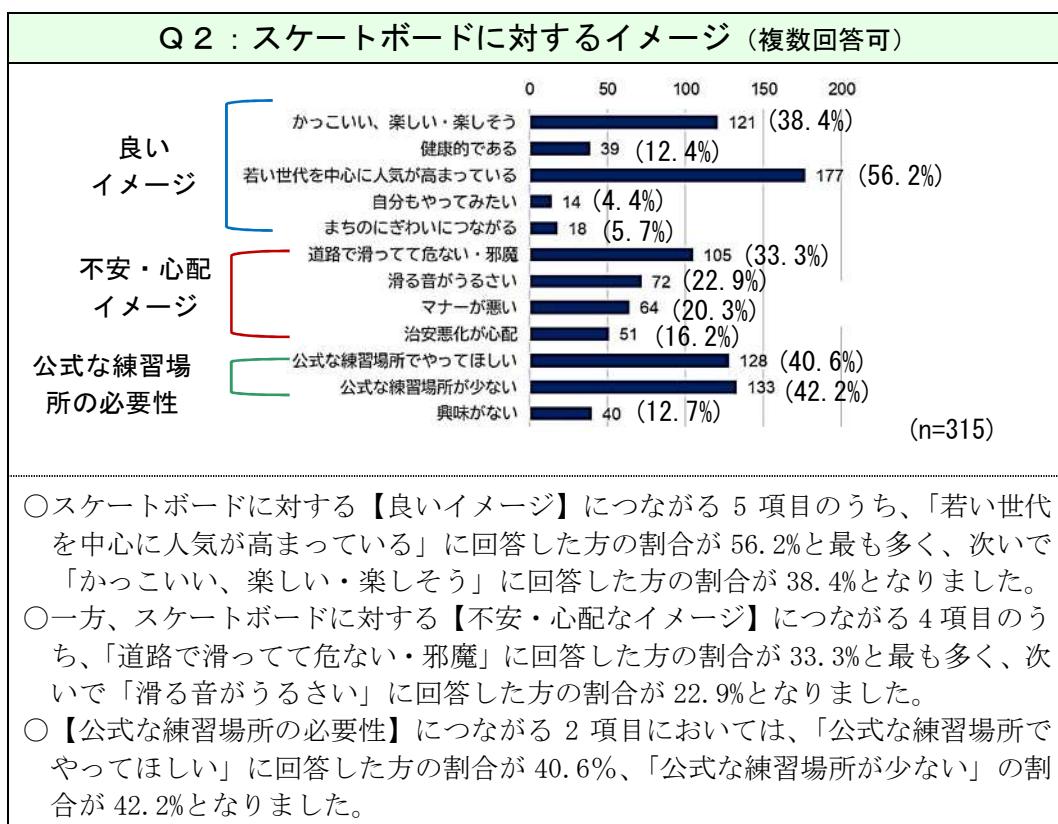
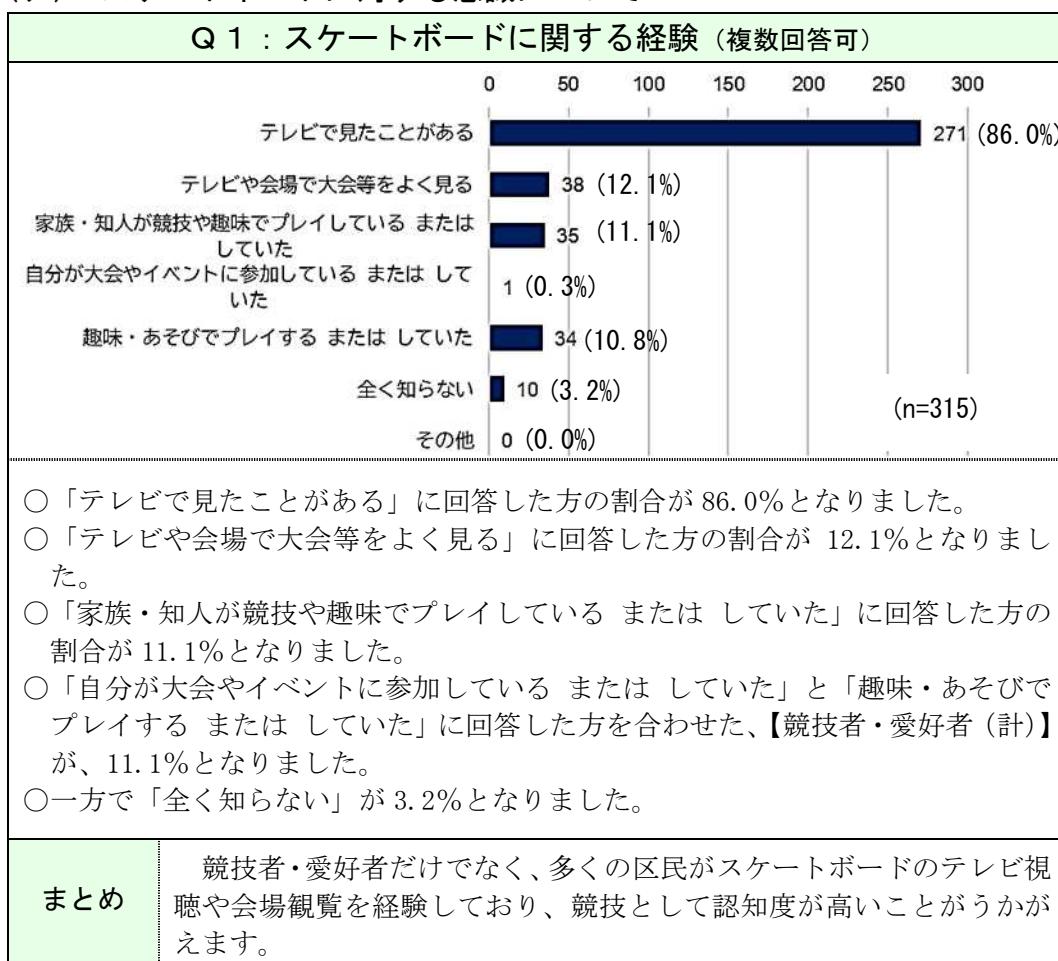
回答方法	調査用紙への直接記入、又はWebフォームからの入力
配布方法	無作為抽出により選定した満6歳以上の区民1,000名に郵送
回答期間	6月18日(水)～7月6日(日)(18日間)
回収数	315件(うちWebフォーム145件)／1,000件
調査目的	水元公園やスケートボードに対する区民意識の把握 プロ選手によるイベント需要の把握 等

##### イ 回答者の属性



## ウ 主な回答

### (ア) スケートボードに対する意識について



## まとめ

良いイメージにつながる回答が多くある一方で、不安・心配なイメージにつながる回答も一定数ありました。この結果から、スケートボードの需要が増加傾向にある一方で、利用が認められていない場所での滑走や騒音問題、公共設備の損傷等の課題があることがうかがえます。こうした背景も要因となり、「公式な練習場所でやってほしい」や「公式な練習場所が少ない」といった回答が多くあり、適切にスケートボードに取り組める施設の整備が必要であると考えます。

### (イ) スケートボード広場の整備方針について

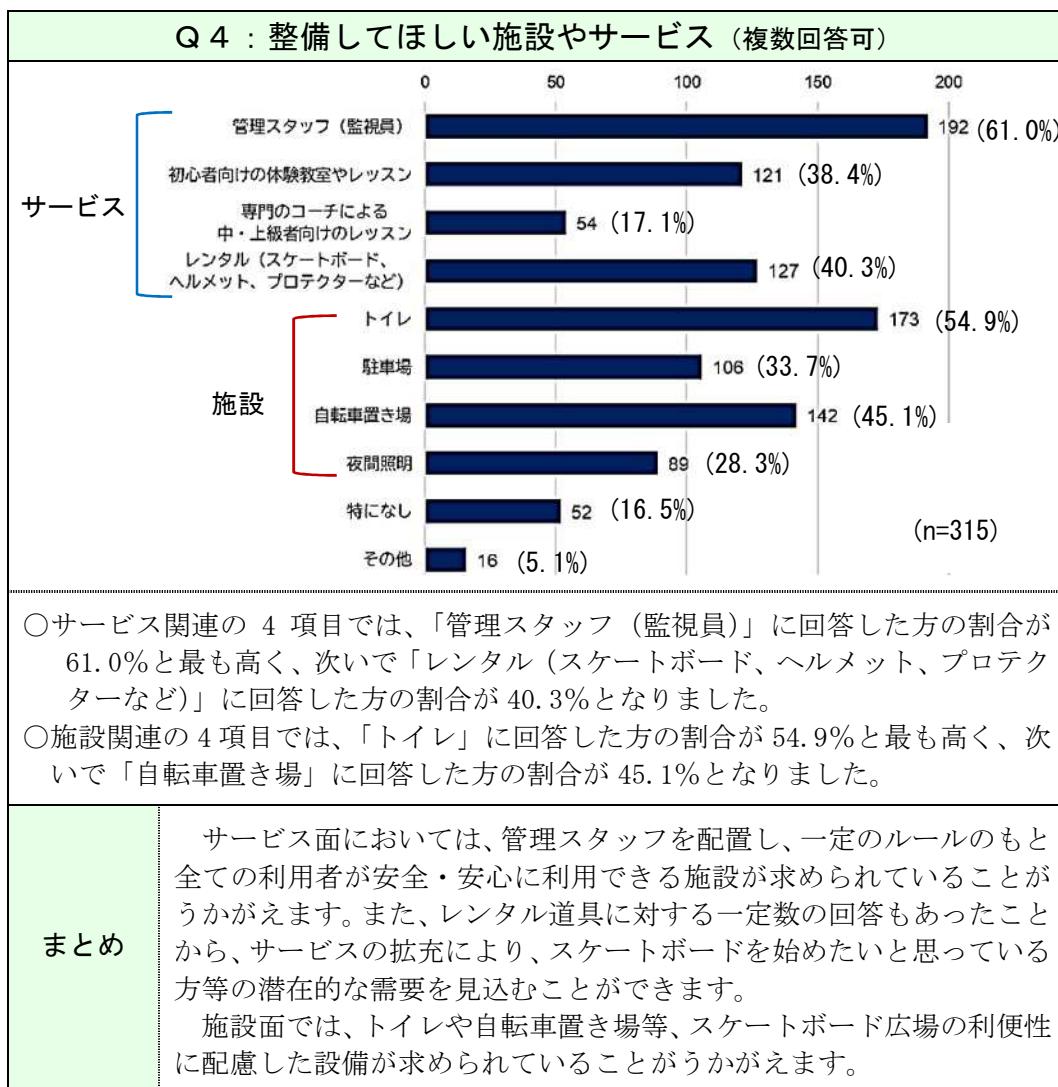
Q 3 : 利用してみたいスケートボード広場（複数回答可）

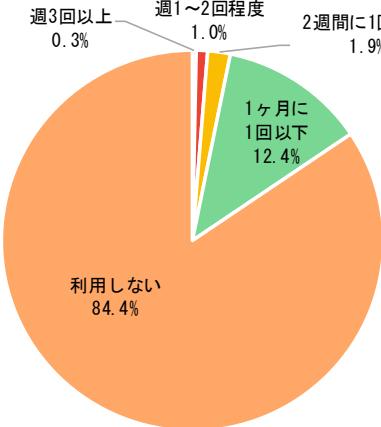
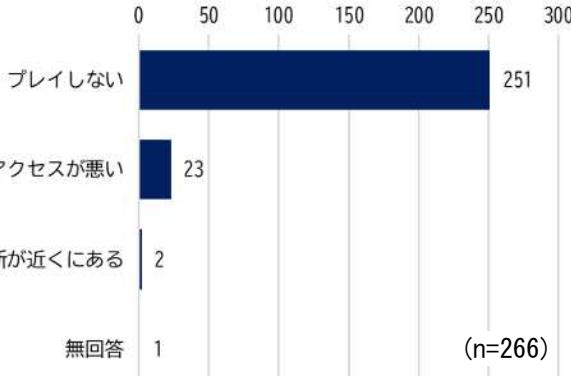


- 「初心者や家族連れ等、年齢・経験を問わず安心して利用できる広場」に回答した方の割合が 59.0%と、最も多い結果となりました。
- 次いで、「初級者～中級者向けのセクションが設置され、専門的な練習ができる広場」に回答した方の割合が 38.1%、「区民が参加できる大会やイベントの開催が可能な広場」に回答した方の割合が 26.7%となりました。

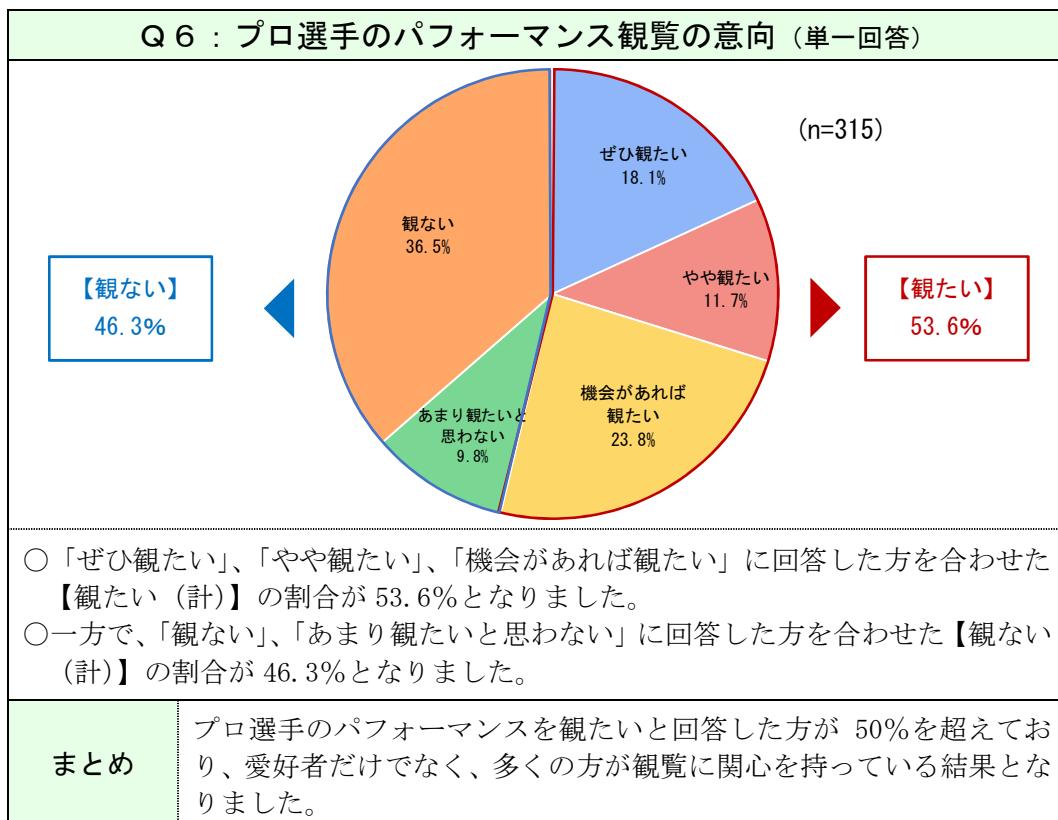
## まとめ

既にスケートボードに取り組んでいる愛好者のほか、初心者や家族連れ等、年齢や経験を問わず幅広い利用者が楽しめる施設が求められていることがうかがえます。また、区民が参加できる大会やイベントの開催についても、一定数の需要が見込まれていることから、これらの実施に対応できる施設が求められていることがうかがえます。



Q 5：水元公園スケートボード広場の利用意向（単一回答）													
利用意向	 <p>(n=315)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用意向</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用しない</td> <td>84.4%</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回以下</td> <td>12.4%</td> </tr> <tr> <td>2週間に1回程度</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>週1～2回程度</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>週3回以上</td> <td>0.3%</td> </tr> </tbody> </table>	利用意向	割合	利用しない	84.4%	1ヶ月に1回以下	12.4%	2週間に1回程度	1.9%	週1～2回程度	1.0%	週3回以上	0.3%
利用意向	割合												
利用しない	84.4%												
1ヶ月に1回以下	12.4%												
2週間に1回程度	1.9%												
週1～2回程度	1.0%												
週3回以上	0.3%												
「利用しない」理由別回答数	 <p>(n=266)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>理由</th> <th>回答数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレイしない</td> <td>251</td> </tr> <tr> <td>アクセスが悪い</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>既に練習できる場所が近くにある</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	理由	回答数	プレイしない	251	アクセスが悪い	23	既に練習できる場所が近くにある	2	無回答	1		
理由	回答数												
プレイしない	251												
アクセスが悪い	23												
既に練習できる場所が近くにある	2												
無回答	1												
(参考) 利用する（「週3回以上」、「週1回以上」、「2週間に1回程度」、「1か月に1回以下」）と回答した方の年代													
まとめ	<p>利用意向を示す回答者は、30代・40代が各20.4%と最も多い結果となりました。</p> <p>「～9歳」、「10～14歳」、「15～19歳」を合わせた【10代以下（計）】でみた割合が22.4%となり、若年世代においても利用意向を示す回答が多い結果となりました。</p> <p>最も多かった「利用しない」の理由としては、スケートボードを「プレイしない」が多くあげられました。一方で、「利用する」に回答した方の年代は幅広く、多様な世代の区民からのニーズがうかがえます。</p>												

## (ウ) プロ選手のパフォーマンス観覧について



## (エ) 葛飾区のスケートボードに関する取組について

**Q 7 : 葛飾区のスケートボードの取組に関する自由意見 (自由回答)**

<b>【整備への期待 (一部抜粋)】</b>
○正しく使える所で子ども達が思い切り遊べる所にして欲しいです。葛飾に行くとスケートボードで遊べるなんて、そんなになるとステキですね。
○スポーツの公式な場所が近くに出来る事で若い人達も新しい道が開け、良いスポーツ人材が増えれば良いと思う。町の発展にもつながると思う。
○大会が開催されたらぜひ観たいです。マナーを守って楽しい場所になるなら広場を作りたいです！！
<b>【整備への不安・心配 (一部抜粋)】</b>
○ルール、マナーを守らない人が多いので整備する必要は無いと思う。
○限られた年齢層だけが使用できる施設を整備でなく多くの年齢層が使用できる施設を整備すべきではないかと思う。
○治安が悪くなるのを心配する。利用者のマナー（水元公園だけでなく一般道、歩道も含めて）の向上を必ず行ってほしい。
<b>【管理・運営等に関する要望 (一部抜粋)】</b>
○他の水元公園の利用者に迷惑にならぬようご配慮を希望します。
○マナーを守ってできる環境だといいと思います。また若者がやっているイメージですが、若者だけでなく小さい子など幅広い年齢層が安全に楽しめるといいなと思います。
○管理を徹底して事故のない施設を造ってください。
○138 件の自由記述によるご回答がありました。 ○そのうち、【整備への期待】を持つ回答が 63 件、【不安・心配】を感じる回答が 24 件、【運営・管理等に関する要望】等の回答が 51 件でした。

## まとめ

整備に期待する回答が多くある一方で、不安・心配な回答や管理・運営に関する要望も一定数ありました。

特に、スケートボード広場の利用者に向けたマナーアップ活動やルールを徹底するための取組等に関するご意見が多く上げされました。利用者はもとより、他の公園利用者や周辺地域の住民等が安全・安心できる環境に配慮した施設を計画します。

## (2) 愛好者・競技者を対象とした調査

### ア 実施概要

回答方法	調査用紙への直接記入、又は Web フォームからの入力	
配布方法	調査実施場所において、調査員が直接配布の上、回答を依頼	
実施日時	6月20日（金）～8月8日（金）（50日間）	
	平日	16:30～19:00
	休日	14:00～19:00
実施結果	100件（うち Web フォーム 62件）	
調査目的	愛好者・競技者の現状把握 スケートボード広場への需要把握 スケートボード広場に求める設備・条件等の把握	

### イ 実施場所

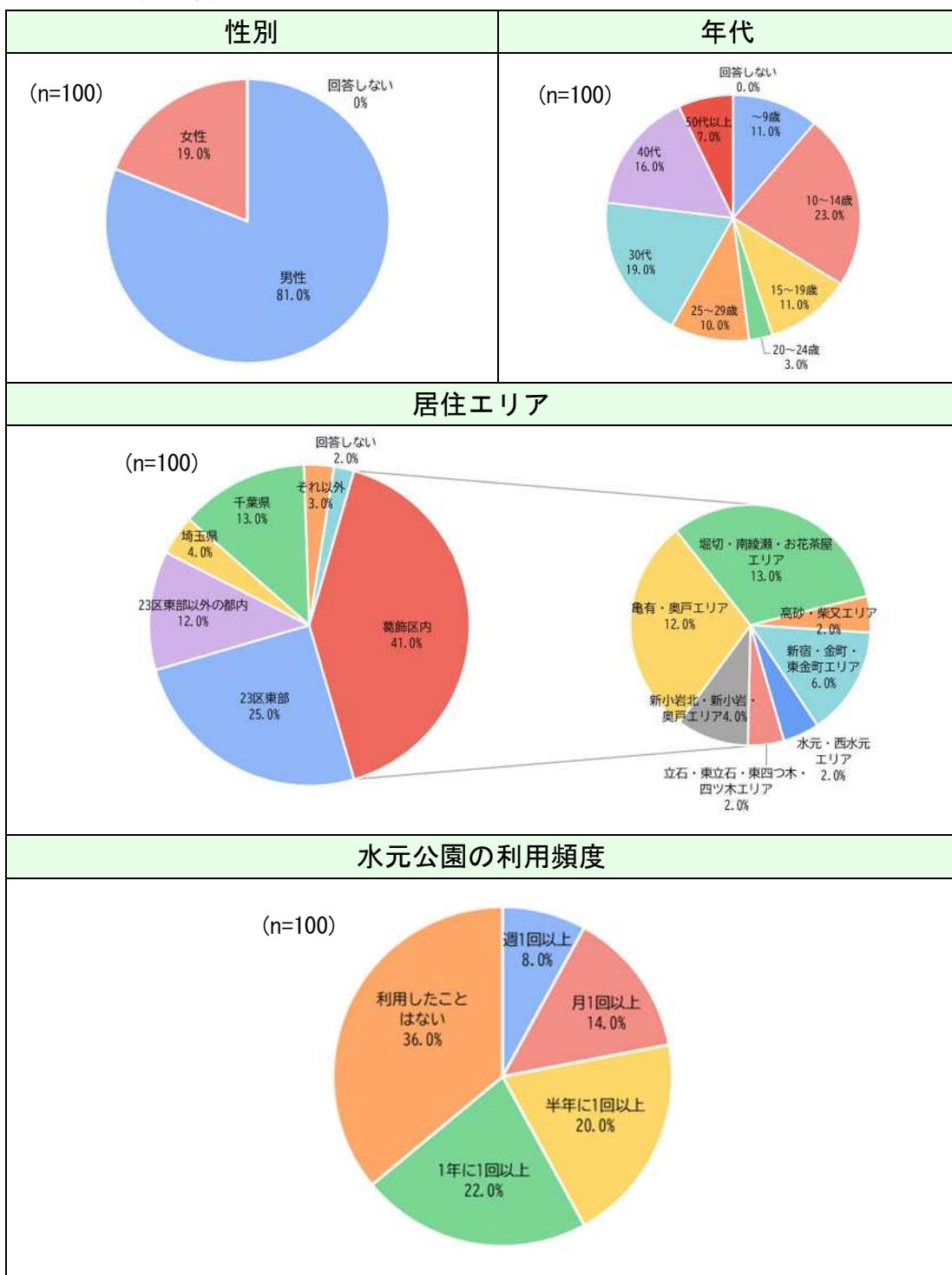
#### 【葛飾区内】

実施場所	所在地 (整備計画地からの距離)
上千葉砂原公園 (他、区内全域でスケートボードに取り組んでいる愛好者に回答を依頼)	西亀有1丁目27-1 (5.1km)

#### 【葛飾区外】

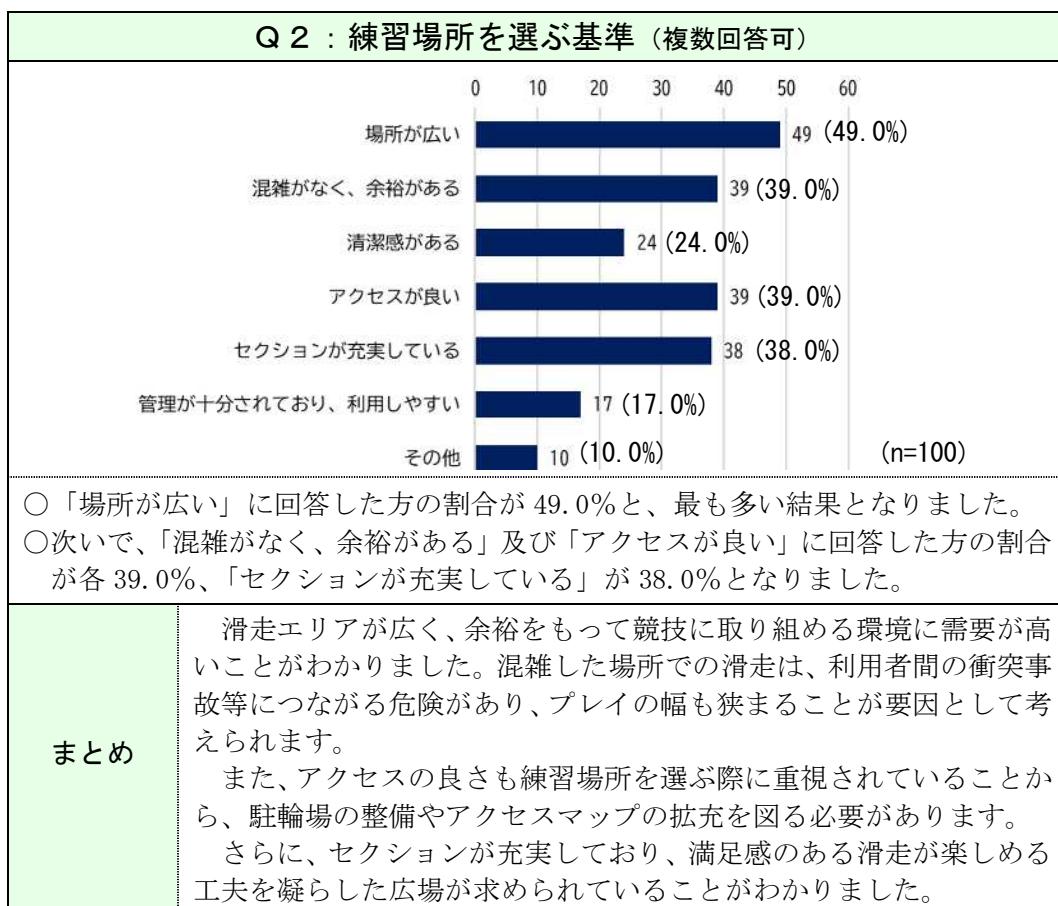
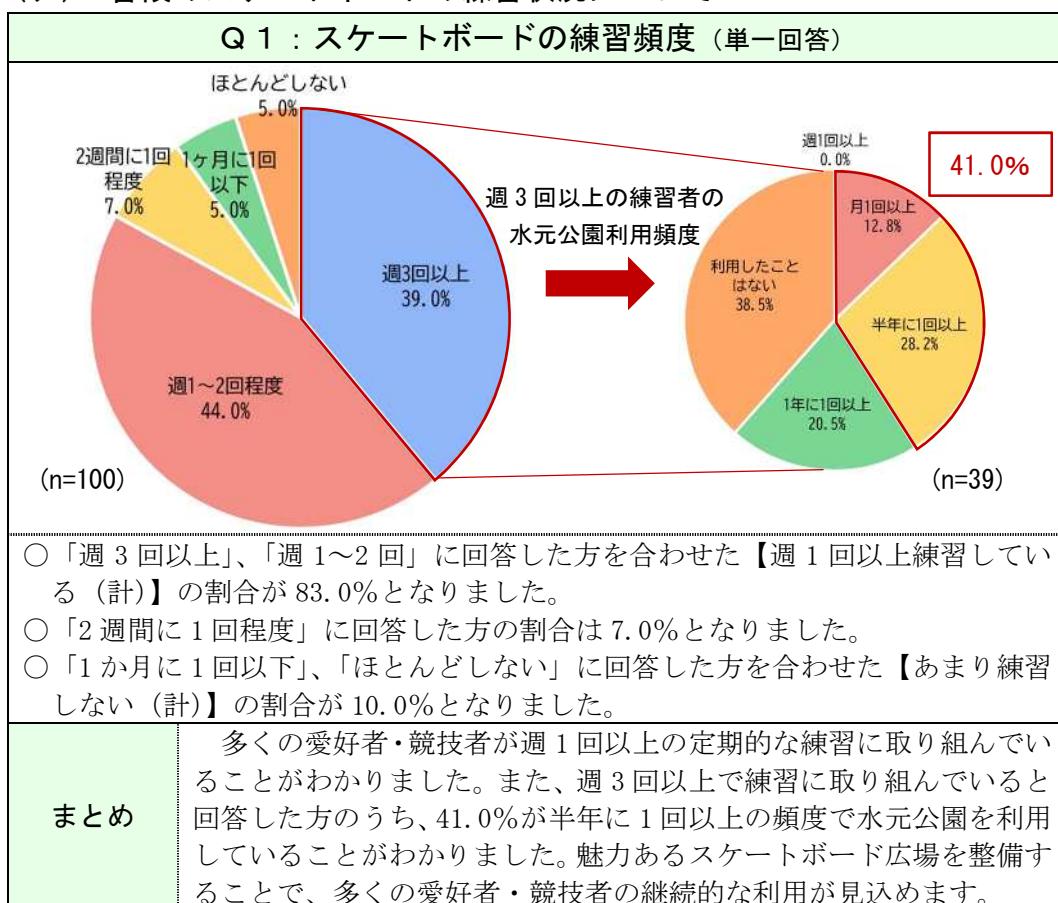
実施場所	所在地 (整備計画地からの距離)	
墨田区 すみだスケートボードパーク	向島5丁目9-1 (10.0km)	
江東区 夢の島スケートボードパーク	夢の島1丁目1 (15.5km)	
荒川区 RAMP ZERO スケートボードパーク	南千住4丁目2-3 (9.8km)	
松戸市 松戸市	松戸運動公園 スケートボード場 古ヶ崎河川敷スポーツ広場 スケートボードパーク	上本郷4434 (3.5km) 古ヶ崎2441 (2.7km)

## ウ 回答者の属性



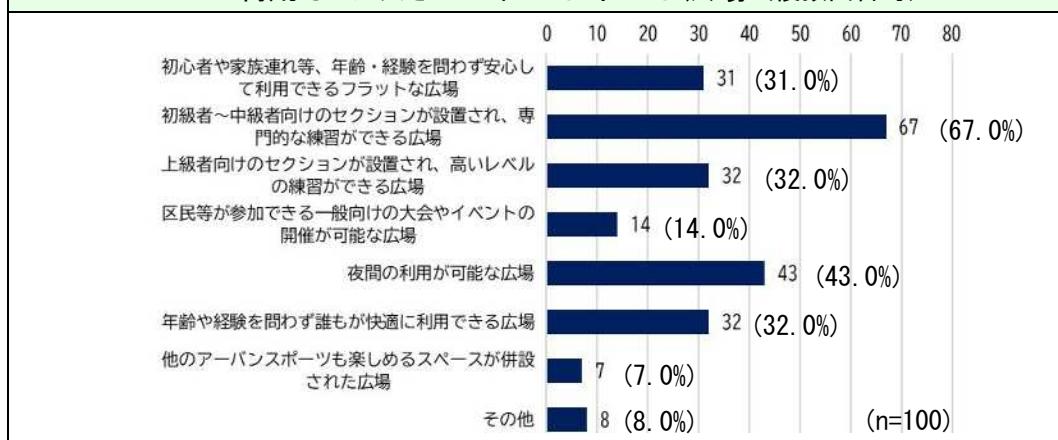
## エ 主な回答

### (ア) 普段のスケートボードの練習状況について



(イ) 水元公園スケートボード広場の整備方針について

Q 3 : 利用してみたいスケートボード広場（複数回答可）



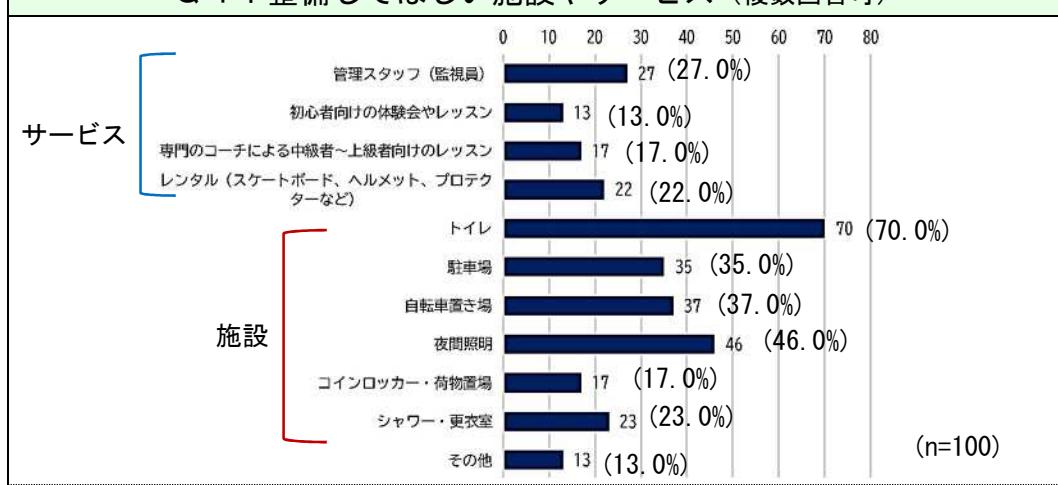
- 「初級者～中級者向けのセクションが設置され、専門的な練習ができる広場」に回答した方の割合が 67.0% と最も高い結果となりました。
- 次いで、「夜間の利用が可能な広場」に回答した方の割合が 43.0%、「上級者向けセクションが設置され、高いレベルの練習ができる広場」、「年齢や経験を問わず誰もが快適に利用できる広場」が各 32.0% となりました。

まとめ

初級～中級の利用者層を対象としたセクションを中心に、上級者に対応したセクションも盛り込んだ配置とすることで、多くの愛好者・競技者の需要に応えるとともに、技術力の一層の向上につながる施設になると考えます。

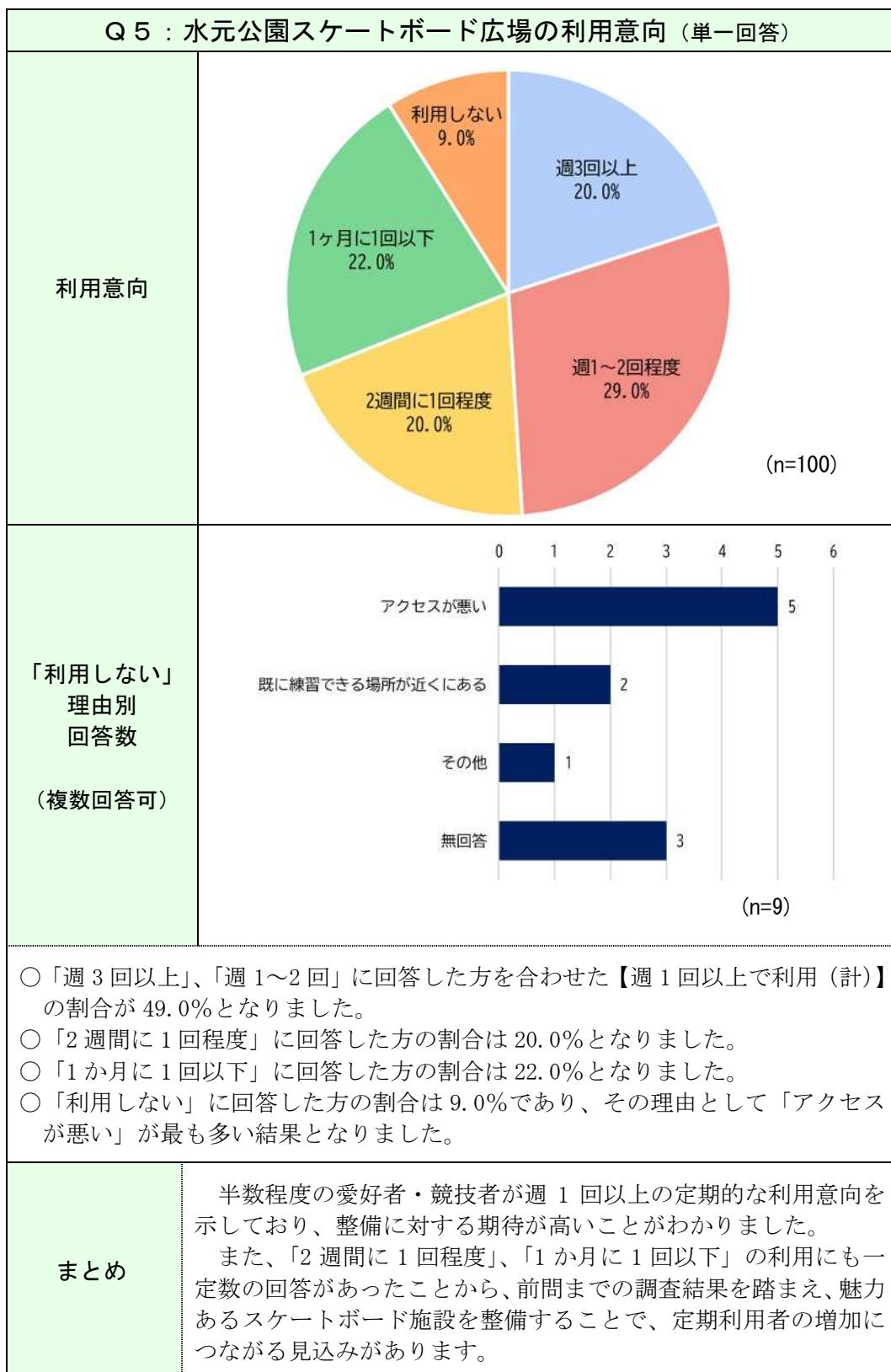
また、夜間の利用に対する回答も一定数ありました。利用可能な時間帯を広げることで、利用者の増加につながることが見込めます。

Q 4 : 整備してほしい施設やサービス（複数回答可）

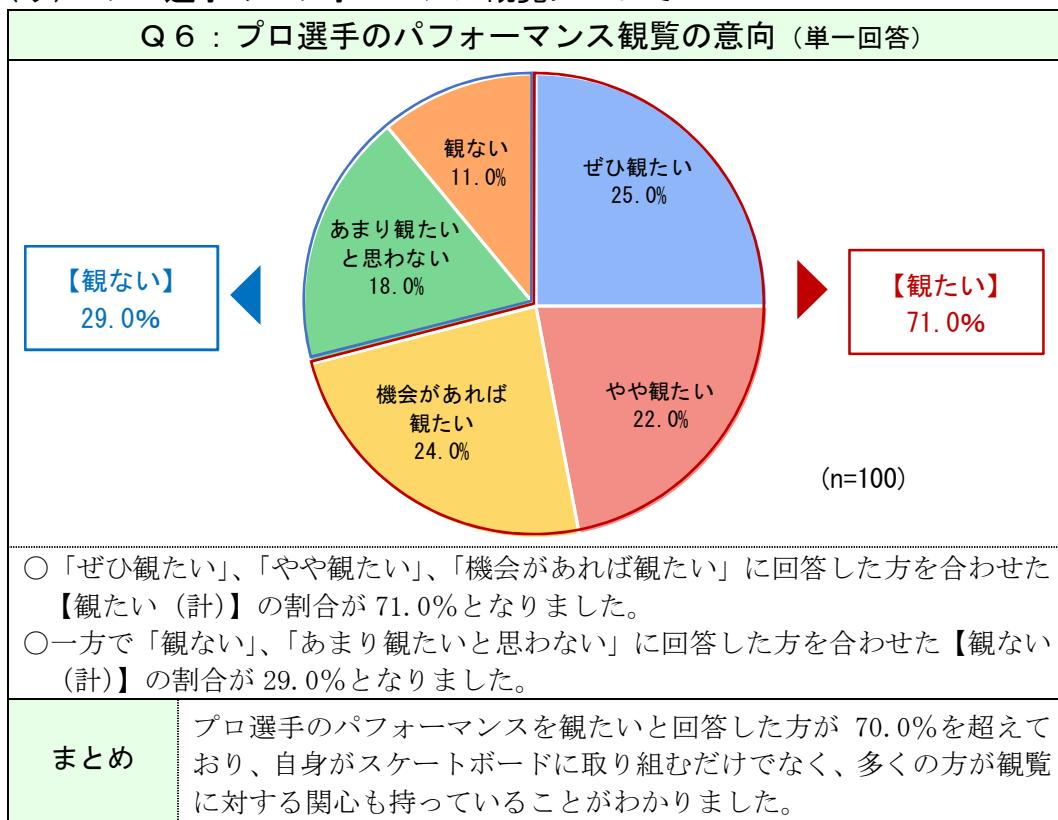


- サービス関連の 4 項目では、「管理スタッフ」に回答した方の割合が 27.0% と最も高く、次いで「レンタル (スケートボード、ヘルメット、プロテクターなど)」に回答した方の割合が 22.0% となりました。
- 施設関連の 6 項目では、「トイレ」に回答した方の割合が 70.0% と最も多く、次いで「夜間照明」に回答した方の割合が 46.0% となりました。

まとめ	<p>「区民を対象としたアンケート Q4」と同様に、サービス面では、管理スタッフや道具のレンタルに一定数の回答がありました。</p> <p>施設面では、トイレや自転車置き場等、スケートボード広場の利便性の向上を図る設備が求められていることがうかがえます。</p> <p>また、夜間照明に対する回答も一定数ありました。前問 Q3 でも夜間の利用に対する回答が一定数あったことから、休日のほか、平日の学校や仕事帰りの時間帯での需要が見込めます。</p>
-----	--



## (ウ) プロ選手のパフォーマンス観覧について



## (エ) 葛飾区のスケートボードに関する取組について

**Q 7 : 葛飾区のスケートボードの取組に関する自由意見 (自由記入)**

<b>【整備への期待 (一部抜粋)】</b>	
	○葛飾区にはスケートボード専用施設が無かったため、葛飾区以外の場所で練習する事が多かったです。もし水元公園にスケートパークができるならば、区外に出る事なく練習ができるためありがとうございます。
	○荒川区民なので、葛飾区の取組は知らなかった。水元公園は少し治安が心配なのと、家から交通が不便なので、頻繁に利用するわけではないが、子どもが安心して通えるようなら利用したい。
<b>【管理・運営等に関する要望 (一部抜粋)】</b>	
	○ぜひ夜間運営をお願いしたい。
	○上級者が満足して楽しめるパークがあまりないため、大会などで活躍しているスケーターなどにいろいろ意見を聞いてパークも作っていただけたら嬉しいです。
	○国際大会ができるパークではなく、街中を滑っているような、植栽があり雰囲気の良いプラザ風のパークが良いと思います。
○29件の自由記述によるご回答がありました。	
	○そのうち、本取組に【整備への期待】を持つ回答が 17 件、【不安・心配】を感じる回答は 0 件、【管理・運営等に関する要望】等の回答が 12 件でした。
<b>まとめ</b>	スケートボードに取り組める専用施設が少ないと思う愛好者・競技者が多く、新たに本施設が整備されることに期待する声が多くありました。また、具体的な整備内容や運営に関する要望も一定数ありました。頂いた要望を参考に、可能な限り多くの愛好者・競技者が継続的に利用したいと思える、魅力的なスケートボード広場となるよう検討を進めます。

## 2 現況調査

### (1) 交通量調査

#### ア 実施概要

調査場所	地点 k-1	高洲四丁目（西）交差点（三郷市高洲 4-74-3 地先）
	地点 k-2	水元公園第三駐車場西側（葛飾区東金町 8-32 地先）
	地点 k-3	東金町運動場南側（葛飾区東金町 8-10-13 地先）
調査日時	平日	令和 7 年 6 月 26 日（木） 9 時～21 時（12 時間）
	休日	令和 7 年 6 月 22 日（日） 9 時～21 時（12 時間）
調査対象	自動車類（小型車、大型車、二輪車）	

#### イ 調査結果

地点 k-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地点 k-1 方面から水元公園（第三駐車場）への主要経路となる、地点 k-2 に向かう車両は、平日 2,034 台/12 時間、休日 1,799 台/12 時間でした。</li> <li>○交通量が多い時間帯は、平日 17～18 時（229 台）、休日 15 時～16 時（194 台）でした。</li> </ul>
地点 k-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地点 k-2 交差点から水元公園（第三駐車場）方面に向かう車両は、平日 158 台/12 時間、休日 202 台/12 時間でした。</li> <li>○交通量が多い時間帯は、平日 16～17 時（25 台）、休日 14～15 時（28 台）でした。</li> <li>○一定数が東金町運動場の利用者であることが考えられます。</li> </ul>
地点 k-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地点 k-3 交差点から水元公園（第三駐車場）への主要経路となる、地点 k-2（北側）方向に向かう車両は、平日 1,165 台/12 時間台、休日 949 台/12 時間でした。</li> <li>○交通量が多い時間帯は、平日 18～19 時（135 台）、休日 10～11 時（123 台）でした。</li> </ul>

## ウ　まとめ

調査結果から、自動車による水元公園（第三駐車場）への来場について、以下のとおり整理します。

- 水元公園（第三駐車場）に来場する自動車は、一方通行や右左折禁止等の条件から、三郷方面からは地点 k - 1、葛飾区及び千葉方面からは地点 k - 3 を経由し、各々地点 k - 2 を通過するルートが主要経路であると考えます。
- 地点 k - 2 交差点を水元公園（第三駐車場）方面に向かった自動車交通量は現状、最も多い時間帯で平日 25 台・休日 28 台となりました。また、この地点を通過した全ての車両が水元公園（第三駐車場）の来訪者とは限らないことや、第三駐車場の駐車台数（最大 49 台）、入出庫状況を考慮すると、スケートボード広場の整備により、水元公園第三駐車場が日常的に満車になることはない見込みです。
- 大会やイベント開催時には、駐車場の収容台数を超える自動車での来場も考えられるため、臨時駐車スペースの確保や交通誘導等の対応を検討していきます。

## (2) 騒音調査

### ア 実施概要

	調査地点	
調査場所	地点 s-1	水元公園第三駐車場南側（葛飾区東金町 8-14-7 地先）
	地点 s-2	東金町運動場南側（葛飾区東金町 8-18-8 地先）
	地点 s-3	東金町運動場内（葛飾区東金町 8-27-1）
	地点 s-4	東金町運動場北側敷地境界※（三郷市高州 4-149-2 地先）
	<p>The map shows a detailed urban area with several survey points marked. Point s-1 is located at the southern end of the Kiyosumi Park Third Parking Lot. Point s-2 is located to the south of the park. Point s-3 is located inside the park. Point s-4 is located to the north of the park, near a red-shaded 'Development Plan Area'. A legend indicates that red circles represent '騒音調査地点' (Survey Points) and grey rectangles represent '計画地' (Development Plan Areas). A scale bar shows distances of 100m, 200m, and 300m.</p>	
調査日時	平日	令和 7 年 6 月 26 日（木）9 時～21 時（12 時間）
	休日	令和 7 年 6 月 22 日（日）9 時～21 時（12 時間）
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>連続測定したデータを 10 分単位で整理、各 1 時間値／12 時間合計の値を算出</li> <li>除外すべき音の処理は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」『一般地域編、道路に面する地域編』に基づき処理、代表値算出)』</li> </ul>	

※「騒音にかかる環境基準について（環境省ホームページ）」に定める「幹線交通を担う道路に近接する空間」に位置づけられている。

### イ 実施結果

調査地点	整備計画地 からの距離	測定結果		環境基準※ (AM6:00～PM10:00)
		平日	休日	
地点 s-1	約 285m	50dB	52dB	55dB
地点 s-2	約 190m	51dB	52dB	55dB
地点 s-3	隣接地	53dB	53dB	55dB
地点 s-4	約 70m	54dB	52dB	70dB

- 全ての地点において、平日・休日ともに環境基準を満たす結果になりました。
- 平日と休日で騒音に大きな差異は見られませんでした

※環境基本法第 16 条第 1 項に基づき、環境省の定めた、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準

## ウ　まとめ

調査結果から、スケートボード広場の整備による騒音の影響について、以下のとおり整理します。

- 現状、すべての調査地点で環境基準を満たしています。
- 整備計画地は、葛飾区東金町運動場内の最も東側に位置し、周囲は江戸川河川敷や東京都下水道局東金町ポンプ所、多目的広場等が配置されているとともに、周辺地域との十分な離隔距離が確保されていることから、住環境に対する騒音の低減につながるものと考えます。

## 5章 整備に向けた基本的な考え方

### 1 基本的な考え方

前章までに取りまとめた整備計画地の整理状況やアンケート等の調査結果を踏まえ、整備計画地におけるスケートボード広場の整備に関する基本的な考え方を整理します。

利用者	計画地の広い面積を活かして、初級～上級まで全てのレベルに対応した滑走エリアを設け、年齢・経験を問わない、幅広い利用者層が楽しめる施設とします。
	関連計画等 葛飾区基本計画、葛飾区スポーツ推進計画 等
対象競技	○スケートボードを中心に、インラインスケートやBMXでの利用も可能とし、幅広い需要に対応できる施設とします。 ○利用者が安全に取り組める利用方法やルールを定めます。
	関連計画等 葛飾区基本計画、葛飾区スポーツ推進計画
災害時対応	○水元公園が「大規模救出救助活動拠点」であることを踏まえ、発災時には、関係機関と連携し、災害対応スペースとして効果的に活用します。
	関連計画等 東京都地域防災計画 等
施設の特徴	○区民等が参加できる大会やプロ選手のパフォーマンスを楽しめるイベント等が実施できる施設とします。 ○スケートボード等は、スポーツ競技としてだけなく、街中でできる気軽な遊びを原点に、アートや音楽、ファッショニ等と融合した「ストリートカルチャー」としても、若者を中心注目を集めています。 こうした背景を捉え、葛飾区ならではの街並みや河川をコースやセクションで表現し、本区の街中を滑走するようなイメージで設計します。また、音響設備を配備し、音楽（BGM）の効果的な活用により「ストリートスポーツ」としての雰囲気を表現します。これにより、「スポーツ」と「文化・芸術」の両面を通じてスケートボードの魅力や楽しさを発信していく、幅広い世代の关心と理解を深めるとともに、多くの方が来場したいと思える施設（潜在的需要の喚起）を目指します。 ○管理スタッフの配置や安全柵の設置など、他の公園利用者の安全・安心な利用環境を維持します。
	関連計画等 葛飾区基本計画、葛飾区スポーツ推進計画、かつしかアート・カルチャー基本方針 等

管理スタッフの配置	管理スタッフを配置し、利用受付、マナー啓発、競技に関する助言・指導及び講習会等を行います。なお、運営時間中は常駐を予定しています。
利用料金	有償による利用とします。 その他の有償サービスとして、初心者向けにスケートボードやヘルメット、プロテクター等のレンタルを実施します。
夜間利用	仕事帰り・学校帰りの利用、夏場の夕方以降の利用等、多様な需要に対応するため、夜間の利用が可能な施設とします。
駐輪場	○スケートボード広場の来場者の主な交通手段は自転車であることが想定されるため、駐輪場を整備します。 ○自動車による来場者は、既存の水元公園第三駐車場の利用を想定します。大会やイベント開催時には、駐車場の収容台数を超える自動車での来場も考えられるため、臨時駐車スペースの確保や交通誘導等の対応を検討していきます。

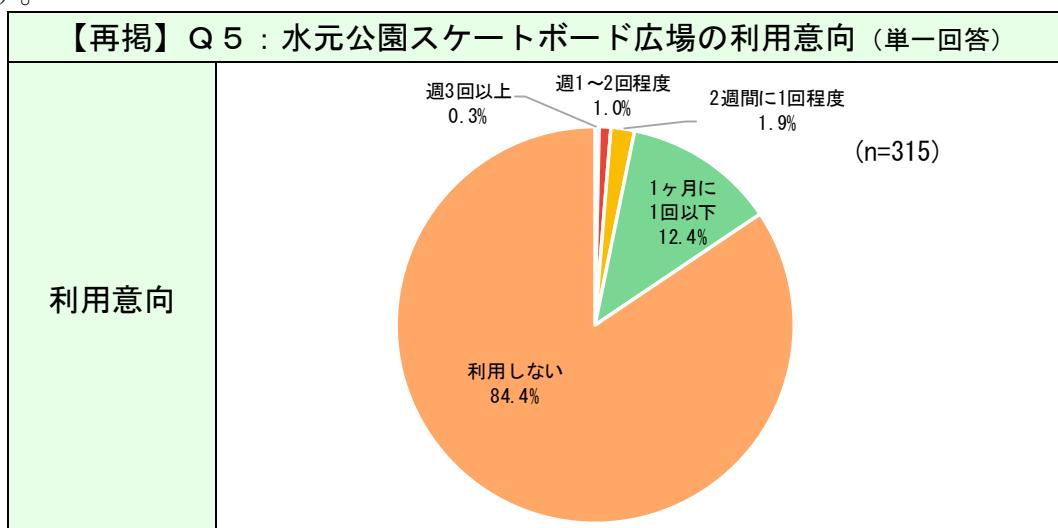
## 2 スケートボード広場への想定需要

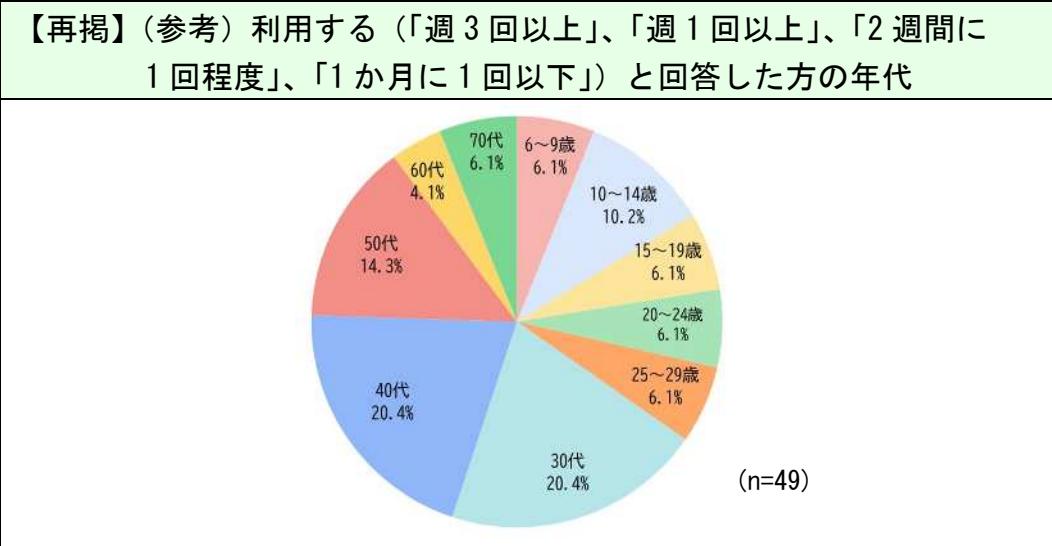
スケートボードに取り組んでいる愛好者・競技者の人口は、公式に発表されているものがなく、正確な人数の把握は困難です。

本計画では、「第4章 1 アンケート調査」の結果をもとに、水元公園スケートボード広場の区民による想定需要を参考として検討します。

### 区民による想定需要

「第4章 1 アンケート調査 (1) 区民を対象とした調査」の結果をもとに、想定需要を検討します。検討にあたっては、同アンケート調査「Q5：水元公園スケートボード広場の利用意向」において、利用意向を示す回答が多かった6歳から59歳(50代)までを主な対象として、想定利用者数を算出します。





## ア 想定利用者数

本区の6~59歳の人口 (R7.9.1現在)	アンケートにおいて 利用意向を示した回答者の割合	想定利用者数
A	B	C (A×B)
311,624人	4.4%*	13,711人

\*「第4章 1 アンケート調査 (1) 区民を対象とした調査 Q5:水元公園スケートボード広場の利用意向」において利用意向を示す回答をした、6歳から59歳(50代)の方の割合(44人/1,000人 [アンケート配布数])

## イ 想定利用者数におけるスケートボード経験者と未経験者の内訳

想定利用者数	Cにおけるスケートボード経験者・未経験者の割合		想定経験者・未経験者数	
C	D		E (C×D)	
13,711人	経験者	38.6%*	経験者	5,292人
	未経験者	61.4%	未経験者	8,419人

\*「第4章 1 アンケート調査 (1) 区民を対象とした調査 Q5:水元公園スケートボード広場の利用意向」において利用意向を示した回答者44人のうち、「Q1:スケートボードに関する経験」で、「自分が大会やイベントに参加しているまたはしていた」、「趣味・遊びでプレイするまたはしていた」に回答した方の割合(17人/44人)

## ウ　まとめ

アンケート調査から算出した想定利用者数は、区民 13,711 人となりました。ただし、利用者一人当たりの延べ利用回数や悪天候等による施設の休止、オンラインスケート・BMXによる需要見込み等、様々な増減要素が存在しており、全てを見込んで利用者数を算出することは、困難であるため参考値とします。

「本章 1（1）整備の基本的な考え方」において示した、区民等が参加できる大会や、プロ選手のパフォーマンスが楽しめるイベントの実施、スケートボードにゆかりのあるアート作品を活用した「スポーツ」・「文化・芸術」の両面を通じた魅力の発信等を行い、さらなる利用者の拡大につなげていきます。

併せて、スケートボード競技との親和性が高いSNSによる情報発信（運営やイベントのリアルタイム情報の発信、レンタルサービス案内等）を行い愛好者・競技者の利用頻度の向上を図ります。

## (2) 主な利用者層の想定

想定される主な利用者層を、次のとおり設定します。

### ア ファミリー層

利用者イメージ	未就学児 又は 小学生（低学年）1～2名／保護者1名
主な需要	<ul style="list-style-type: none"><li>・競技未経験の子どもが、スタッフのレッスンを受けながら安全な環境でチャレンジしたい</li><li>・一定のスキルを持つ親子で、一緒に練習したい</li></ul>
利用時間	<ul style="list-style-type: none"><li>・平日 午前9時～午後5時</li><li>・週末 午前9時～午後5時</li></ul>
利用サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・道具レンタル</li><li>・初心者体験会</li><li>・初級者向けレッスン</li></ul>
主な来場手段	<ul style="list-style-type: none"><li>・自動車</li><li>・自転車</li><li>・公共交通機関</li></ul>

### イ 小学生（高学年）、中学生、高校生

利用者イメージ	グループ（3～5名）
主な需要	<ul style="list-style-type: none"><li>・区内で専用施設ならではの質の高い路面や充実したセクションで滑りたい</li><li>・友人と一緒にスケートボードをやってみたい</li><li>・専門スタッフによる初級者～中級者向けのスキルアップを目的としたレッスンに参加したい</li><li>・周囲を気にせず、安全・安心な環境で楽しみたい</li><li>・自由度の高いセクションで、自分の滑りをしたい</li><li>・大会の参加に向けた練習場所として利用したい</li></ul>
利用時間	<ul style="list-style-type: none"><li>・平日 午後5時～午後8時</li><li>・週末 午前9時～午後8時</li></ul> <p>※中学生以下の18時以降の利用は保護者（高校生相当以上）が付き添う</p>
利用サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・道具レンタル</li><li>・初心者体験会</li><li>・初級者から中級者向けレッスン</li></ul>
主な来場手段	<ul style="list-style-type: none"><li>・自転車</li><li>・公共交通機関</li></ul>

## ウ 大学生、社会人

利用者イメージ	単独 又は グループ (2~3名)
主な需要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事や学校帰りにナイター運営を利用したい</li> <li>・レベルの高いセクションに挑戦したい</li> <li>・趣味から始めてみたい</li> <li>・難易度の高いセクションに挑戦し、技術力の向上を図りたい</li> <li>・自由度の高いセクションで自分の滑りをしたい</li> <li>・大会の参加に向けた練習場所として利用したい</li> </ul>
利用時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日 午後 6時～午後 9時</li> <li>・週末 午前 9時～午後 9時</li> </ul>
利用サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道具レンタル</li> <li>・初心者体験会</li> <li>・初級者から中級者向けレッスン</li> </ul>
主な来場手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車</li> <li>・自転車</li> <li>・公共交通機関</li> </ul>

### 3 整備方針

前章までの検討結果をもとに、整備する基本機能及び管理運営の方針を設定します。

#### (1) 基本機能

滑走エリア	全体	約 2,670 m <sup>2</sup>	
	500 m <sup>2</sup> 以上のフラットな滑走面と多種多様なセクションを配置することで、レベルに応じた滑走を可能にするとともに、利用者の創造性が発揮される自由度の高い滑走が楽しめる先進的なスケートボード施設となるよう整備します。 また、大会やイベントを実施する場合、規模や内容によって利用エリアや観覧エリアの区画分けが容易な配置とします。		
管理施設	管理事務所 倉庫	約 50 m <sup>2</sup>	安全管理、利用受付、備品収納等
安全対策	フェンス	高さ 3m／延長約 200m	
	出入口	高さ 3m 両開き門扉	
	照明	夜間利用を可能とする施設として整備します。JIS（日本産業規格）で定められた一般的な競技利用を想定した「運動競技区分Ⅲ」のうち、ローラースケートの照明基準に必要な 150lx 以上の照度を確保します。	
その他	トイレ	約 30 m <sup>2</sup>	男性用 1 か所、女性用 1 か所 バリアフリートイレ 1 室
	駐輪場	約 70 m <sup>2</sup> (約 35 台分)	

#### (2) 管理運営（想定）

運営時間	平日・休日	午前 9 時～午後 9 時（最終受付 午後 8 時 15 分）
管理 スタッフ	平日	3 名
	休日	3～4 名
利用料金		一般（高校生相当以上）：500 円／2 時間 小・中学生：100 円／2 時間 幼児：無料 ※小菅西運動場（スケートボード場）を参考
有償 サービス	レンタル	スケートボード、ヘルメット、プロテクター
	レッスン	初心者体験会、スキルアップ講習会

※管理運営に関する事項は、令和 10 年度中の区議会定例会に体育施設条例改正に関する議案（東金町運動場に本施設を新設）を上程し、可決後、教育委員会にて定めます。

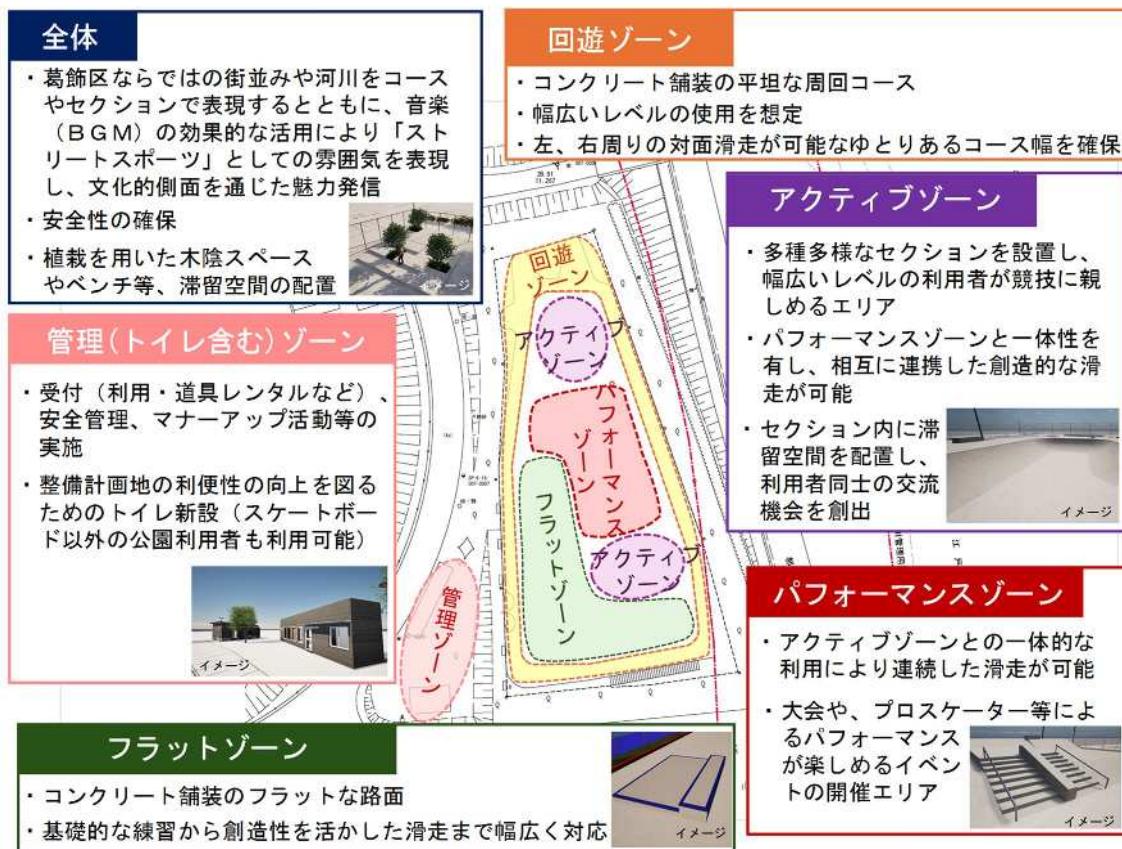
## 6章 整備計画

### 1 主な整備機能

前章の検討結果を踏まえ、スケートボード広場のゾーニングやその他必要な設備等の考え方、及び開設までの参考スケジュールを設定します。

#### (1) ゾーニング

幅広い利用者層への対応とともに、利用者が創造性を発揮できる自由度の高いスケートボード広場の実現を目指し、ゾーニングを示します。



#### ア 全体

- ストリートカルチャーから育まれたスポーツであるスケートボードの特色を活かし、葛飾区ならではの街並みや河川をコースやセクションで表現し、本区の街中を滑走するようなイメージで設計します。また、音響設備を配備し、音楽（BGM）の効果的な活用により「ストリートスポーツ」としての雰囲気を表現します。これにより、「スポーツ」と「文化・芸術」の両面を通じてスケートボードの魅力や楽しさを発信「スポーツ」と「文化・芸術」の両面を通じて、スケートボードの魅力や楽しさを発信します。
- 植栽を用いた木陰スペースやベンチ等の滞留空間を配置し、利用者の休憩やスケートボードの観覧が可能な設計とします。
- 利用者間の衝突等の発生を抑制し、誰もが安全に利用できるコースやセクションの配置を設計します。

## イ 回遊ゾーン

- ・滑走エリアの外周を囲むように設置した周回コースです。
- ・コンクリート舗装による整備とします。
- ・左右両周りの対面滑走が可能なゆとりあるコース幅を確保し、利用者が自由に長距離の周回滑走が楽しめるエリアとします。

## ウ フラットゾーン

- ・コンクリート舗装の平坦な路面を整備します。
- ・基礎的な練習からスキルアップまで、利用者の習熟度に合わせた自由な使い方ができるエリアです。
- ・セクションを設置する場合は、置き式（移設可能）を想定します。



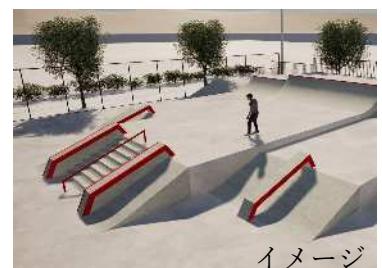
## エ アクティブゾーン

- ・コンクリート舗装による、多種多様なセクションを設置し、幅広いレベルの利用者が競技に親しめるエリアとします。
- ・パフォーマンスゾーンと一体性を有した配置とし、相互のセクションを活かした、創造的な滑走を楽しめるエリアとします。
- ・セクション内に滞留空間を配置し、利用者同士が交流する機会を創出します。



## エ パフォーマンスゾーン

- ・アクティブゾーンとの一体的な利用により、連続した滑走が可能であり、経験と技術を有した愛好者・競技者が、更なるスキルアップやパフォーマンスの発揮を楽しめるエリアとします。
- ・大会やイベントの開催場所とし、スケートボードの魅力を発信していきます。



## オ 管理ゾーン（トイレを含む）

- ・管理スタッフによる利用受付、マナー啓発、競技に関する指導・助言及び講習会等を行います。なお、管理スタッフは、運営時間中の常駐を予定しています。
- ・利用者の利便性に配慮しトイレを新設します。スケートボード広場以外の公園利用者も利用可能な配置とします。

## (2) その他設備

想定している設備は以下のとおりです。必要な規模等については、令和8年度に着手を予定している基本設計・実施設計において詳細を検討します。

### ア 電気設備

ナイター運営を想定した設備を計画します（想定照度 150lx 以上）。また、管理事務所及びトイレに必要となる照明設備を併せて整備します。

### イ 雨水排水設備

建物（管理事務所及びトイレ）及び滑走エリア内に必要となる雨水排水設備を計画します。

### ウ 給水・排水設備

管理事務所及びトイレの整備に必要な、給水・排水設備を計画します。

## 2 想定スケジュール

令和8年度以降の想定スケジュールは以下のとおりです。

なお、基本設計・実施設計における検討の結果、施工期間が変更となる場合があります。

	令和8年度												令和9年度												令和10年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
基本・実施設計																																				
関連法に基づく許可申請等手続き																																				
施工（破線部は入札等の準備期間）																																				
開設準備 <sup>※</sup>																																				

※開設準備完了後、令和10年度中に供用開始します。

(仮称) 水元公園スケートボード広場整備 基本計画

令和 8 年 月発行

葛飾区教育委員会事務局 生涯スポーツ課 管理係

〒124-0022 東京都葛飾区奥戸 7-17-1 (奥戸総合スポーツセンター体育館内)

TEL : 03(3691)7111 (午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

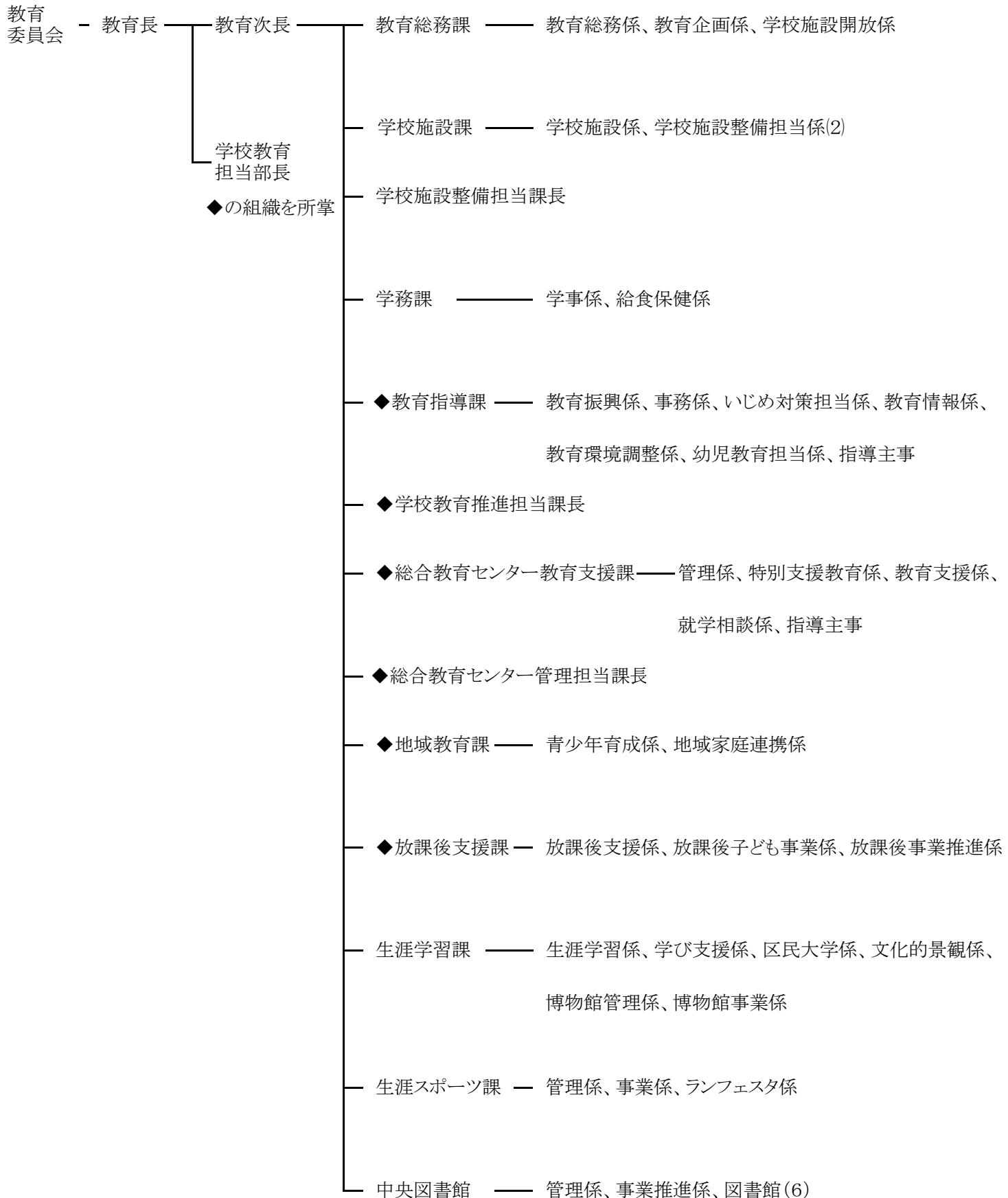
メールアドレス : 301600@city.katsushika.lg.jp



## 教育委員会組織図

令和7年4月1日

(教育委員会事務局)



## 教育次長、学校教育担当部長の所掌組織等

教育次長所掌	学校教育担当部長所掌
<b>教育総務課</b> (1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 教育広報に関すること。 (3) 奨学資金に関すること。 (4) 私立高等学校等入学資金融資あっせんに関すること。 (5) 学校施設の社会教育その他公共のための利用に関すること。 (6) 葛飾区教育振興基本計画の調整及び推進に関すること。	<b>教育指導課</b> (1) 教職員の身分・服務・給与・旅費・福利厚生に関すること。 (2) 教職員の研修に関すること。 (3) 学校の教育課程に関すること。 (4) 教科書採択に関すること。 (5) 科学教育センターに関すること。 (6) いじめ防止等対策、いじめ相談に関すること。 (7) 幼児教育に関すること。
<b>学校施設課</b> (1) 区立学校等、校外施設及び教職員宿舎の財産管理に関すること。 (2) 区立学校及び校外施設の有効利用に関すること。 (3) 区立学校、校外施設及び教職員宿舎の用地取得計画等に関すること。 (4) 区立学校、校外施設及び教職員宿舎の用途変更及び用途廃止に関すること。 (5) 移動教室（校外施設で執行する分に限る。）に関すること。 (6) 区立学校等、校外施設及び教職員宿舎の整備に関すること。 (7) 区立学校等、校外施設及び教職員宿舎の設置及び廃止に関すること。 (8) 区立学校等、校外施設及び教職員宿舎の維持管理に関すること。 (9) 国庫補助金等の申請に関すること。	<b>学校教育推進担当課</b> (1) 学校教育の情報化施策に関すること。 (2) 水泳指導に係る調整に関すること。
<b>学校施設整備担当係</b> (1) 区立学校の改築に関すること。 (2) 学校施設環境の整備に係る調整に関すること。	<b>総合教育センター教育支援課</b> (1) 特別支援教育の推進に関すること。 (2) 特別支援教育等の助言及び専門家の派遣に関すること。 (3) 特別支援教育等の研修及び特別支援教育の理解啓発に関すること。 (4) 不登校対策に関すること。 (5) 日本語指導に関すること。 (6) 生活指導に関すること。 (7) 特別支援教育・日本語学級に関わる教育課程に関すること。 (8) 特別支援学級の特別支援教育に関わる教科書採択に関すること。
	<b>総合教育センター管理担当課</b> (1) 総合教育センターの施設の維持管理に関すること。 (2) 特別な支援を必要とする児童・生徒等の就学相談・就学決定に関すること。 (3) 特別支援学級等の学級編成に関すること。

<p><b>学務課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学齢児童、生徒の就学に関すること。</li> <li>(2) 学級編制、通学区域に関すること。</li> <li>(3) 就学援助に関すること。</li> <li>(4) 学校給食に関すること。</li> <li>(5) 学校保健衛生に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 保田しおさい学校の学級編成に関すること。</li> <li>(5) 医療的ケアに関すること。</li> <li>(6) 副籍制度に関すること。</li> </ul>
<p><b>生涯学習課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯学習の調整に関すること。</li> <li>(2) 生涯学習情報の提供に関すること。</li> <li>(3) 文化・芸術に関すること。</li> <li>(4) 社会教育計画に関すること。</li> <li>(5) 社会教育委員に関すること。</li> <li>(6) 区民の学習及び交流に関すること。</li> <li>(7) 各種講座、教室等の実施に関すること。</li> <li>(8) 社会教育関係団体の育成及び支援に関するこ と。</li> <li>(9) 生涯学習及び社会教育に係る指導及び助言に に関すること。</li> <li>(10) かつしか区民大学に関すること。</li> <li>(11) 葛飾柴又の文化的景観に関すること。</li> <li>(12) 文化財の保護、調査、登録及び指定、管理、活 用等に関すること。</li> <li>(13) 郷土と天文の博物館に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 青少年教育に関すること。</li> <li>(2) 青少年委員に関すること。</li> <li>(3) 青少年団体の育成指導に関すること。</li> <li>(4) 青少年問題協議会に関すること。</li> <li>(5) 青少年育成地区委員会に関すること。</li> <li>(6) 学校支援に係る地域人材に関すること。</li> <li>(7) 地域教育及び家庭教育の推進に関すること。</li> <li>(8) 学校、家庭及び地域の連携に関すること。</li> <li>(9) 学校地域応援団に関すること。</li> </ul>
<p><b>生涯スポーツ課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会体育に関する施設の利用、管理及び運営に に関すること。</li> <li>(2) 社会体育に関する施設の財産管理及び整備計 画に関すること。</li> <li>(3) 区民のスポーツ振興に関すること。</li> <li>(4) スポーツ推進委員に関すること。</li> <li>(5) 社会体育団体に関すること。</li> <li>(6) 社会体育事業に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 私立学童保育クラブの整備に関すること。</li> <li>(2) 私立学童保育クラブの整備及び運営に係る 国庫支出金及び都支出金に関すること。</li> <li>(3) 私立学童保育クラブの運営に係る補助金に に関すること。</li> <li>(4) 私立学童保育クラブの入会調整に関すること。</li> <li>(5) 放課後子ども総合プランの推進に関すること。</li> <li>(6) 放課後子ども事業の運営に関すること。</li> <li>(7) 放課後支援事業の調整に関すること。</li> </ul>

中央図書館

- (1) 図書資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書資料の館内利用、管理運営に関すること。
- (3) 視聴覚資料の収集、整理及び保存に関するこ  
と。
- (4) 読書案内及び読書相談に関するこ  
と。

教育委員会事務局管理職員名簿

令和7年12月1日

NO	職　　名	氏　　名	内　線　番　号	直　通　番　号
1	教育長	市川　茂	2700	5654-8590
2	教育次長	山崎　淳	2710	5654-8450
3	学校教育担当部長	山梨　智弘	2750	5654-8490
4	教育総務課長	羽田　顕	2701	5654-8446
5	学校施設課長	川端　嘉彦	2711	5654-8451
6	学校施設整備担当課長	加藤　義人	2791	5654-8388
7	学務課長	大倉　義雄	2721	5654-8456
8	教育指導課長	杉山　茂	2751	5654-8466
9	学校教育推進担当課長	江川　泰輔	2761	5654-8543
10	総合教育センター教育支援課長	二ノ宮　正信	2795	5668-7601
11	総合教育センター管理担当課長	松井　美貴子	2799	5668-7601
12	統括指導主事	青木　大輔	2757	5654-8471
13	統括指導主事	田辺　留美子	2796	5668-7608
14	地域教育課長	高橋　裕之	2741	5654-8481
15	放課後支援課長	宮木　亮	2611	5875-6675
16	生涯学習課長	土居　真喜	2731	5654-8473
17	生涯スポーツ課長	張替　武雄	2990	3691-7111
18	中央図書館長	香川　幸博	2196	3607-9201

教育委員会事務局係長級職員名簿

令和7年12月1日

NO	現 任 職	氏 名	内 線 番 号 等
1	教 育 総 務 課 教 育 総 務 係 長	栗 津 悠	2702~4
2	教 育 総 務 課 教 育 企 画 係 長	木 村 圭 佑	2705~6
3	教 育 総 務 課 学 校 施 設 開 放 係 長	江 澤 路 知 子	2987
4	学 校 施 設 課 学 校 施 設 係 長	菌 部 宏	2712~5
5	学 校 施 設 課 学 校 施 設 整 備 担 当 係 長	坂 野 友 亮	2707~9
6	学 校 施 設 課 学 校 施 設 整 備 担 当 係 長	西 久 保 美 佳	
7	学 务 課 学 事 係 長	入 山 達 也	2722~5
8	学 务 課 給 食 保 健 係 長	棟 方 陽 祐	2726~7、2729
9	教 育 指 導 課 教 育 振 興 係 長	齋 藤 智 三	2758、2754~5、2768
10	教 育 指 導 課 事 務 係 長	大 川 芳 治	2752~3
11	教 育 指 導 課 い じ め 対 策 担 当 係 長	佐 藤 恵 子	2717
12	教 育 指 導 課 教 育 情 報 係 長	松 岡 亮	2766
13	教 育 指 導 課 教 育 環 境 調 整 係 長	芹 澤 新 太 郎	2883
14	教 育 指 導 課 教 育 指 導 担 当 係 長	佐 藤 正 紀	2719
15	教 育 指 導 課 指 導 主 事	市 川 智 子	2756 2757 2759 2788
16	教 育 指 導 課 指 導 主 事	森 谷 尚 輝	
17	教 育 指 導 課 指 導 主 事	谷 隆 弘	
18	教 育 指 導 課 指 導 主 事	長 田 進	
19	教 育 指 導 課 指 導 主 事	星 野 仁 史	
20	教 育 指 導 課 指 導 主 事	多々納 竜 太	
21	総 合 教 育 セン タ ー 教 育 支 援 課 管 理 係 長	石 川 有 希 子	2798
22	総 合 教 育 セン タ ー 教 育 支 援 課 特 別 支 援 教 育 係 長	後 藤 雪 絵	2797
23	総 合 教 育 セン タ ー 教 育 支 援 課 教 育 支 援 係 長	原 正 雄	2796
24	総 合 教 育 セン タ ー 教 育 支 援 課 就 学 相 談 係 長	村 上 貴 寛	2797

教育委員会事務局係長級職員名簿

令和7年12月1日

No	現 任 職	氏 名	内 線 番 号 等
25	総合教育センター教育支援課 指導主任	納 太郎	2796
26	総合教育センター教育支援課 指導主任	田 場 正 幸	
27	地域教育課 青少年育成係長	宮 村 淳 史	2742~3
28	地域教育課 地域家庭連携係長	島 村 智 志	2762、2764
29	放課後支援課 放課後支援係長	川 村 雅 和	2612~4
30	放課後支援課 放課後子ども事業係長	櫻 井 智 広	2744、2746~9、2763
31	放課後支援課 放課後子ども事業係主任	渡 邊 純 子	
32	放課後支援課 放課後事業推進係長	田 代 和 聖	2616、2617
33	放課後支援課 放課後支援担当係長	飯 塚 貴 史	2746、2747
34	生涯学習課 生涯学習係長	柳 澤 正 徳	2732~2733
35	生涯学習課 学生び支援係長	佐 藤 吉 裕	2737~9
36	生涯学習課 生涯学習担当係長	柳 澤 雅 弘	
37	生涯学習課 区民大学係長	清 水 一 樹	2735~6
38	生涯学習課 文化的景観係長	小 西 健 司	2734、2786
39	生涯学習課 郷土と天文の博物館管理係長	白 浜 聰 子	2993
40	生涯学習課 郷土と天文の博物館事業係長	戸 上 忠 明	
41	生涯学習課 郷土と天文の博物館担当係長	永 越 信 吾	
42	生涯スポーツ課 管理係長	森 川 玲	2991
43	生涯スポーツ課 管理係主任	小 嶋 竜 太	2991
44	生涯スポーツ課 事業係長	戸井田 直 樹	2992
45	生涯スポーツ課 ランニングエースタ係長	犬 塚 洋 幸	3651
46	中央図書館 管理係長	田 村 崇 之	2973、2195
47	中央図書館 事業推進係長	柳 原 早和子	
48	中央図書館 図書担当係長	太 田 拓 洋	
49	中央図書館 図書担当係長	田名網 幸 恵	

教育委員会事務局係長級職員名簿

令和7年12月1日

N0	現 任 職	氏 名	内 線 番 号 等
50	中央図書館 立石図書館長	小池貴子	3696-4451
51	中央図書館 お花茶屋図書館長	吉本美代子	3690-7661
52	中央図書館 上小松図書館長	斎藤繁	3696-7901
53	中央図書館 亀有図書館長	石崎早苗	3690-1901
54	中央図書館 水元図書館長	太田隆次	3627-3111
55	中央図書館 鎌倉図書館長	葛西金光	3650-7741